第３５回

公会計監査機関意見交換会議

ープ ロ グ ラ ムー

少子高齢化に係る諸問題と検査・監査・評価

開 催 日　令和８年３月６日（金）
開催場所　イイノホール＆カンファレンスセンター
開催形式　会場での対面形式及びオンライン形式（ライブ配信）

会 計 検 査 院

目　　次

（ページ）

Ⅰ　第３５回公会計監査機関意見交換会議の概要　‥‥‥‥‥‥‥‥　１

Ⅱ　基　調　講　演　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　５

「少子高齢化・人口減少社会の課題

～いかに成長と社会保障制度を持続するか～」

【基調講演者】　翁　百合（株式会社日本総合研究所　シニアフェロー）

Ⅲ　パネルディスカッション　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３５

「少子高齢化に係る諸問題と検査・監査・評価」

Ⅰ　第３５回

公会計監査機関意見交換会議の概要

開 催 の 趣 旨

公会計監査に関与する機関の関係者が一堂に会して、公会計監査の現状、効果的な監査活動の在り方等について公開討議を行ったり、意見交換を行ったりすることにより、監査機関相互の連携を強化し、検査・監査・評価活動の一層の充実に資することを目的として意見交換会議を開催するものです。

プ ロ グ ラ ム

開催日　3月6日(金)　13時20分～17時30分（対面及びオンラインのハイブリッド形式）

構　　成	時　　間	内　　容
主 催 者 挨 拶	13:20～13:25	会計検査院長
基 調 講 演	13:25～14:15	「少子高齢化・人口減少社会の課題 ーいかに成長と社会保障制度を持続するか」 講演者：翁　百合 （ 株式会社日本総合研究所　シニアフェロー ）
休　　憩	14:15～14:25	
パネルディスカッション プレゼンテーション 休　　憩 討　　議	14:25～15:45 15:45～16:00 16:00～16:50	「少子高齢化に係る諸問題と検査・監査・評価」
名 刺 交 換 会	17:00～17:30	

※ 時間配分は目安となっておりますので御了承ください。

今 回 の テ ー マ に つ い て

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少や少子高齢化の急速な進展を背景として、社会保障費の増大、経済成長の伸び悩み、労働力人口の減少等の難しい課題に直面している。

そのような中にあって、公的機関は、様々な課題に適切に対処することが求められており、これに伴い検査・監査・評価についても、より一層の充実が期されていると思料される。

そこで、公会計の検査・監査・評価に携わる各機関が、人口減少や少子高齢化に関連する諸課題に対していかなる検査等を実施しているか、またその役割を適切に果たしていくために行っている取組等について、幅広く意見を交換する。

（パネリスト）

樋渡　　克久　（総務省 行政評価局 評価監視官）
高務　　裕子　（鳥取県 代表監査委員）
髙橋　　朋江　（国立大学法人北海道大学 監事・国立大学法人等監事協議会 会長）
長村　　彌角　（日本公認会計士協会 公会計委員会 前委員長）
鷹箸　　博史　（会計検査院 事務総長官房 総括審議官）

（コーディネーター）

堀　　真奈美（東海大学 健康学部 健康マネジメント学科 教授）

Ⅱ　基　調　講　演

【基調講演者】

翁（おきな）　百合（ゆり）

（株式会社日本総合研究所　シニアフェロー）

経　　歴

昭和 57 年　慶應義塾大学経済学部卒業
　　59 年　慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程修了後　日本銀行勤務
平成　4 年　日本総合研究所　副主任研究員
　　6 年　　同　　主任研究員
　　12 年　　同　　主席研究員
　　18 年　　同　　理事
　　26 年　　同　　副理事長
　　30 年　　同　　理事長
令和　7 年　　同　　シニアフェロー　　現在に至る

学　　位

京都大学　博士（経済学）

歴　　任

- 金融庁金融審議会委員
- 財務省財政制度等審議会委員
- 厚生労働省社会保障審議会委員
- 内閣官房「新しい資本主義実現会議」構成員
- 税制調査会会長
- NIRA 研究開発機構理事・研究主幹　　等

主な著書等として

- 『金融危機とプルーデンス政策』　（日本経済新聞出版社、2010 年）
- 『国民視点の医療改革－超高齢社会に向けた技術革新と制度』
（慶應義塾大学出版会、2017 年）　　他

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

少子高齢化・人口減少社会の課題
～いかに成長と社会保障制度を持続するか～

2026年3月6日

日本総合研究所
翁百合

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

本日お話しすること
～日本の持続的成長のための課題は何か？～

- 人口減少に直面する日本
- 持続的成長の視点：「人への投資」はなぜ大切か
- 持続的社会保障の視点：社会保障改革の必要性
- まとめ：今後の課題

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

人口減少に直面する日本

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

進む人口減少・少子高齢化

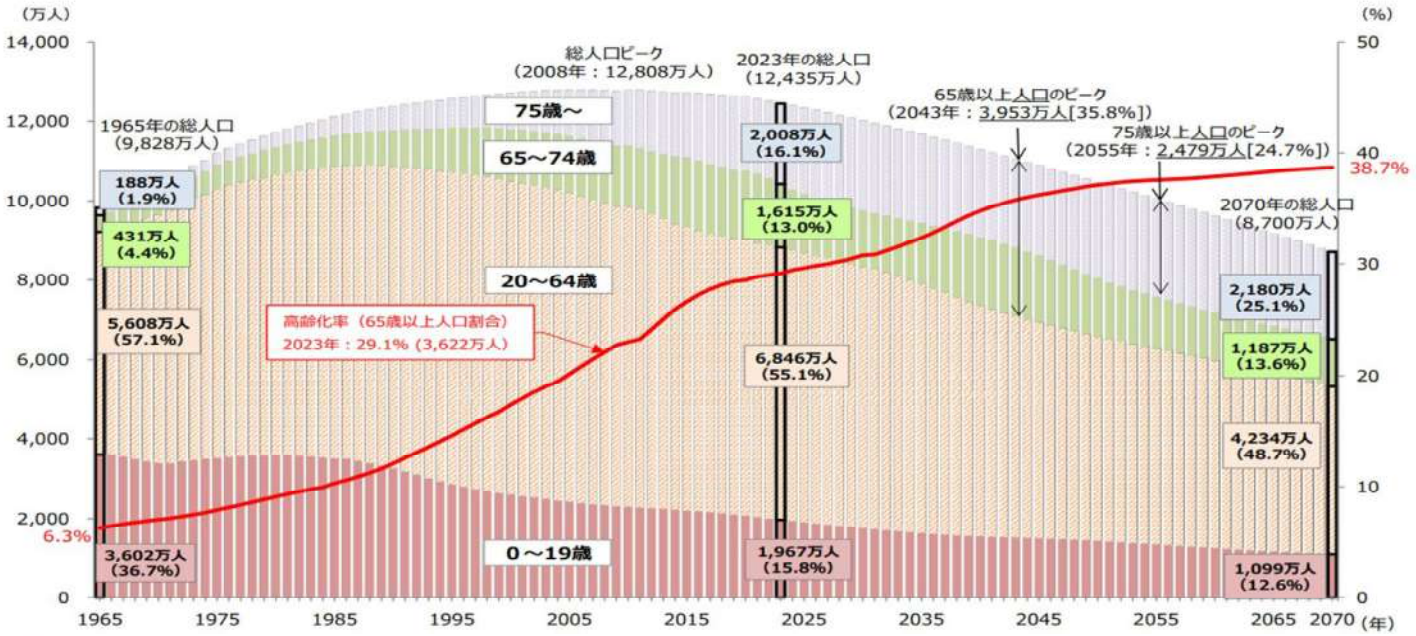

（注） カッコ書きの計数は構成比
（出所） 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年４月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

（資料）財務省

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

少子高齢化を伴う人口減少がもたらす課題：論点

- 人口動態変化：人手不足による供給不足を惹起し、少子高齢化は生産性にも影響する可能性。加えて、国内マーケットそのものが縮小。どう持続的成長を確保するかが重要な論点。

- 少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障の持続を難しくしている。

- 急速な人口減少により、地域の持続可能性の確保がきわめて重要になる。

- 人口ビジョン2100：2100年に8000万人規模に**人口定常化**、同時に**経済強靭化**。二つの戦略の同時追求が、日本社会のサステナビリティの根本。

- 人口減少を危機感を持って自分事としてとらえる必要：子どもたちの選択肢を広く残せる社会に。危機であるが、政府・自治体・企業など全てが足元を見直し、変革の機会とすべき。

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

人口ビジョン2100（概要版より）

目指すべきは8000万人での人口定常化

・人口定常化として目指すべきシナリオはBケース。**2100年に8000万人で人口が定常化することを目標とすべき**。そのためには、**2040年ごろまでに1.6、2050年ごろまでに1.8に到達する**ことが望まれる。

・人口が定常化しはじめると、同時に**高齢化率はピークを打って低下していく「若返り経路」に乗る。**高齢化率は、このままだと4割の水準で高止まりするが、Bケースでは30%（2100年）にまで低下。

<「人口定常化」をめぐる4つのケース（独自試算）> （資料）国際医療福祉大・人口戦略研究所

	2100年の人口の規模と構造			
	総人口	高齢化率	外国人割合	人口の状況
Aケース（出生率急回復） 2040年にTFR＝2.07 2040年以降国際移動均衡	9100万人	28%	10.4%	・総人口は定常化の軌道に入る。 ・高齢化率は35%（2052年）をピークに、現在と同水準（28%）に低下。外国人割合は10%。
Bケース（出生率回復） 2060年にTFR＝2.07 2040年以降国際移動均衡	8000万人	30%	10.4%	・総人口はほぼ定常化の軌道に入る。 ・高齢化率は36%（2054年）をピークに、30%に低下。 ・外国人割合は10%。
Cケース（将来推計・中位推計） TFR＝1.36、外国人入超（年間16.4万人）	6300万人	40%	15.5%	・総人口は、安定せず、減少し続ける。 ・高齢化率は40%で高止まり。 ・外国人割合は15%を超える。
Dケース（将来推計・低位推計） TFR＝1.13、外国人入超（年間16.4万人）	5100万人	46%	15.6%	・総人口は、安定せず、減少し続ける。 ・高齢化率は46%で高止まり。 ・外国人割合は15%を超える。

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

人口ビジョン2100（概要版より）

日本総研 The Japan Research Institute, Limited

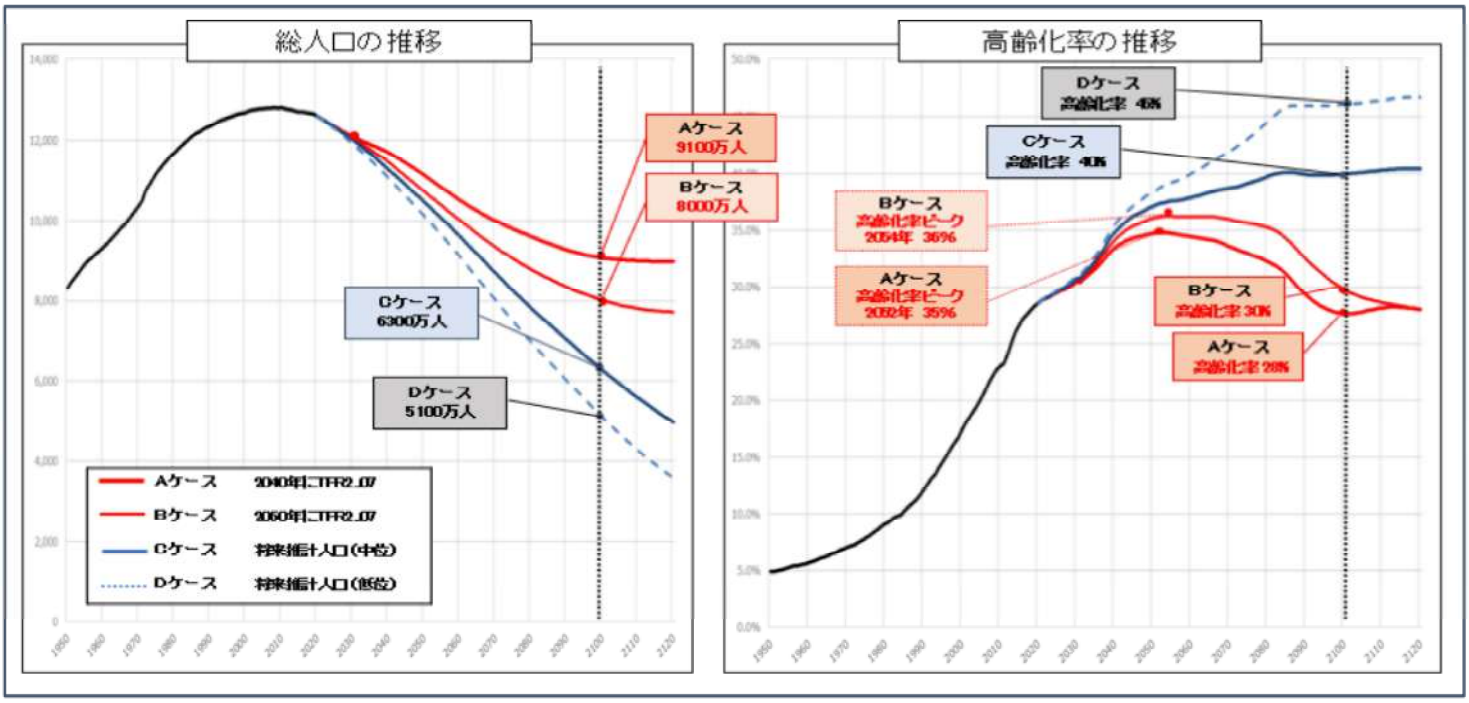

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

2.「定常化戦略」における論点

日本総研 The Japan Research Institute, Limited

若年世代の「所得向上」、「雇用改善」が最重要

・結婚を願う男女の希望を叶えるためには、若年世代の「所得向上」や不安定な就労を解消する「雇用の改善」が最重要の論点。

「共働き・共育て」の実現

・女性就労の「L字カーブ問題」は、出産を躊躇させる少子化要因であるとともに、女性のキャリア形成上の障害となっており、人材活用の点でも大きな課題。

多様な「ライフサイクル」が選択できる社会づくり

・20代、30代は「人生のラッシュアワー」。年齢や環境に関わらず、学業や就労で多様な選択ができるよう、制度や社会規範を見直していくことが必要。

若い男女の健康管理を促す「プレコンセプションケア」

・男女ともに加齢に伴い妊娠する力（妊孕性(にんようせい)）は低下。若い男女の選択を支えるためには、「プレコンセプションケア（男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、思春期から生涯にわたって健康管理を行うよう促す取組み）」の普及が重要。

安心な出産と子どもの健やかな成長の確保

・伴走型相談支援と経済的支援、産後ケア、地域産科医療の整備や出産費用（正常分娩）の保険適用に取り組むべき。子ども虐待対策、ひとり親家庭（母子家庭）支援の抜本的拡充を重要。

子育て支援の「総合的な制度」の構築と財源確保

・子育て支援制度を一つの制度へ統合し、「総合的な制度」の構築を目指すべき。社会全体で支えていく「共同養育社会」の視点から、税と保険料のバランスを配慮しながら、安定財源の確保に取り組むことが重要。

住まい、通勤、教育費など（特に「東京圏」の問題）

・東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、避けて通れない課題。

（資料）人口ビジョン2100　矢印は講演者加筆

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3.「強靭化戦略」における論点

日本総研 The Japan Research Institute, Limited

強靭化戦略の基本的な考え方

・定常化の効果が表れるのは数十年後、目指すシナリオでも2100年の総人口は、現在の3分の2(8000万人)。**質的に強靭化を図ることにより、現在より少ない人口でも、多様性に富んだ成長力のある社会を構築していくのが強靭化戦略の目標**。

・その本質は、生産性の向上。経済全体の生産性向上のためには、**生産性の低い企業、産業、地域の構造改革**が重要となる。

戦略の"背骨"は「人への投資」

・**強靭化戦略を貫く"背骨"にあたる考えは、「人への投資」の強化**。
①人材育成のオープン化、②教育費用の負担軽減、③教育の質的向上、④企業における「人への投資」、⑤子育て世代の「可処分時間」の増大、⑥規制改革、地方分権

一人ひとりが活躍する場を広げる

・成長力のある社会を構築する鍵は、一人ひとりが活躍する場を最大限広げていくこと。新たに活躍するフィールドは、**一つは、人口減少が進む地域の持続的発展を支える「ローカルインクルージョン」、他の一つは、日本という枠に留まらずにグローバルな場でチャレンジする「グローバルチャレンジ」。**

「ローカルインクルージョン」における論点

・**人口減少地域で医療・介護、交通・物流、エネルギー、教育などのサービスを質的に強靭化し、持続性を高める**。深刻な人手不足に対応し、官民連携、「兼ねる」人材、共通プラットフォーム、「担い手」育成に取り組む。

「グローバルチャレンジ」における論点

・一人ひとりの**日本での活躍が世界での活躍に直結するような「イノベーション環境」を整備**。起業、産学連携、人材育成、研究、マーケティングなど、イノベーションに不可欠な環境を総点検。人材の評価も内外直結型へ。

（資料）人口ビジョン2100　矢印は講演者加筆

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

人口ビジョン2100（概要版より）

日本総研 The Japan Research Institute, Limited

二つの戦略の経済効果

・このまま無策で推移すると、2050年-2100年の平均成長率はマイナス1.1%。定常化戦略が実現すると、成長率は0.9ポイント上昇。定常化戦略の効果は直ぐには顕れないが、長期的、安定期に成長率を引き上げ。
・強靭化戦略により生産性の伸び率を高めることができれば、2020年代以降継続して1ポイント引き上げ。
定常化戦略と強靭化戦略の両方の効果があいまって、2050年-2100年の成長率は0.9%程度を維持。
・一人当たりGDPは、定常化戦略によって60万円程度、強靭化戦略によって2.5倍程度まで引き上げ。
・**二つの戦略を一体的に推進していくことによって、短・中・長期にわたって安定的な経済効果が期待できる。**

実質GDP成長率及び一人当たりGDPの試算

※関根敏隆氏（一橋大教授）による試算（人口動向については国際医療福祉大学・人口戦略研究所の試算をベース）。

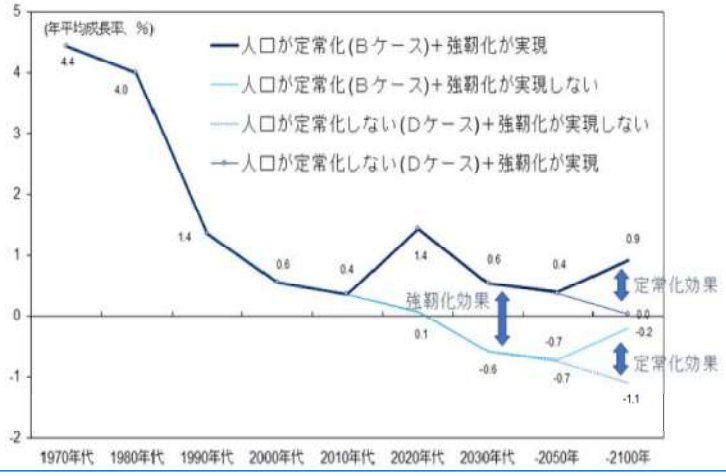

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

地域別の出生率と人口移動

地域別の出生率 （都道府県/全国出生率は2024年）

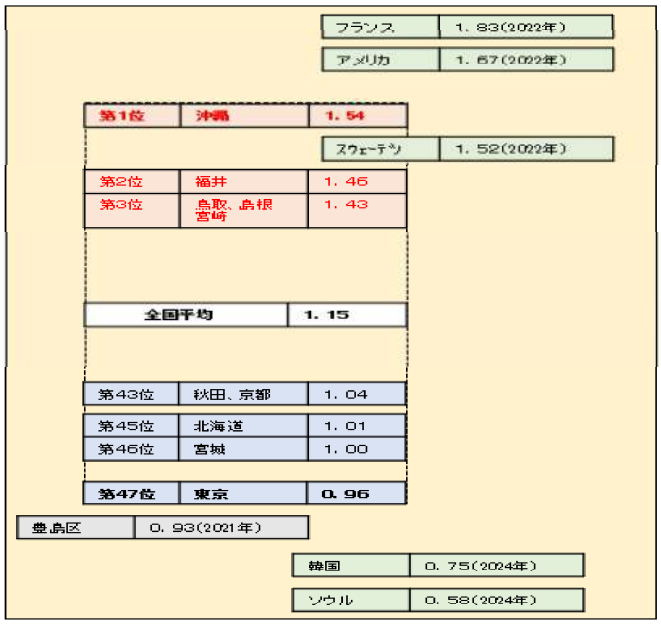

地方と大都市の人口減少の構造的要因

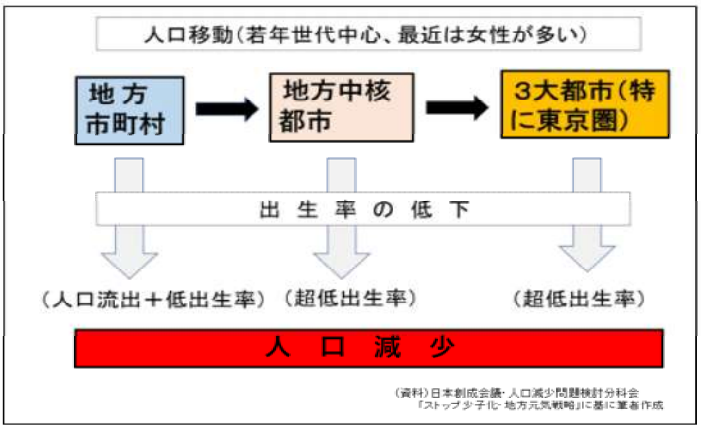

（資料）山崎史郎 内閣官房 人口減少担当事務局長講演資料

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

（参考）いわゆる新増田レポート(2024)
：2050年までの消滅可能性自治体が744

自治体の人口特性別9分類（自然減対策と社会減対策）

A 自立持続可能性自治体: 65
B ブラックホール型自治体: 25 （B-①:18、B-②:7）
C 消滅可能性自治体: 744 （C-①:176、C-②:545、C-③:23）
D その他の自治体: 895 （D-①:121、D-②:260、D-③:514）

封鎖人口移動仮定	減少率20%未満	減少率20～50%未満	減少率50%以上
減少率20%未満	A 自立持続可能性	D-① 自然減対策が必要	B-① 自然減対策が極めて必要
減少率20～50%未満	D-② 社会減対策が必要	D-③ 自然減対策が必要 社会減対策が必要	B-② 自然減対策が極めて必要 社会減対策が必要
減少率50%以上	C-① 社会減対策が極めて必要	C-② 自然減対策が必要 社会減対策が極めて必要	C-③ 自然減対策が極めて必要 社会減対策が極めて必要

（注）縦軸および横軸の「減少率」は、若年女性人口（20～39歳）の減少率

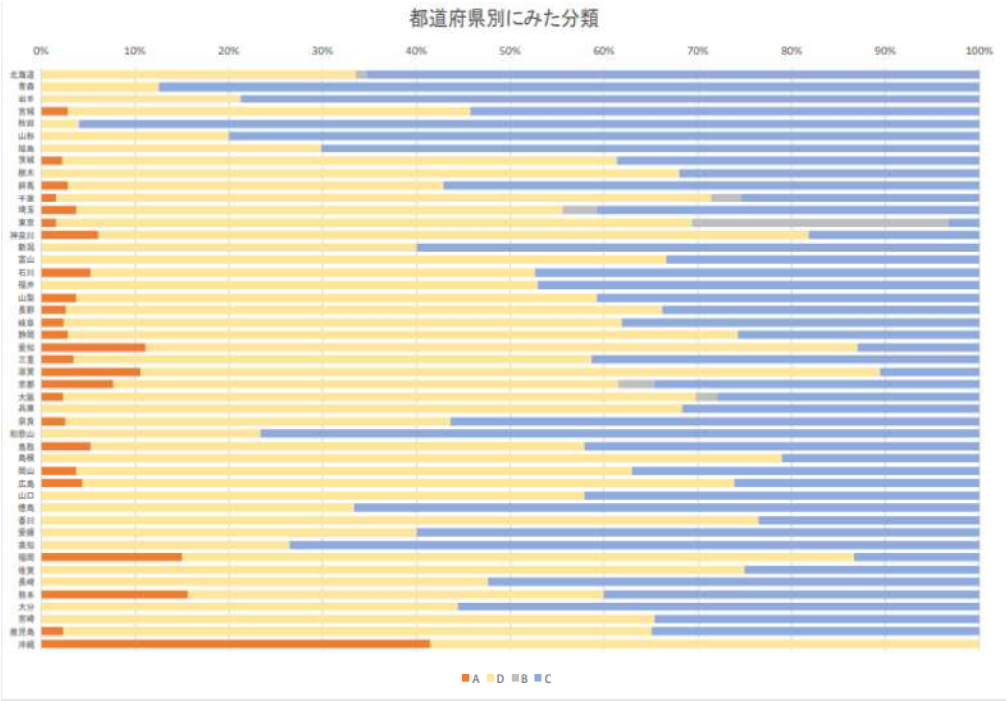

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

持続的成長の視点：「人への投資」はなぜ大切か
～今後のカギを握る実質賃金の上昇～

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

「失われた30年」～潜在成長率低下、国内の新規投資が大胆に行われず

- 「失われた30年」の中で、**企業の中長期的な期待成長率が低下**。人口減少を背景としたデフレマインドの蔓延、将来悲観が背景に存在。
- 1990年代には4%以上であった**潜在成長率は年々低下**し、2010年代に入ってからは**0.5%程度**に低下。

(注) 上場企業、全産業
(資料) 内閣府「企業行動に関するアンケート調査」

(注) シャドーは景気後退期。直近シャドー終期は講演者が設定。
(資料) 日銀

（資料）経済産業省　経済産業政策新基軸部会第二次中間整理（2023）　参考資料集より引用

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

近年まで大企業の投資は国内ではなく、収益率の高い海外に向かっていた

- 日本の大企業は、手堅く投資を行ってきたが、その内訳を見ると**国内の有形・無形固定資産は横ばい**に推移する一方、**対外直接投資は大きく伸ばしている**。

大企業（資本金10億円以上）の有形・無形固定資産の推移

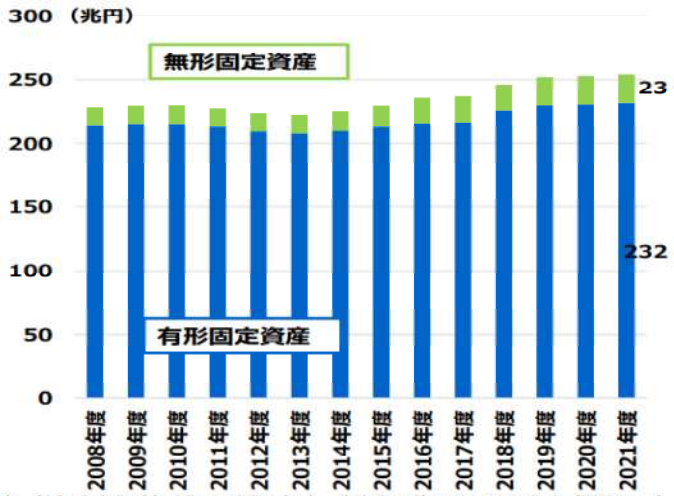

対外直接投資残高

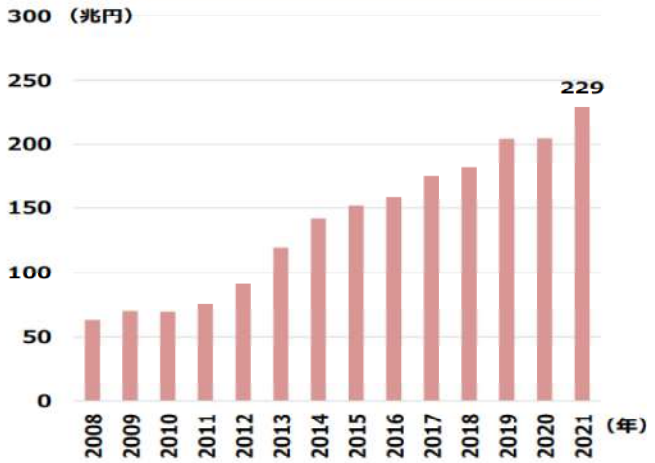

（注）（左）全産業（金融業、保険業を含む）。資本金10億円以上を基に作成（単体ベース）。（右）金融・保険業を含む全産業。簿価ベース。
（出所）（左）財務省「法人企業統計年報」、（右）財務省「本邦資産負債残高」

（資料）経済産業省　経済産業政策新基軸部会第二次中間整理　参考資料集より引用

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

経費削減と海外投資によって利益を増やしていた多くの大企業

- 30年間の大企業の財務を見ると、**売上は微増**、**売上原価は微減**。結果として売上総利益が拡大。設備投資は微減、人件費は微増(*)、配当金は拡大。*総従業者数は666.6万人→746.7万人と12%増
- **企業の経常利益は長期的に増加**し、**足下では過去最高**の数字。

売上高、設備・無形資産投資、従業員給与、配当金等の推移

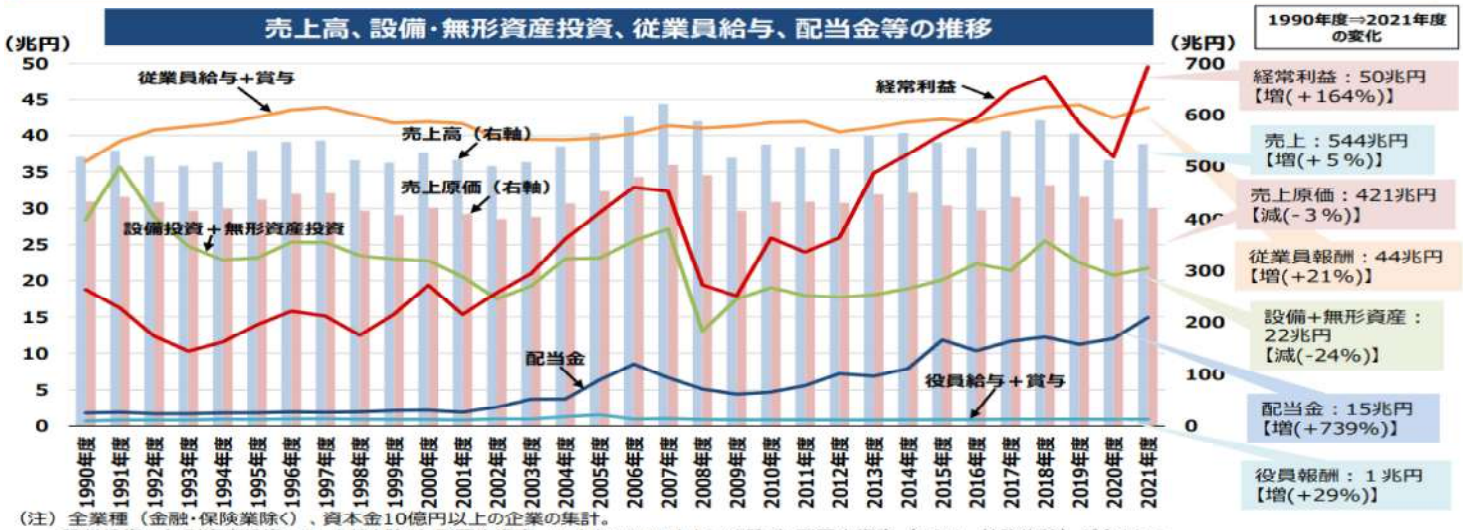

（注）全業種（金融・保険業除く）、資本金10億円以上の企業の集計。
設備投資＋無形資産投資には、土地を除く有形固定資産、ソフトウェア、ソフトウェアを除く無形固定資産（のれん、特許権等）が含まれる。
無形資産投資は、ソフトウェアとソフトウェアを除く無形固定資産について、当該年度の固定資産残高から前年度の固定資産残高を差し引いた値として算出している。
（出所）財務省「法人企業統計調査」

（資料）経済産業省　経済産業政策新基軸部会第二次中間整理　参考資料集より引用

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

1990年代以降の実質賃金の伸び率は停滞

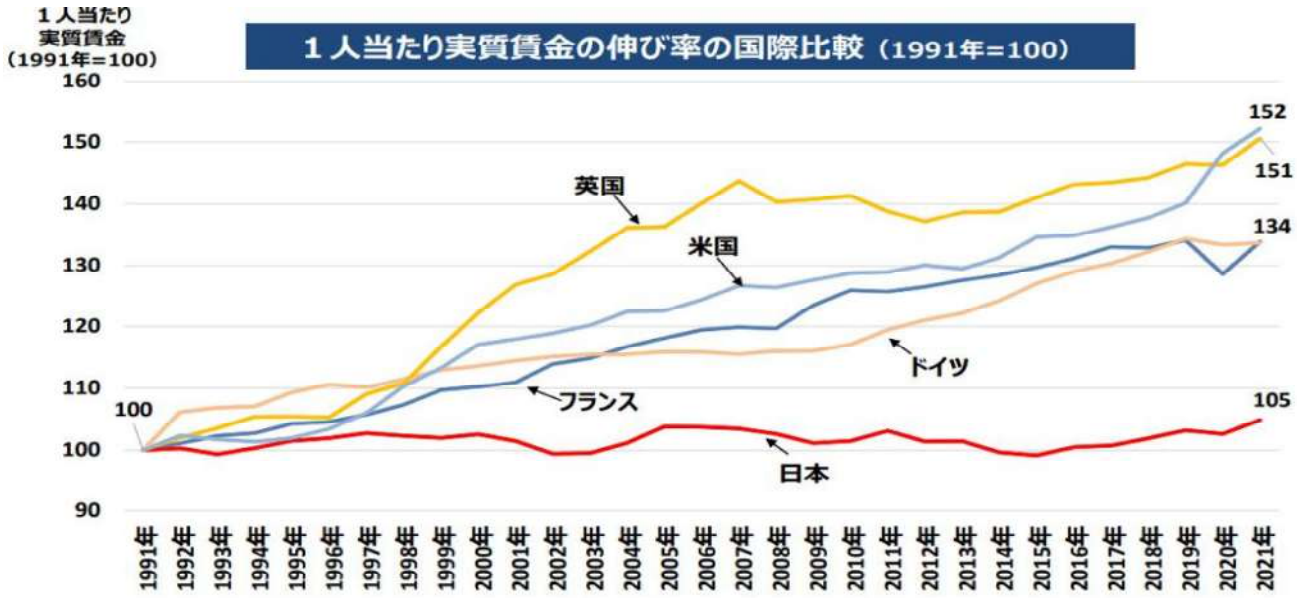

（注）2021年の米国ドル（購買力平価ベース）により実質化した値。国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。
（出所） OECD.Statを基に作成。

（資料）新しい資本主義実現会議基礎資料より引用

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

内外の賃金格差は大きくなるばかり：年功序列賃金では対応できず

職種別の内外賃金差

	全職種合計	経営／企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブデザイン	データアナリティクス	技術研究	プロジェクトマネジメント	営業／マーケティング	生産
日本企業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
外資系企業（日本）	114	122	107	118	116	119	110	127	112	129	121	100
シンガポール	165	174	165	170	163	172	163	178	167	180	173	171
ドイツ	157	156	148	157	151	155	133	150	156	163	166	154
米国	152	156	134	141	142	163	140	164	156	171	154	133
韓国	128	133	130	130	129	129	129	150	126	136	132	121
フランス	121	136	115	122	120	124	119	120	114	131	125	107
カナダ	120	120	105	116	114	122	111	118	127	128	121	109
イタリア	116	110	112	116	113	113	112	105	107	121	123	103
英国	112	120	106	114	108	114	103	116	108	111	118	95
中国(北京)	108	125	96	103	107	115	119	133	102	136	113	79

（注）2023年１月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7−10年目）について、各国の各職種平均の現地通貨の賃金を2021年の購買力平価ドル（OECD）を用いて実質化し、日本企業の各職種の賃金を100とし、各国の各職種の賃金を日本の数値との比率で示したもの。
（出所）マーサー社資料を基に作成。

（資料）新しい資本主義実現会議より引用

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

無形資産投資の国際比較・・・経済的競争力投資の著しい低さが目立つ

無形資産投資とは、知識・技術や人的資本などの「見えない資産」への投資。革新的資産投資（研究開発投資等）、情報化資産投資（ソフトウェア投資等）、経済的競争力投資（人材投資、経営組織改革投資等）＊に大別される。

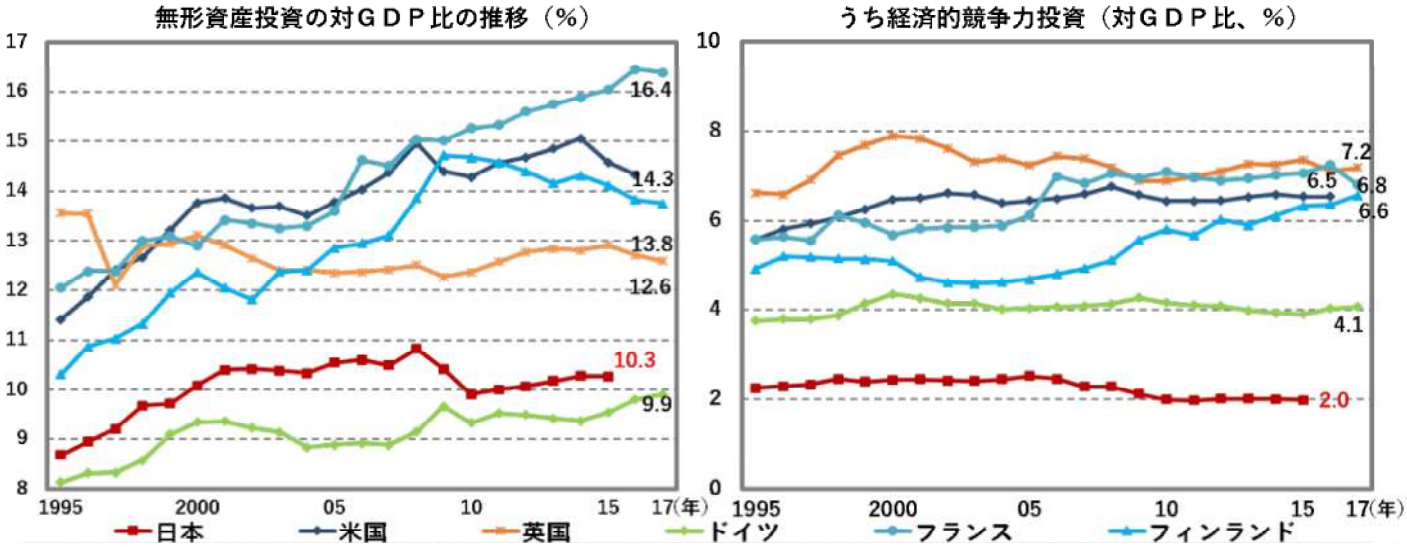

（備考）日本のデータはＪＩＰ2018プロジェクトの一環として宮川学習院大学教授･外木立正大学准教授･滝澤東洋大学教授（当時の肩書）で作成。日本以外のデータはINTAN-Investにより作成。日本以外のデータは不動産･公務･教育･医療･家内工業を除いた数値。国民経済計算における民間企業設備投資では、＊の無形資産のうち、研究開発、コンピューターソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽作品原本が対象。

（資料）選択する未来2.0報告書

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

近年の賃上げの動向

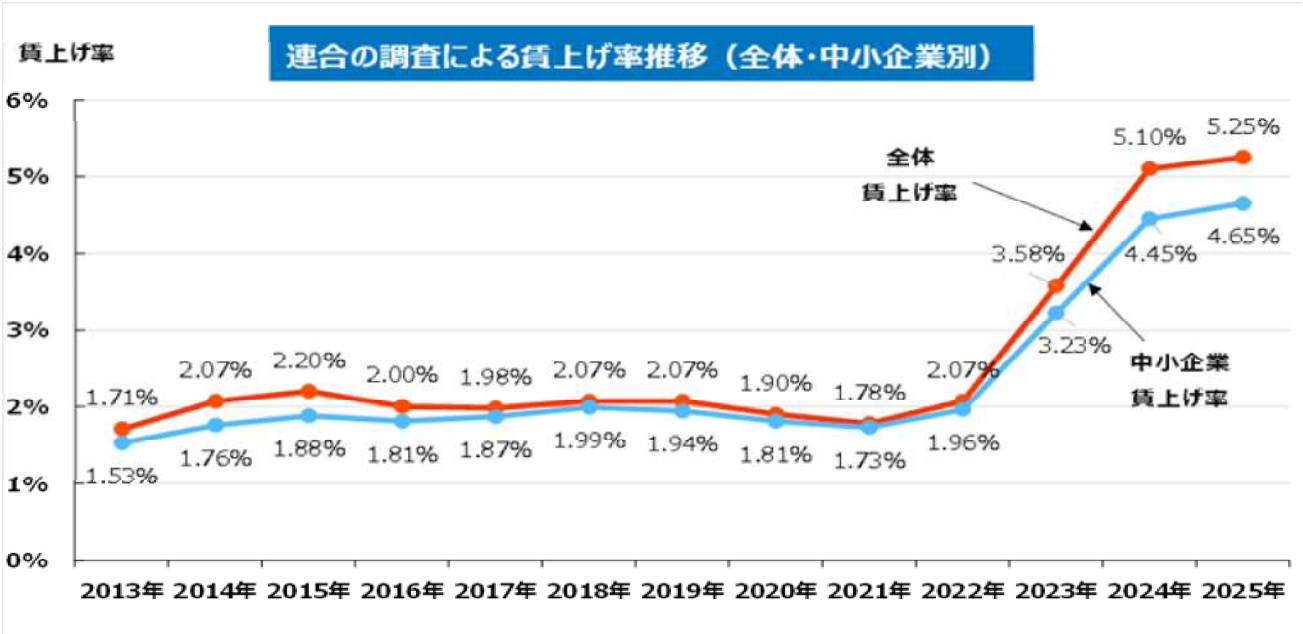

資料：新しい資本主義実現会議資料

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

企業の持続的成長には「人への投資」が益々重要に

- **人手不足**で人への投資や人材戦略が、経営の死活問題に。自律的キャリア志向、転職志向が若年層で急速に拡大、**「人が企業を選ぶ」時代**に。一方で国内マーケットも縮小。。。

- 「人への投資」により、労働人口は減っても、**付加価値生産性を持続的に向上**させる。
人件費はコストではなく「投資」

- 企業が、成長志向があり、性別・年齢にかかわらず**有能な人を惹きつけ続ける**には：
今後のビジネスモデルと整合的な人事制度（報酬体系、退職金・企業年金、教育制度、働き方等も併せて）への変革が重要
ジョブ型とのハイブリッド人事導入・リスキリングは不可欠。自社にあうかたちで考えるべき

⇒従業員のエンゲージメントを上げる：特に女性の潜在能力発揮は今後の経営のカギ

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

高等教育の経済的リターンの男女差
：女性の潜在能力が生かされていない→日本のポテンシャル

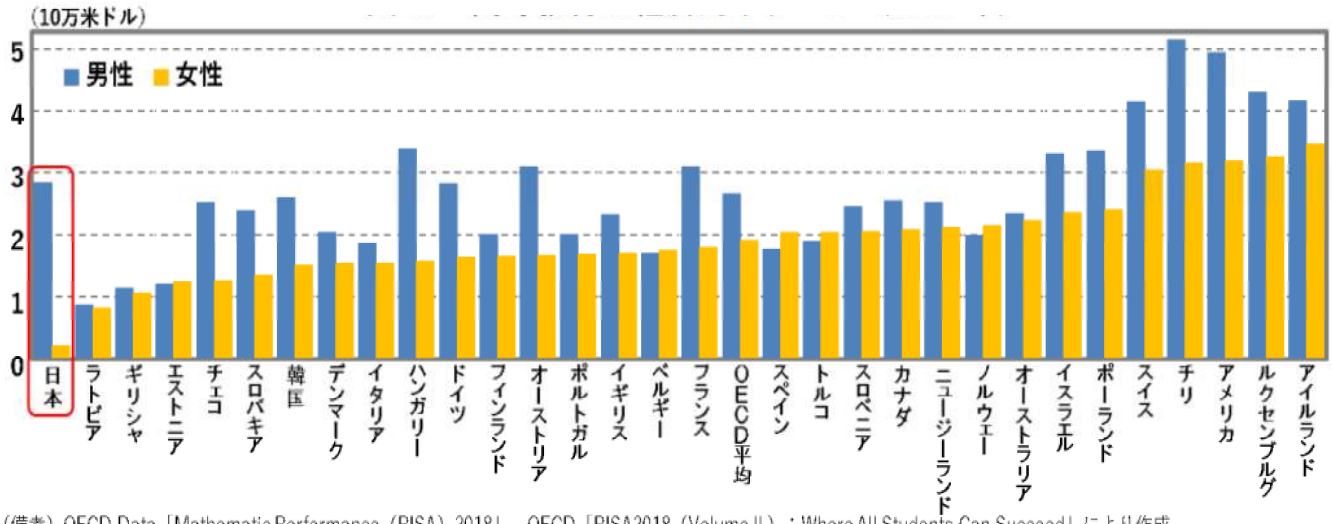

（備考）OECD Data「Mathematic Performance（PISA）2018」、OECD「PISA2018（Volume Ⅱ）：Where All Students Can Succeed」により作成。
高等教育は大学・大学院・高等専門学校・短期大学を含む。高等教育の経済的リターンは、高等教育の便益（生涯所得の増加分）から高等教育の費用（受講費用及び機会費用等）を控除して算出（将来の便益と費用は、２パーセントの割引率で現在価値に換算。）。

（資料）選択する未来2.0報告書

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

男性にはない正規雇用比率のL字カーブ

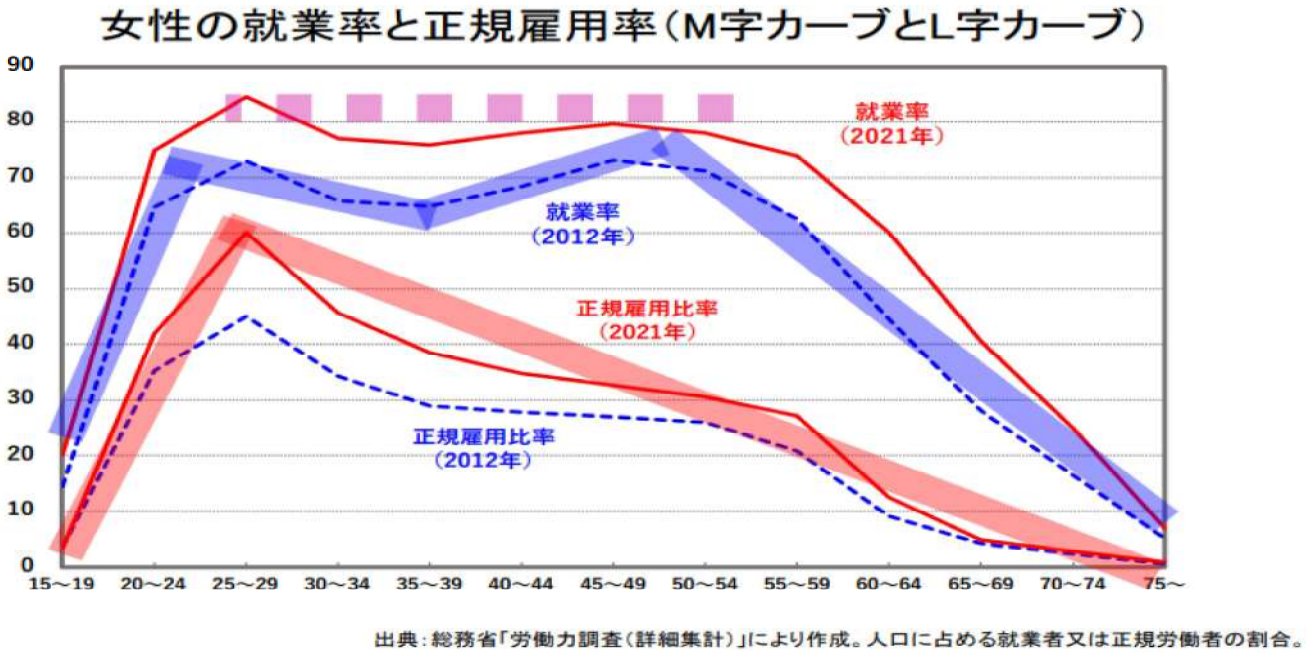

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

根強く残る性別役割分担意識

内閣府アンケート調査：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識　2025年９月

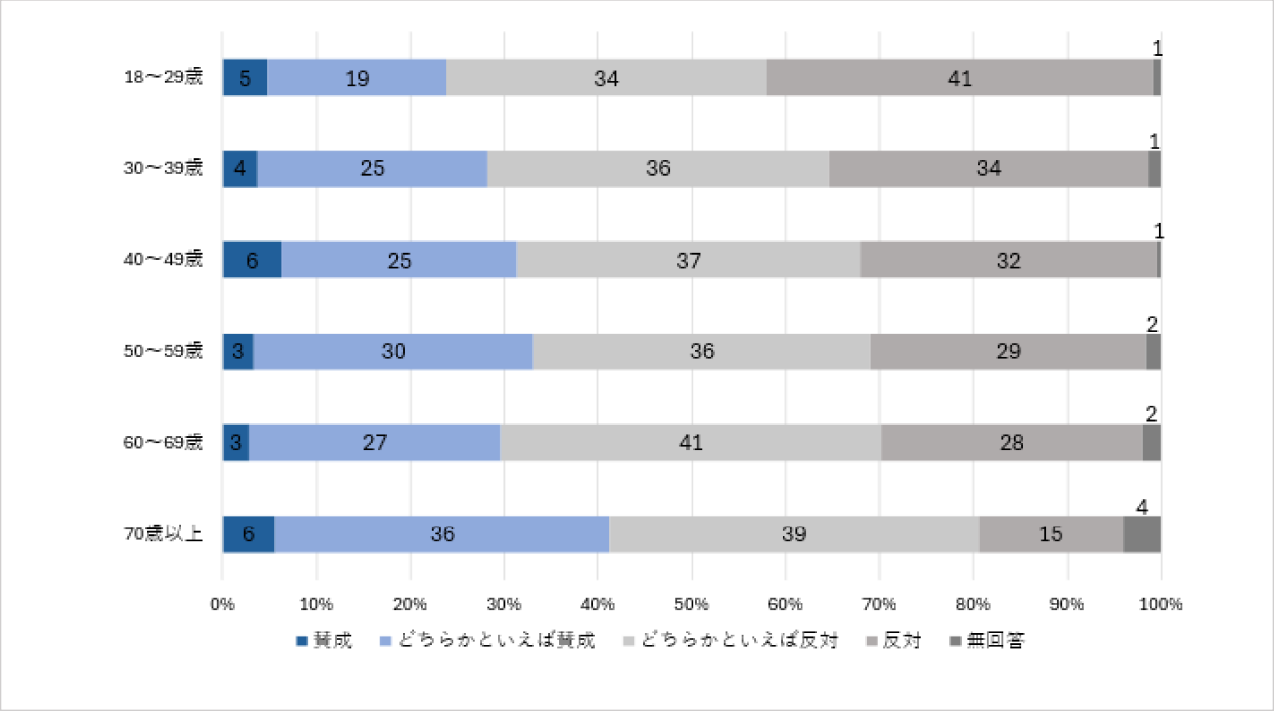

（出所）男女共同参画社会に関する世論調査

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

性別を問わず人びとの成長の実感とウェルビーイングの両立がカギ

- 人への投資・・・**成長機会の提供**により、従業員の潜在能力とエンゲージメントも高まる
- 柔軟な働き方・性別役割分担意識の改革・・家庭生活と両立できる正規社員制度、テレワークの活用、男性育休推進等⇒従業員の**ウエルビーイング**向上
- 脱年功序列、非正規社員支援・・・若者の所得、および安定的な所得の見通しにより、安心して子育てできる環境を作る。若年層の賃金上昇（保険料負担が重い）も課題。

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

グローバルにも注目される「生活賃金」の議論

- 国連グローバルコンパクトが23年夏に始動させた“Forward Faster”で、社会（S）課題として「**生活賃金**（living wage)」（＝労働者とその家族が基本的な生活水準を維持するために必要な賃金水準（必要な費用をカバーする賃金水準））を取り上げ→様々なSDGsにつながる（食、健康的生活等々・・・）
- 日本も含む多くの先進国で最低賃金＜生活賃金（現在全国平均で1121円）
- **日本の最低賃金カバー率：80%台（自動車保有を勘案すると約70%）**
- 単身世帯、2~3人世帯で2~3割が生活賃金未満の生活水準

（注）木村武PRI理事「低賃金はESGリスク、脱・環境対策偏重のススメ」Nikkei Financial (2024)参照。

最低賃金引上げは日本の将来にとっても重要な課題

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

投資家、銀行からも企業の人的資本投資を支援

- **無形資産投資を支援**：企業価値を向上させ、社会的課題解決に結びつける←金融機関・投資家の働きかけ
- **ガバナンス**：**DX**とともに、**人**に注目し、ワークエンゲイジメント（働き甲斐）、報酬体系、働き方、多様性、健康経営などの実態を把握、長期的な企業価値、ビジネスモデルとの関係を分析し、取締役会で議論する必要。
- **エンゲージメント**：データを踏まえて企業が人への投資を「見える化」し、価値創造の考え方について、投資家や銀行などステークホルダーと対話。
- 事業、財務、サステナビリティを統合した対話が重要。単純な価格転嫁だけでなく、人的資本投資による付加価値向上戦略でマークアップを上げていくビジネスモデルが重要。企業も、**社会のサステナビリティと同期したビジネスモデル（BM）改革**に取り組む必要

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

人口動態変化下、持続可能な経営とは？⇒経済強靭化・少子化への対応

過去30年のﾋﾞｼﾞﾈｽﾓﾃﾞﾙ	今後のﾋﾞｼﾞﾈｽﾓﾃﾞﾙ
• コストカット	• **付加価値**創造へフォーカス（MIX戦略）
• 低価格設定	• **マークアップ率**向上
• 賃金維持	• 持続的賃金アップを確保できる稼ぐ力
• 雇用維持	• 人への投資＆リテンション

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

2040年の労働市場―AI導入で地域の専門職・現場人材の不足が顕在化

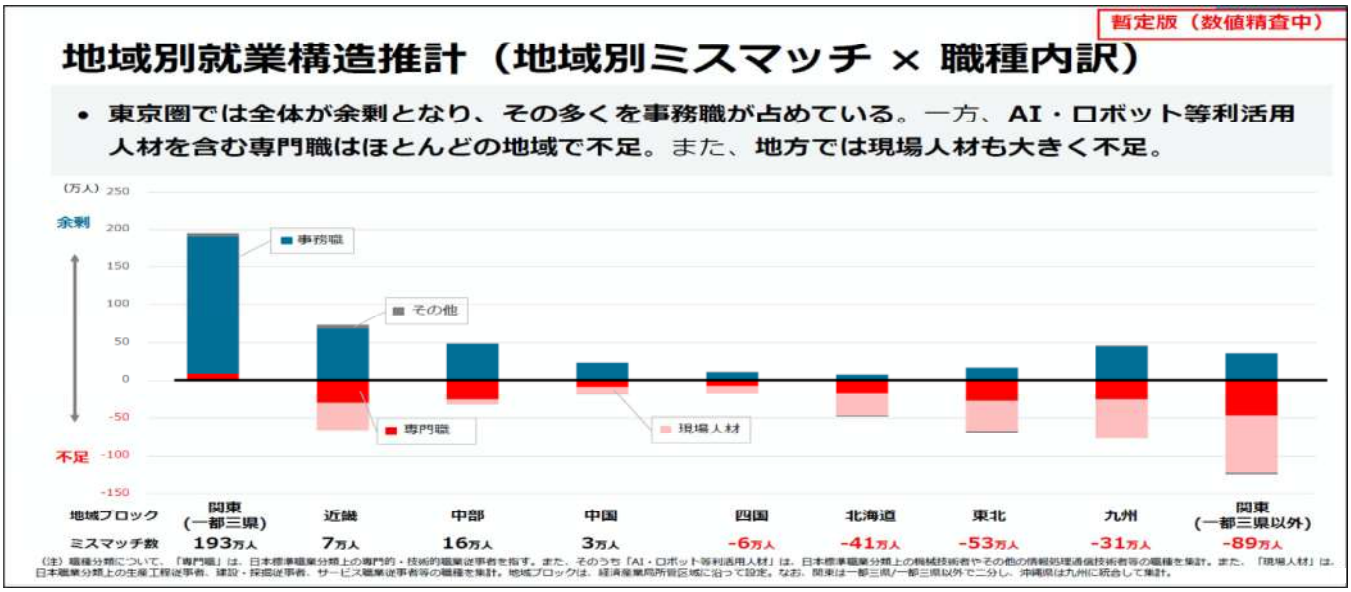

（資料）経済産業省

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

持続的社会保障の視点：求められる社会保障の改革

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本の社会保障の給付と負担の関係

社会保障費は増加の一途で、GDPの1/4を超えている

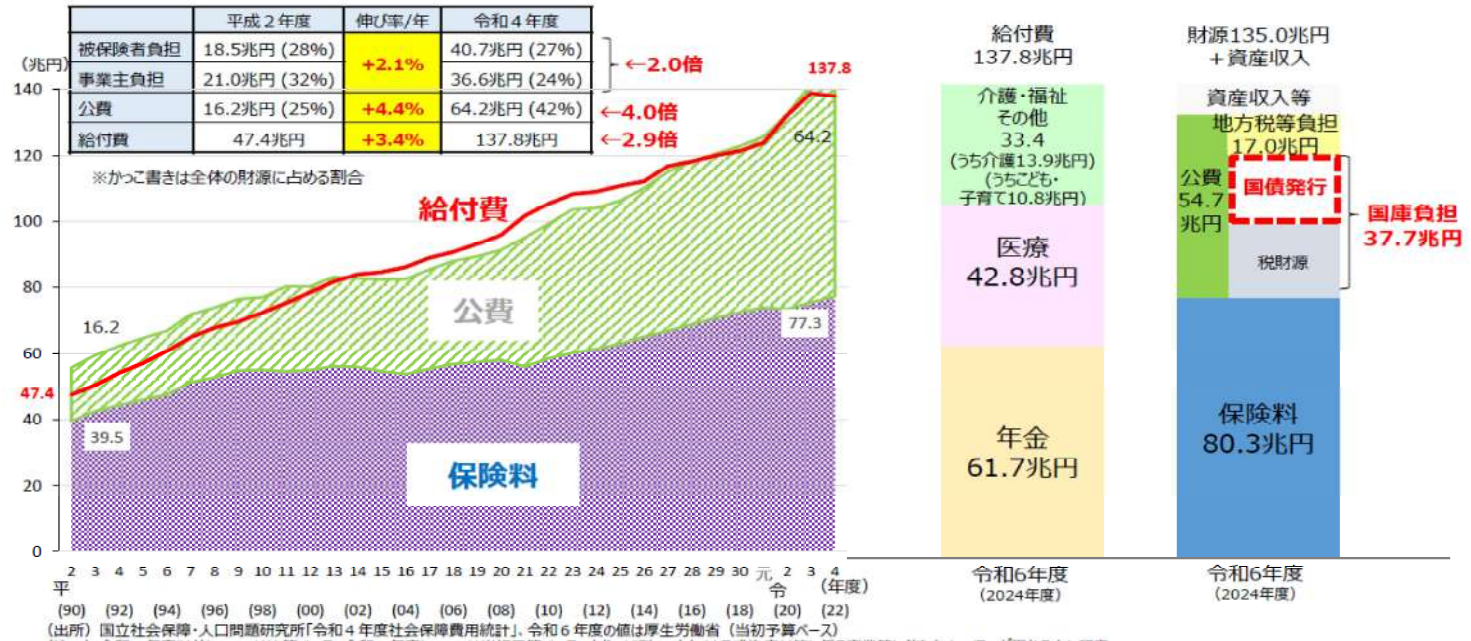

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和４年度社会保障費用統計」、令和６年度の値は厚生労働省（当初予算ベース）
(注１) 令和４年度以前については決算ベース、令和６年度については当初予算ベースであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に伴う支出の扱いが異なる点に留意。
(注２) 令和４年度の給付費については、社会保障給付費（公表値）から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に係る費用（公表値）を除いた場合、129.3兆円となる。

（資料）財務省資料を修正

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

国民医療費は50兆円に近づいている

国民医療費は近年大きく増加（原因は高齢化と、医療の高度化等）：特に若年層の負担に

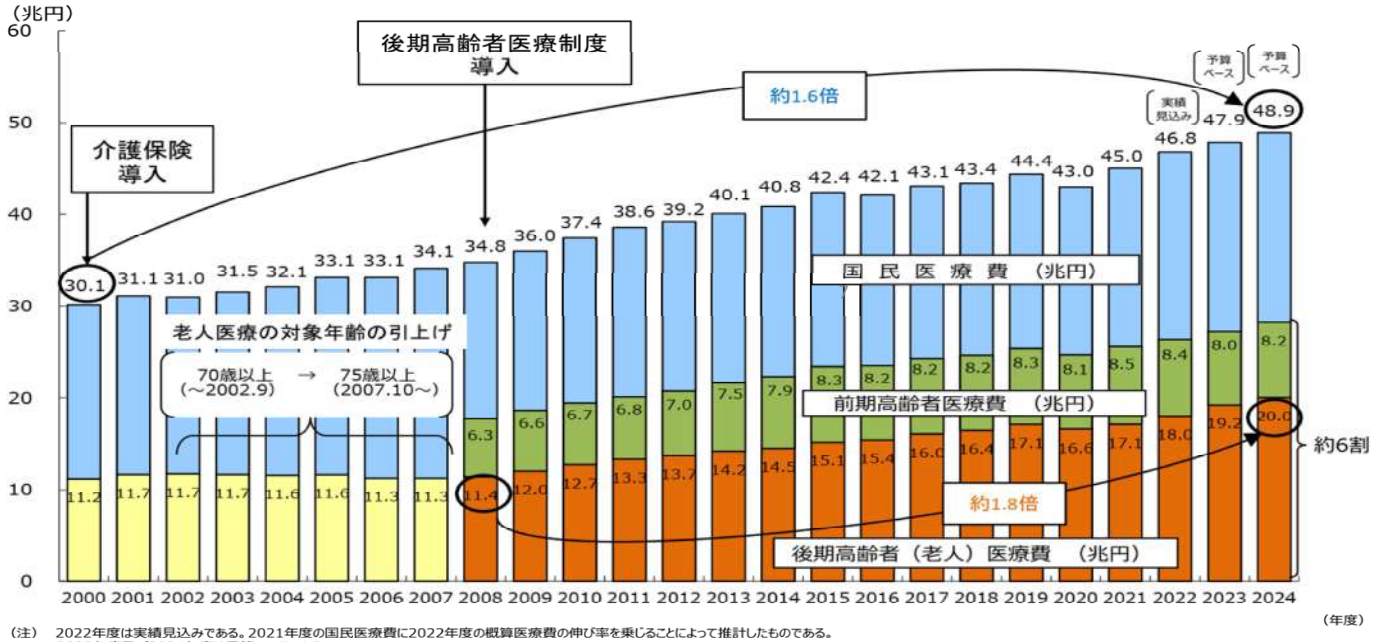

(注) 2022年度は実績見込みである。2021年度の国民医療費に2022年度の概算医療費の伸び率を乗じることによって推計したものである。
2023年度及び2024年度は予算ベースである。
前期高齢者医療費の2021年度までは、「医療保険に関する基礎資料」（年次報告）の65～69歳・70～74歳（後期高齢者医療制度を除く）の医療費を機械的に合算したものである。

（資料）財務省

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

現状の国民医療費の財源と費用構造

○ 医療費の財源内訳をみると、保険料が約５割、国･地方の公費負担が約４割、患者の自己負担等が約１割となっている。
○ 費用構造を見ると、国民医療費の約５割を医師等の人件費、約２割を医薬品が占めている。
○ 診療機関別には、病院が約５割、一般診療所が約２割となっている。

◆財源構成

国民医療費（2024年度予算ベース）：約49兆円

国庫負担 約12兆円 (25.3%)	地方負担 約6兆円 (11.5%)	保険料負担 約25兆円 (50.1%)	患者負担等 約6兆円 (13.1%)

公費負担：約18兆円（36.8%）

◆費用構造

医師等の人件費 約22兆円 (45.2%)	医薬品 約11兆円 (22.0%)	医療材料 約3兆円 (6.7%)	委託費･その他経費（光熱費･賃借料･支払利息等） 約13兆円 (26.1%)

◆診療機関別（2021年度国民医療費ベース：約45兆円）

病院：約23兆円（51.7%）　一般診療所：約9兆円（20.3%）　歯科診療所：約3兆円（7.0%）
薬局調剤：約8兆円（17.5%）

（出所）財源構成：2024年度予算ベース、費用構造：厚生労働省「医療経済実態調査（2023年度）」の結果等に基づき厚生労働省において推計、診療機関別：厚生労働省「2023年度国民医療費」
※端数の関係上、全体と個別の項目の合計が一致しないことがある。

（資料）財務省

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

基幹３税と税収の推移

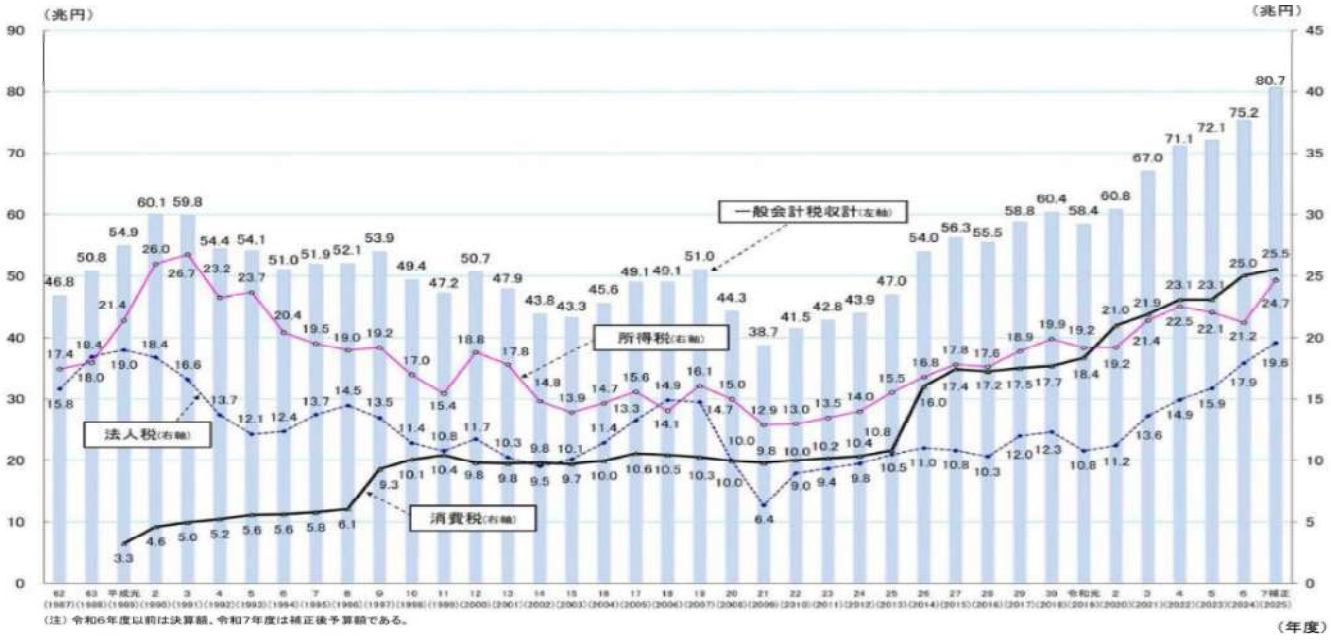

（注）令和6年度以前は決算額、令和7年度は補正後予算額である。

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

国民負担率の各国比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】　【潜在的国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】

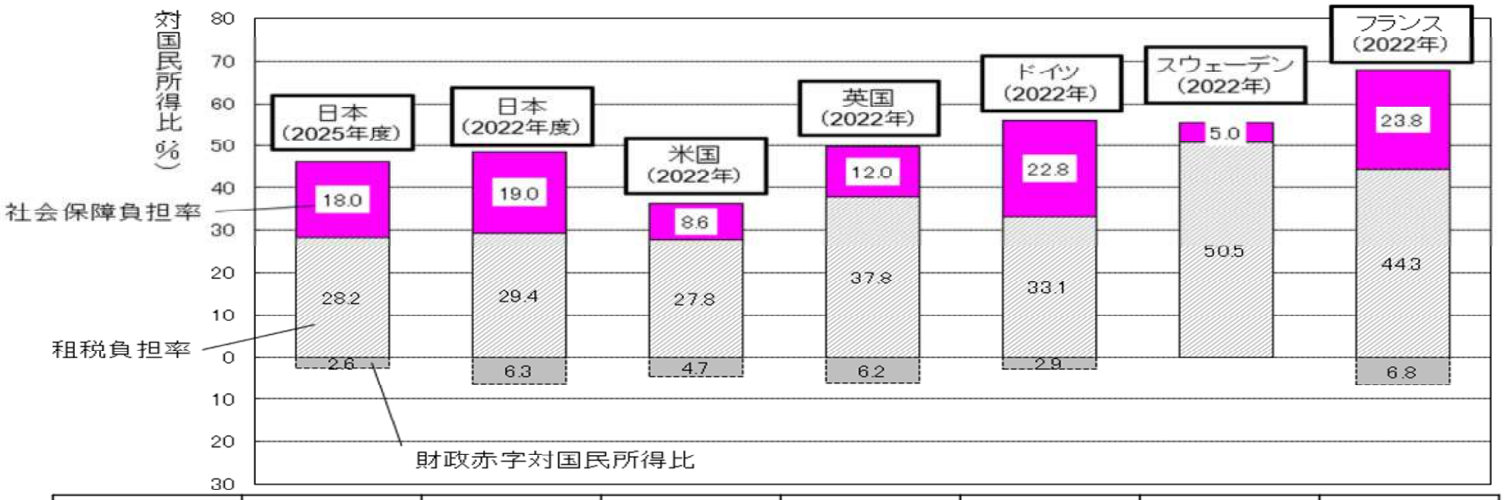

	日本（2025年度）	日本（2022年度）	米国（2022年）	英国（2022年）	ドイツ（2022年）	スウェーデン（2022年）	フランス（2022年）
国民負担率	46.2 (34.0)	48.4 (34.9)	36.4 (27.9)	49.7 (37.0)	55.9 (41.4)	55.5 (37.0)	68.1 (47.7)
潜在的国民負担率	48.8 (35.9)	54.6 (39.5)	41.1 (31.5)	55.9 (41.6)	58.8 (43.6)	55.5 (37.0)	74.8 (52.4)

（対国民所得比：%（括弧内は対GDP比））

（注1）日本の2025年度（令和7年度）は見通し（修正後の令和7年度予算（令和7年3月4日衆議院可決・参議院送付）に基づくもの）、2022年度（令和4年度）は実績。諸外国は2022年実績値。
（注2）財政収支は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。
（出典）日本：内閣府「国民経済計算」等　諸外国：OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、"Economic Outlook 116"（2024年12月）、アメリカ商務省経済分析局

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

共働き・子ども有り世帯（被用者）の年収と負担率の構成

✔日本の低所得層の負担率の高さは、主に社会保険料によるもの
　社会保険料が逆進的に働いている
✔児童手当もOECD平均と比べて水準が見劣り

OECD平均

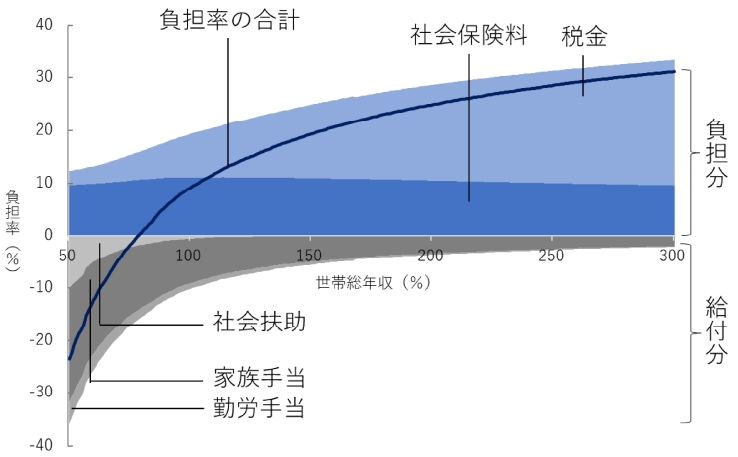

日本

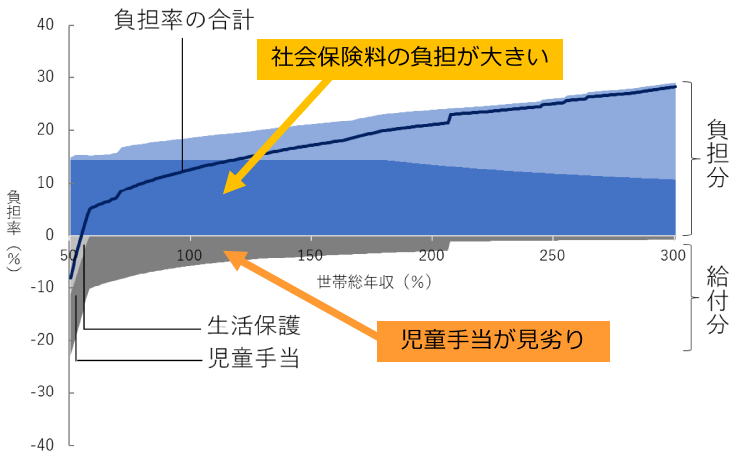

（注）児童手当の所得制限は、2024年に撤廃された。

（資料）翁百合（2023）「子育て世帯の負担と給付の公正性は保確されているか」NIRA総合研究開発機構

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

子どもの有無でみた共働き世帯の負担率（被用者）

○子どもの有無による負担率の軽減度がOECD平均と比べて低い
●子ども有り世帯では、日本はOECD平均と比べて、平均年収比60～120%の層の負担率水準が高く、支援の薄さが目立つ

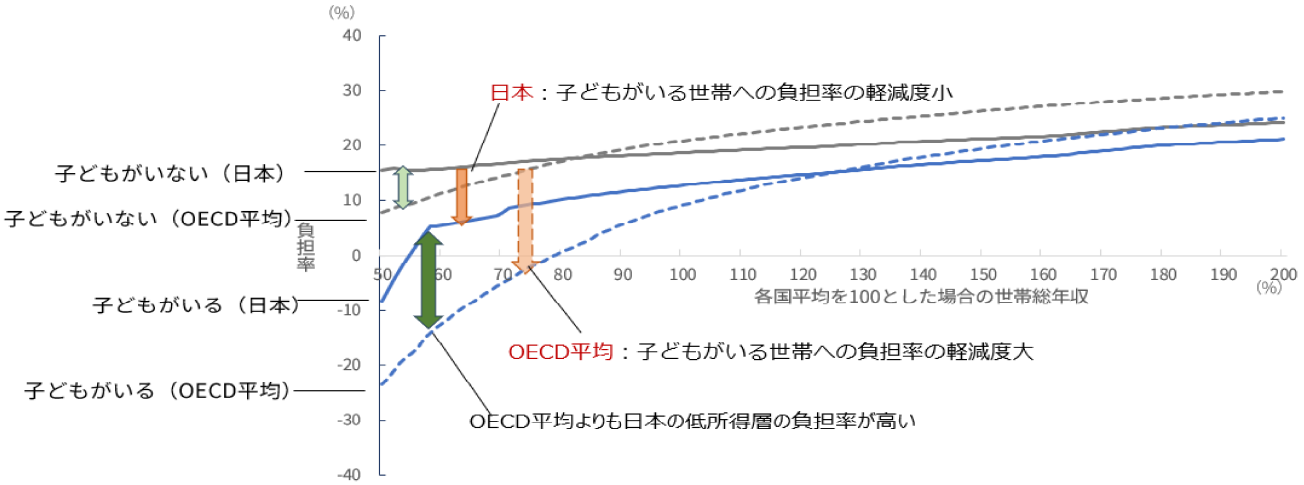

（資料）翁百合（2023）「子育て世帯の負担と給付の公正性は確保されているか」NIRA総合研究開発機構

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

負担の公正性確保のために何が求められるのか

国際比較した負担構造の特徴	分析結果	処方箋
保険料負担が高い 児童手当・勤労手当などが薄い	子育て世帯の負担の軽減度が低い 特に低所得の子育て層の負担率が重い 負担率の累進度が低い （高所得層・子ども無し世帯の負担率は低い）	生活保護より上の低所得層への支援が必要 ・医療費などの増加抑制が必要 ・保険料などをもう少し応能負担に

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

諸外国の低所得の勤労層支援制度の比較
ー英米では就業促進を重視、労働人口減少の日本にも参考になる制度

	米国		英国		ドイツ	フランス（2015年廃止）
制度名	勤労所得税額控除 （Earned Income Tax Credit）	児童税額控除 （Child Tax Credit）	勤労税額控除 （Working Tax Credit）	児童税額控除 （Child Tax Credit）	児童手当 （Kindergeld）	就業のための手当 （Prime Pour l'Emploi）
給付の仕組み	税額から控除 （控除しきれない額を給付）		**全額給付** （税額から控除せず）		**全額給付**	税額から控除
年間給付額 （控除額）	・子供の数 0人：勤労所得の7.65%（上限＄632＄） ・1人：同34%（上限＄4,213） ・2人：同40%（上限＄6,960） ・3人以上：同45%（上限＄7,830）	子供1人あたり 上限＄2,000	・基礎給付額：上限£2,280 ・夫婦・ひとり親世帯への加算額：上限£2,340 ・週30時間以上就労者への加算額：上限£950	・基礎給付額：上限£545 ・子供1人あたりの加算額：上限£3,235	子供1人あたり €3,000	勤労所得額に応じて下記のいずれか適用 ①勤労所得額の一定割合 ②基準額と勤労所得額の差額の一定割合 ・子供1人あたりの加算：€36
所得要件	一定額に達すると逓減・消失		一定額に達すると逓減・消失		なし	一定額で逓減・消失
対象者 （適用要件）	所得が基準額以下	子供を養育、所得が基準額以下	・25歳以上、週30時間以上就労、所得が基準額以下 ・子供を養育、週16時間以上就労、所得が基準額以下　等	子供を養育、所得が基準額以下	子供を養育	所得が基準額以下
社会保障制度等との関係	児童手当制度は存在しない		統合給付（Universal Credit）に一本化（2024年末予定）するため新規募集停止		児童控除（所得控除、子供1人あたり€9,312）と比較し有利な場合に適用	就業者向け生活保護と就業のための手当が併存して非効率であったことから両手当に代えて活動手当（給付）を導入

（資料）財務省資料に加筆修正

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研 The Japan Research Institute, Limited

重要な視点：持続可能な医療・介護を実現するために（令和臨調の議論を参考に）

1.価値の高い医療介護を提供するための保険の適用範囲の見直し
（有効性が低下している医薬品、OTC類似薬等の自己負担の在り方）

2.経営情報・医療・介護の質の情報の開示による国民の健康維持と信頼感の提供
（頻回受診、重複投薬等の是正）

3.医療機関間および介護事業所などの機能分化と連携・報酬体系見直しによる提供体制改革
（長期入院是正、リフィル処方拡大等）

4.デジタル技術やデータ活用・規制改革による生産性の向上と従事者の満足度の向上
（AI活用,オンライン化、遠隔医療等）

（資料）令和臨調提言

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

【保険適用】近年、医師が処方しなくても薬局で買える薬（湿布、ビタミン剤などのOTC類似薬）などの保険収載可否の議論はされてきたが、基本的な考え方は変わらず、保険適用外への変更は軽微。保険適用の範囲はどうあるべきか、国民的な議論が必要ではないか。

国民皆保険の下、「有効性や安全性が確認された医療であって、必要かつ適切なものは保険適用する」ことが基本（2018年10月10日厚生労働省保険局「新規医薬品等の保険収載の考え方について」）

（これまでの医療保険部会での主な意見）

平成29年11月24日	○ 高額だけれども非常に有効性の高い薬について、貧富の差によって使える、使えないなどということになったら公的保険の意味がなく、そういうものは保険を適用していくという理念を貫くべき。ただ、財政がもたなくなるので、その分、症状の軽い方に使う薬等については少し保険適用から外す等厳しくすることでバランスをとっていかないといけないのではないか。
平成30年4月19日	○ 費用対効果評価を保険収載の際に勘案するかどうかは、あくまで中医協での議論を尊重すべき。試行の結果検証等を十分に行うことが先行であり、保険収載の可否に用いるかどうかはその後の議論。 ○ 有効性、安全性がきちんと確認された医療、医薬品で必要かつ適切なものが保険適用されることは、医療の質向上に結びつくものなので、それを予算の制約や経済財政により保険適用外にするというのはいかがなものか。

診療報酬改定	保険適用外となった処方
2012年	単なる栄養補給目的でのビタミン剤の投与
2014年	治療目的でない場合のうがい薬だけの処方
2016年	外来患者について１処方につき計70枚を超えて投薬する湿布薬
2018年	疾病の改善の目的外での血行促進・皮膚保湿剤の処方

社会保障審議会　医療保険部会（2020年3月12日開催）「薬剤自己負担の引上げについて」https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000607033.pdf

（資料）令和臨調提言

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

保険外併用療養費制度の拡大の検討

○ 保険診療との併用が認められている療養

① 評価療養
② 患者申出療養
} 保険導入のための評価を行うもの

③ 選定療養 ⟶ 保険導入を前提としないもの

保険外併用療養費の仕組み
［評価療養の場合］

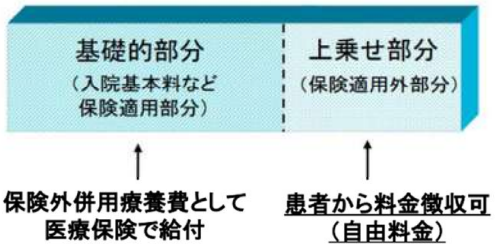

※ 保険外併用療養費においては、患者から料金徴収する際の要件（料金の掲示等）を明確に定めている。

○ 評価療養
- 先進医療
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- 薬事法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- 薬価基準収載医薬品の適応外使用
  （用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）
- 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
  （使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの）

○ 患者申出療養

○ 選定療養
- 特別の療養環境（差額ベッド）
- 歯科の金合金等
- 金属床総義歯
- 予約診療
- 時間外診療
- 大病院の初診
- 大病院の再診
- 小児う蝕の指導管理
- 180日以上の入院
- 制限回数を超える医療行為
- 水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ

（資料）厚生労働省

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

医薬品の公的医療保険の対象についての意識調査

（対象：インターネットによる3000名のアンケート調査、2023年７月実施）

Q. 以下の薬について、患者の負担が１～3割となる公的医療保険の対象とすべきだと思いますか。（それぞれ単回答）
※公的医療保険の対象の薬であれば、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1カ月である上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」が使えます。

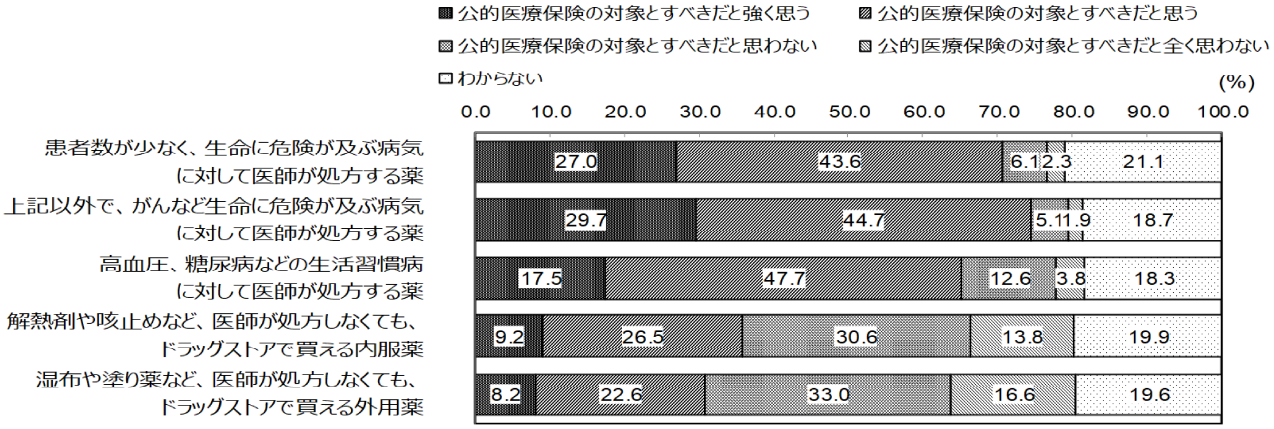

（資料）日本総合研究所　公的医療保険制度の持続可能性に関する国民調査の結果を受けて｜

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

【機能連携】病床数などの国際比較でみると、人口当たり病床数の多さ、平均入院日数の長さなど課題の大きさが顕在化しており、その是正の必要性が浮かび上がる

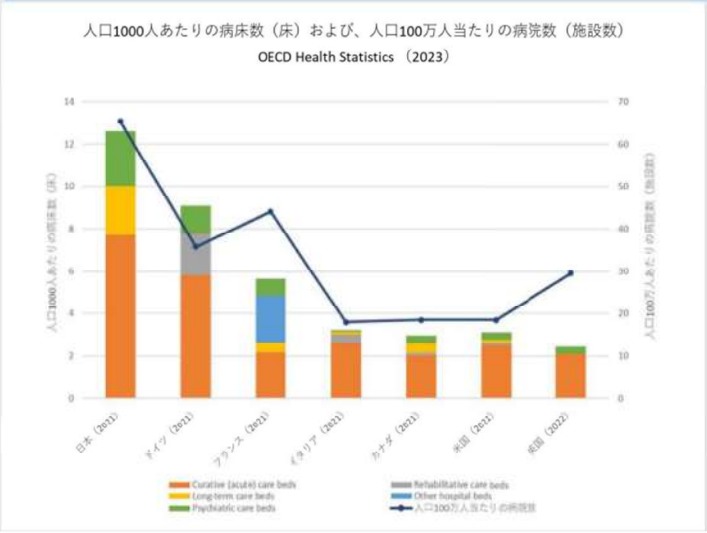

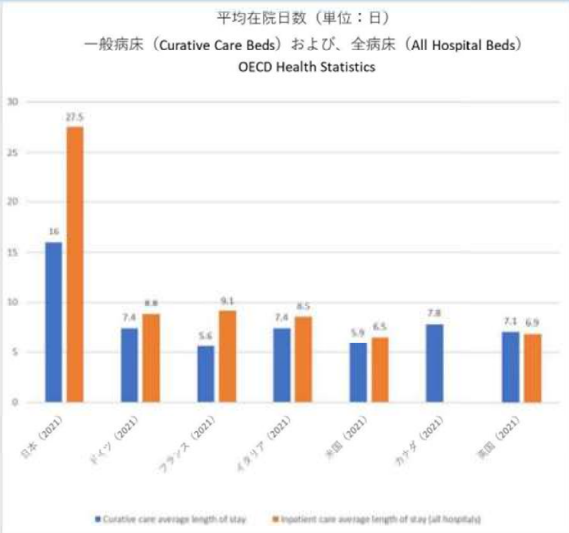

病床の定義は各国ごとに異なるため一定の留意が必要（例：フランスはOECD定義と異なる。日本はリハビリテーション病床をOECDに報告していない。）

急性期病床（Acute Care Beds）および、精神病床（Psychiatric Care Beds）の多さが日本の特徴
病院数も多く、平均在院日数は、一般病床（急性期）に限っても、突出して長い。

（資料）令和臨調提言

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

地域別入院医療費の格差の半減目標はあるが、達成の目途はたたず、大きな課題。
西日本や北海道など、受診率や１件あたりの在院日数の多さが目立つ。医療・介護提供体制の構造的な要因にもよる。どのように是正するか、HOWの議論の一層の本格化が不可欠。

医療費マップ（地域差指数（１人当たり年齢調整後医療費））

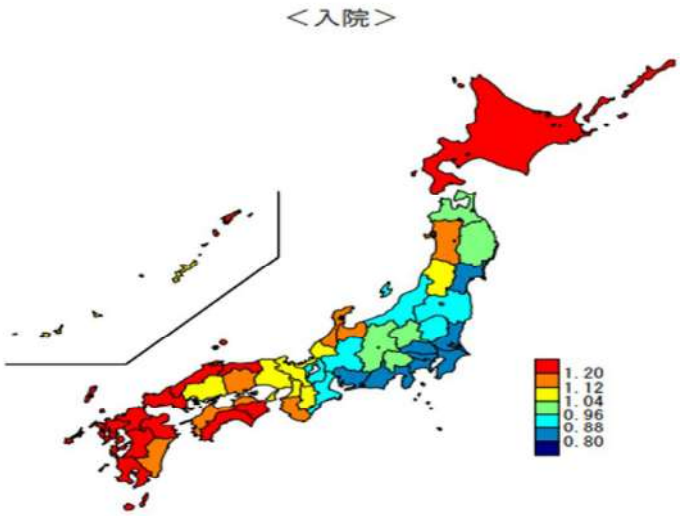

＜地域差指数の新三要素別寄与度＞

注）各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離（地域差指数－１）を三要素別/新三要素別の寄与度に分解したもの。

（資料）令和臨調提言

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

長期経済推計と今後の課題

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

長期経済推計の試み：内閣府の試算前提

長期試算の全体像

- 経済の前提は、生産性の向上、労働参加の拡大、出生率の上昇の発現の程度の違いにより、３つのシナリオを想定。（経済財政諮問会議（2024年２月29日）資料４と整合的な内容）
- その経済前提の下で、将来の人口動態を考慮し、2060年度までの財政・社会保障（医療・介護）の姿を試算。

＜経済の姿＞

	①現状投影シナリオ（中長期試算･ベースラインケースを延伸）	②長期安定シナリオ（中長期試算・参考ケースを延伸）	③成長実現シナリオ（中長期試算・成長実現ケースを延伸）
試算の前提	・ＴＦＰ上昇率：**0.5%** ・労働：2045年度まで**労働参加が一定程度進展** （例）65～69歳：20年度51%→45年度57% ・出生率：**1.36程度**（出生中位）まで上昇	・ＴＦＰ上昇率：**1.1%** ・労働：2045年度まで**労働参加が大きく進展（５歳若返り）** （例）65～69歳：20年度51%→45年度78% ・出生率：**1.64程度**（出生高位）まで上昇	・ＴＦＰ上昇率：**1.4%** ・労働：（同左） ・出生率：**1.8程度**まで上昇
潜在成長率の姿	2025～60年度平均 **実質成長率 0.2%程度（一人当たり 0.9%程度）**	**実質成長率 1.2%程度（一人当たり 1.8%程度）**	**実質成長率 1.7%程度（一人当たり 2.1%程度）**

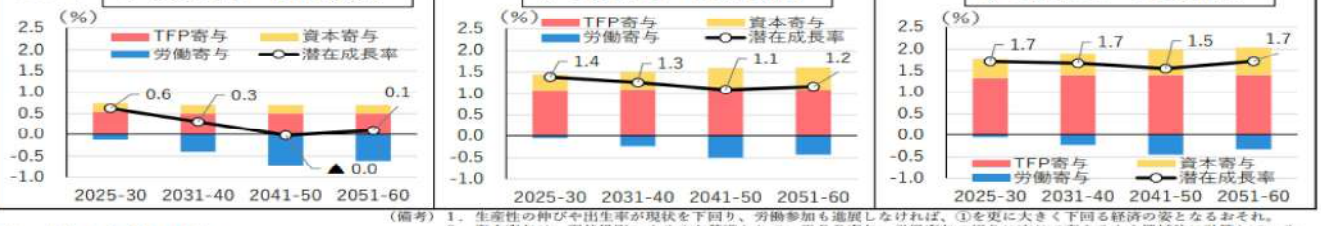

（備考）１．生産性の伸びや出生率が現状を下回り、労働参加も進展しなければ、①を更に大きく下回る経済の姿となるおそれ。
２．資本寄与は、現状投影シナリオを基準として、ＴＦＰ寄与、労働寄与の増分に応じて高まるよう機械的に計算している。

＜財政・社会保障の姿＞

中長期試算の各ケースを以下の前提で延伸
- 社会保障費：人口動態、賃金・物価、医療の高度化等で延伸
- 社会保障以外の経費：名目成長率で延伸
- 歳入　　：名目成長率で延伸

→ 医療・介護の給付と負担 / 国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比 / 公債等残高対ＧＤＰ比 を試算

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 47

長期財政推計（内閣府）

財政の姿

- 経済財政政策については、官民連携による投資拡大やＥＢＰＭによるワイズスペンディングの徹底等により、成長力強化を図り、成長実現シナリオや長期安定シナリオの実現に貢献していくことが重要。
- 他方、高い成長の下でも、長期的には社会保障費の増加によりＰＢの黒字幅は縮小(赤字となる可能性も)。金利＞成長率の下では、ＰＢの黒字幅が一定水準を切ると、公債等残高対ＧＤＰ比は上昇。

財政の前提
中長期試算延伸後（2034～60年度）

- 社会保障費
  - 医療･介護：前ページの公費負担(その他要因１%／２%)
  - 年金　　：19年年金財政検証に準拠(基礎年金の半額)
  - その他　　：名目成長率で延伸
- 社会保障以外の経費：名目成長率で延伸
- 歳入　　：名目成長率で延伸
- 長期金利：名目成長率＋0.6%ptで推移（備考）

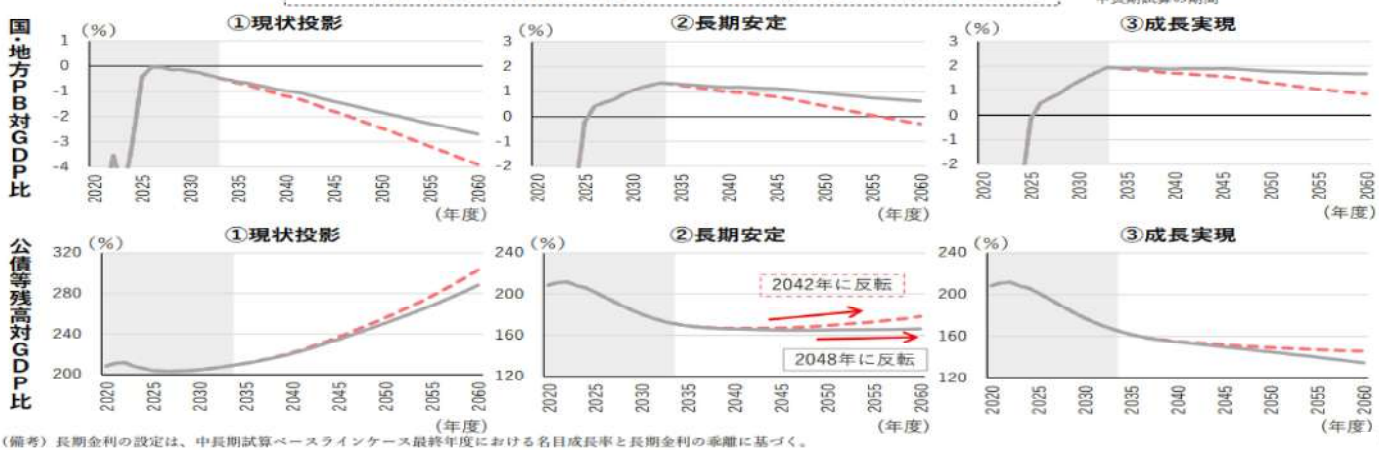

（備考）長期金利の設定は、中長期試算ベースラインケース最終年度における名目成長率と長期金利の乖離に基づく。

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. 48

人口動態変化を踏まえた今後の課題

- 長期的経済の持続性を規定するのは、TFP（全要素生産性、分母は全ての生産要素の投入量）、労働参加率、出生率
- TFP上昇・・・資本の質、労働の質、経営の質を高める、新技術の波及を広める
- 若年層の保険料負担の軽減を実現し少子化加速を抑制：賃金の上昇、社会保障の歳出増加を抑制、応能負担への見直し、給付付き税額控除
- 年金財政推計などにも必要な少子化や外国人労働者流入の影響を入れたモデル
- 財政の持続性確保

Copyright (C) The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

ご清聴ありがとうございました

Ⅲ　パネルディスカッション

少子高齢化に係る諸問題と検査・監査・評価

（ページ）

（コーディネーター）

堀　　真奈美　東海大学 健康学部 健康マネジメント学科 教授

……３７

（パネリスト）

樋渡　克久　　総務省 行政評価局 評価監視官 …… ４３

高務　裕子　　鳥取県 代表監査委員 …… ５９

髙橋　朋江　　国立大学法人北海道大学 監事、
国立大学法人等監事協議会 会長 …… ６７

長村　彌角　　日本公認会計士協会 公会計委員会 前委員長 …… ８３

鷹箸　博史　　会計検査院 事務総長官房 総括審議官 …… ９７

【コーディネーター】

堀（ほり）　真奈美（まなみ）

（東海大学 健康学部 健康マネジメント学科 教授）

経　歴

平成	14 年	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程修了
		東海大学教養学部人間環境学科専任講師
	18 年	同　助教授
	19 年	同　准教授
	24 年	同　教授
	29 年	同大学健康学部設置準備委員会委員長
	30 年	同大学健康学部健康マネジメント学科教授・学部長
令和	4～6 年	同大学ヨーロッパ学術センター所長を兼任
	7 年	同大学健康学部健康マネジメント学科教授
		現在に至る

歴　任

- 財政制度等審議会財政制度分科会委員（財務省）
- 社会保障審議会匿名医療情報等の提供に関する専門委員会委員（厚生労働省）
- 社会保障審議会医療保険部会委員（厚生労働省）
- 内閣府国家戦略特区ワーキンググループ委員（内閣府）
- 特別研究官（会計検査院）　等

主な著書等として

『政府はどこまで医療に介入すべきか:イギリス医療・介護政策と公私ミックスの展望』

（ミネルヴァ書房、2016 年）　他

2026年3月6日
第35回　公会計監査機関意見交換会議
14：25～15：45（プレゼンテーション）
16：00～16：50（パネルディスカッション）

少子高齢化に係る諸問題と検査・監査・評価

東海大学　教授
堀　真奈美
manamih@tokai.ac.jp

21世紀の人口転換：「少産多死」時代の到来（人口減少）

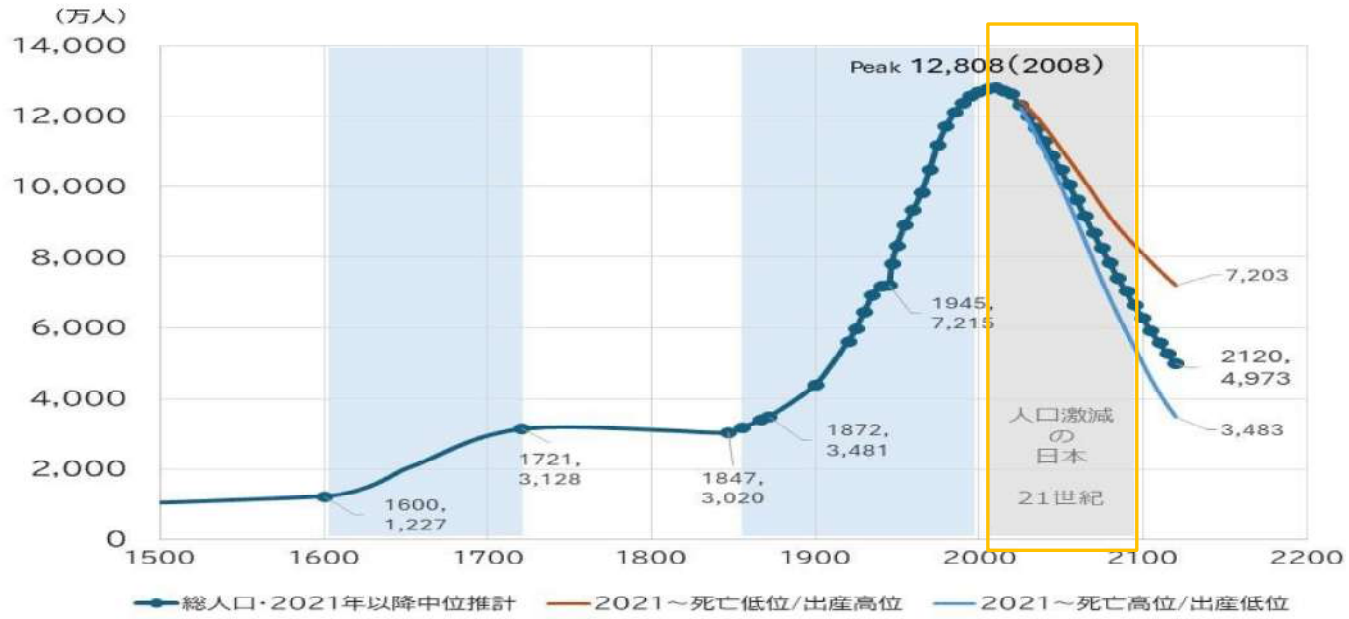

出典：国立社会保障・人口問題研究所HP　人口統計資料集2023年改訂版、及び日本の将来推計人口（全国）

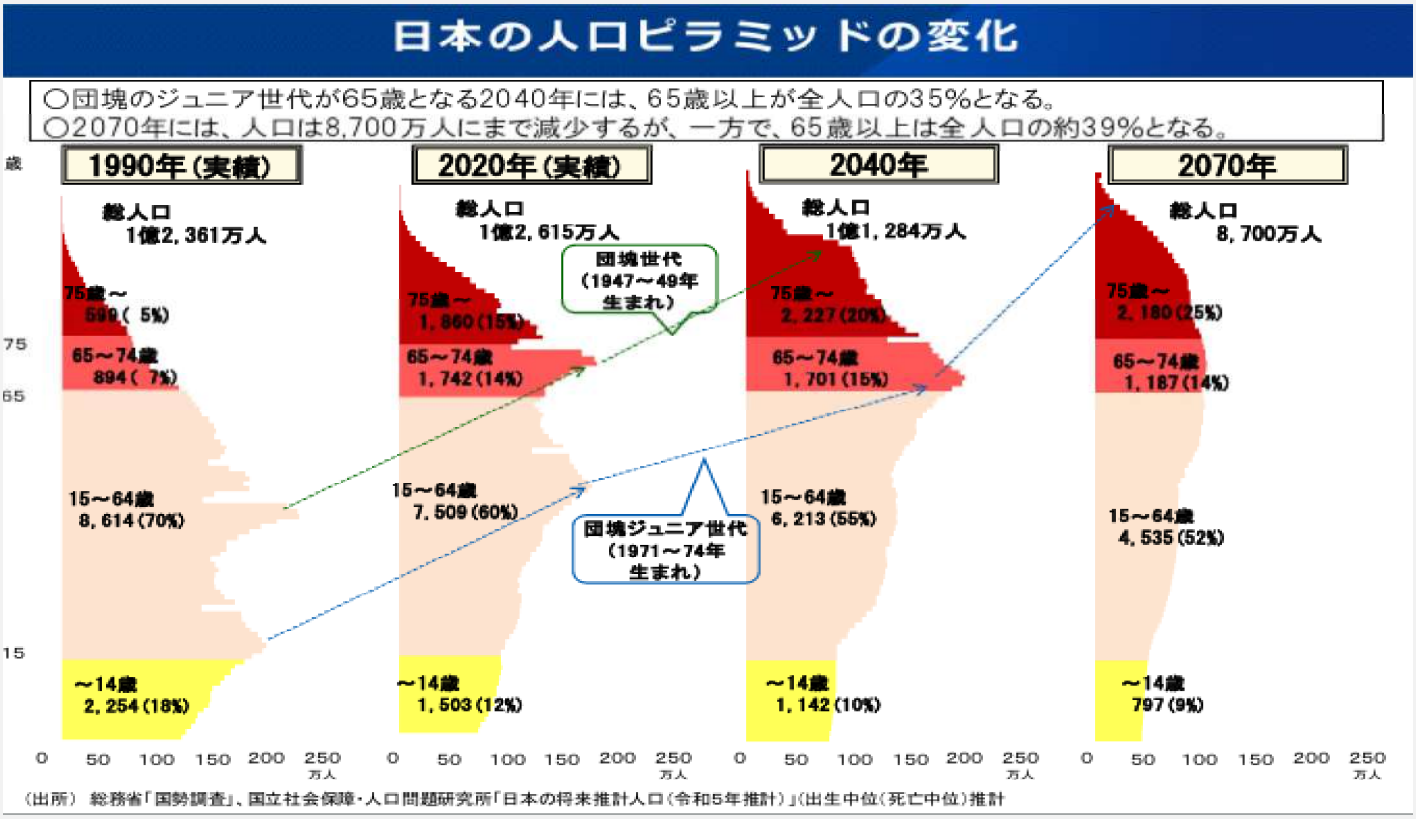

公費支出の増大→検査・監査・評価の重要性

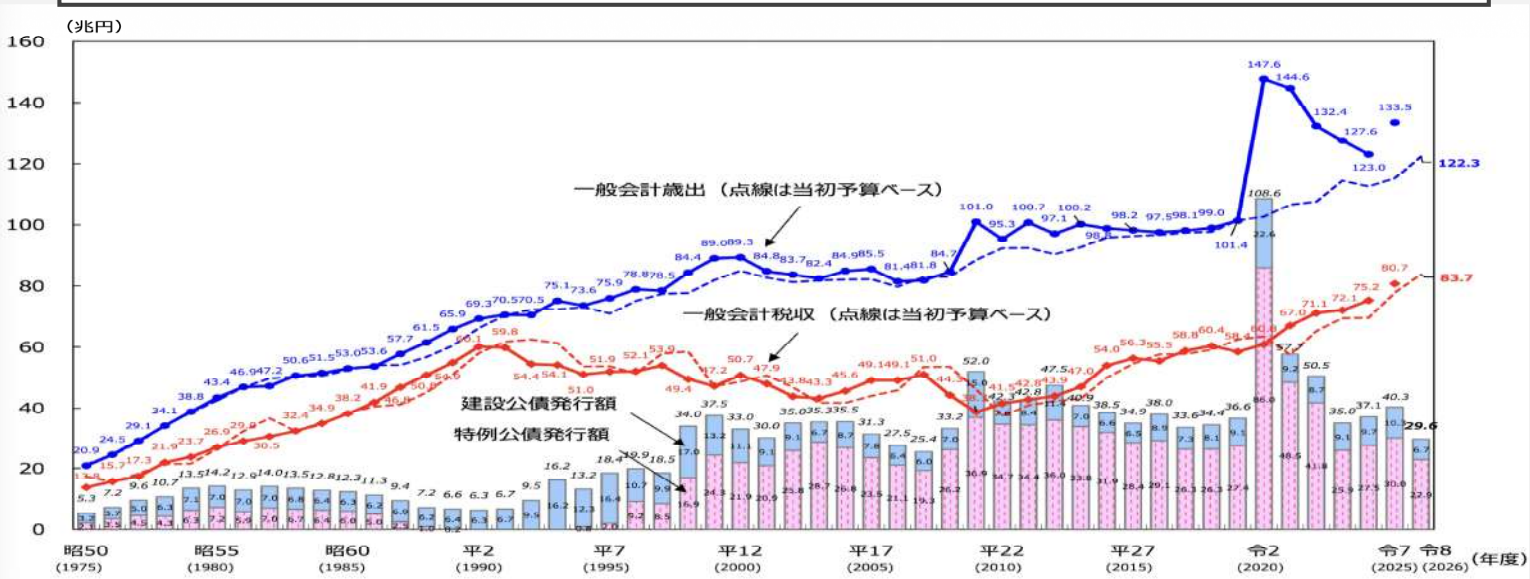

出所：財務省

国の一般歳出の約56%は社会保障関係費（高齢化等に伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増）

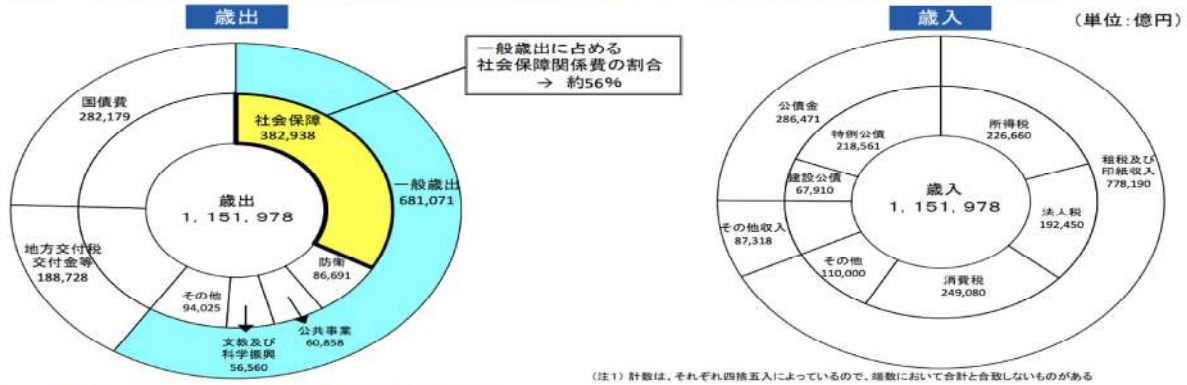

（注1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある

一般歳出に占める社会保障関係費の割合の推移

（億円）

年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
2025（令和7年度）	1，151，978	681，071 （100%）	382，938 （約56%）
2024	1，125，717	677，764 （100%）	377，193 （約56%）
2023	1，143，812	727，317 （100%）	368，889 （約51%）
2022	1，075，964	673，746 （100%）	362，735 （約54%）
2015	963，420	573，555 （100%）	315，297 （約55%）
2010	922，992	534，542 （100%）	272，686 （約51%）

出所：厚生労働省

少子・高齢化の影響を最も受けるのは社会保障であるが、それ以外にも・・・

今回のテーマについて

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少や少子高齢化の急速な進展を背景として、社会保障費の増大、経済成長の伸び悩み、労働力人口の減少等の難しい課題に直面している。

そのような中にあって、公的機関は、様々な課題に適切に対処することが求められており、これに伴い検査・監査・評価についても、より一層の充実が期されていると思料される。

そこで、公会計の検査・監査・評価に携わる各機関が、人口減少や少子高齢化に関連する諸課題に対していかなる検査等を実施しているか、またその役割を適切に果たしていくために行っている取組等について、幅広く意見を交換する。

問題提起：人口オーナス社会における監査・検査・評価とは？

パネリスト　各12分程度のプレゼンテーション
（約1時間）

- 樋渡 克久　（総務省 行政評価局 評価監視官）
- 高務 裕子　（鳥取県 代表監査委員）
- 髙橋 朋江　（国立大学法人北海道大学 監事・国立大学法人等監事協議会 会長）
- 長村 彌角　（日本公認会計士協会 公会計委員会前委員長）
- 鷹箸 博史　（会計検査院 事務総長官房 総括審議官）

事前質問

- １）少子高齢化の進展が進むにつれ、関連する対象案件は増加していると思われるが、どのような案件に対応してきたか。実績は？

- ２）少子高齢化が与える監査上の課題や体制上の課題について、どのような取り組みをしてきているのか。

【パネリスト】

樋渡（ひわたし）　克久（かつひさ）

（総務省 行政評価局 評価監視官）

経　歴

平成	４年	３月	東北学院大学経済学部商学科卒業
		４月	総務庁東北管区行政監察局入庁
	23 年	４月	総務省大臣官房秘書課課長補佐
	27 年	４月	内閣官房内閣人事局（行政組織）参事官補佐（農林水産省担当） 併任総務省行政管理局（査定）副管理官（農林水産省担当）
	30 年	６月	総務省行政評価局調査官（財務、文部科学等担当）
令和	２年	４月	総務省東北管区行政評価局岩手行政監視行政相談センター長
	３年	４月	総務省行政評価局企画課評価活動支援室長
	４年	４月	総務省中国四国管区行政評価局評価監視部長
	６年	７月	総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当） 現在に至る

総務省

少子高齢化の諸課題と行政評価・監視

総務省行政評価局
評価監視官（厚生労働等担当）樋渡 克久

目次

01 行政評価局について …… P.4

02 行政運営改善調査 …… P.18
【事例１】介護施策に関する行政評価・監視（平成30年度）
【事例２】農道林道の維持管理に関する行政評価・監視（令和２年度）
【事例３】子育て支援に関する行政評価・監視（令和３年度）

（参考）～従来の制度では対応できなくなっている事象の調査～
・身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査（令和５年度）
・不登校等のこどもの健康診断に関する調査（調査実施中）

03 役割を適切に果たしていくための課題・取組 …… P.27

目 次

01 行政評価局について …… P.4

02 行政運営改善調査 …… P.18

【事例１】介護施策に関する行政評価・監視（平成30年度）
【事例２】農道林道の維持管理に関する行政評価・監視（令和２年度）
【事例３】子育て支援に関する行政評価・監視（令和３年度）

（参考）～従来の制度では対応できなくなっている事象の調査～
・身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査（令和５年度）
・不登校等のこどもの健康診断に関する調査（調査実施中）

03 役割を適切に果たしていくための課題・取組 …… P.27

総務省の組織体制

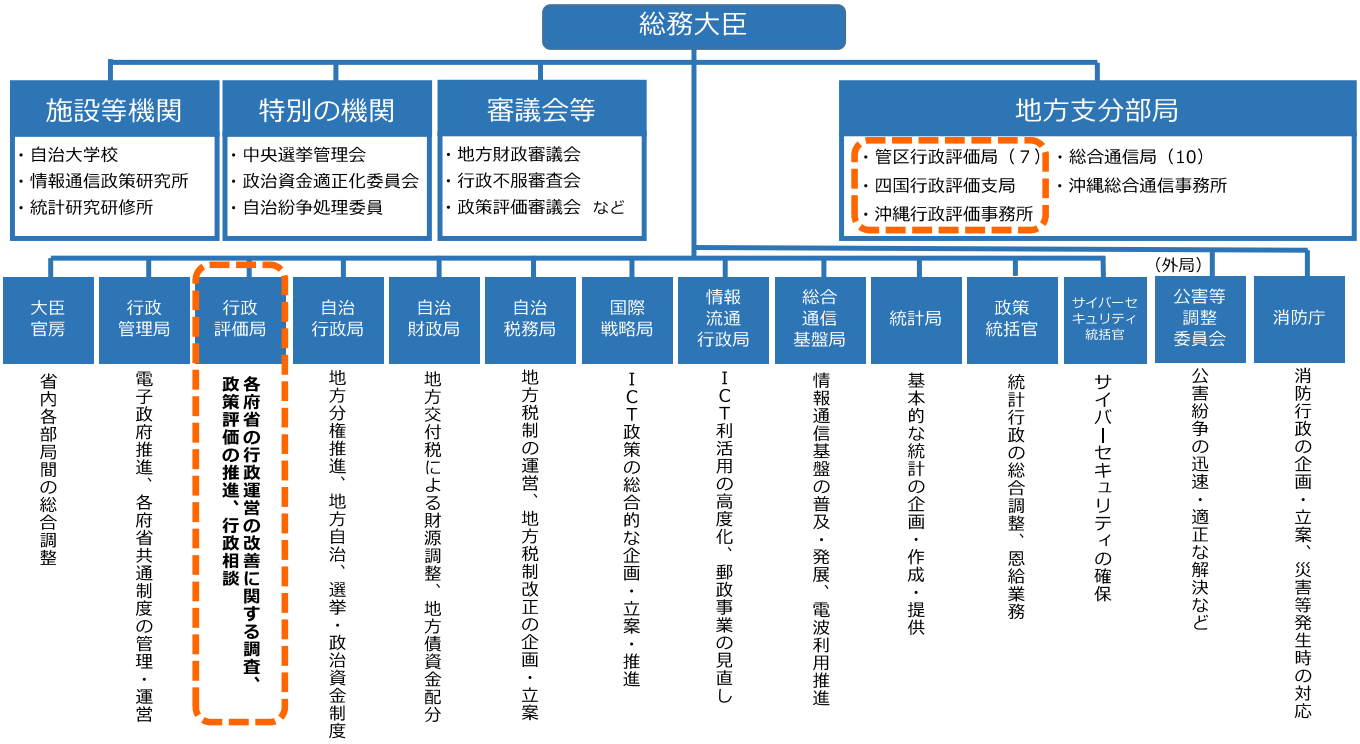

行政評価局の体制・機能

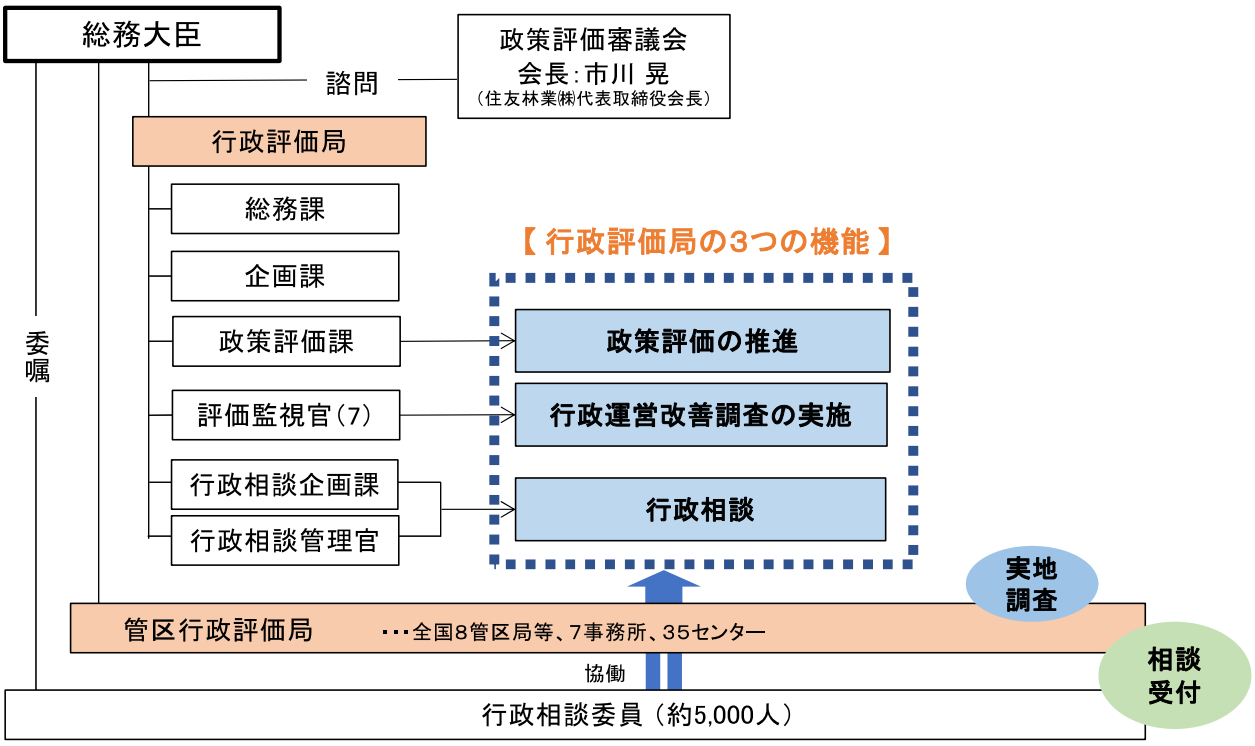

管区行政評価局

行政評価局の全国調査網

行政評価局は日本全国をカバーする拠点を配置して
全国調査網を形成し、全国の情報を収集・業務を実施

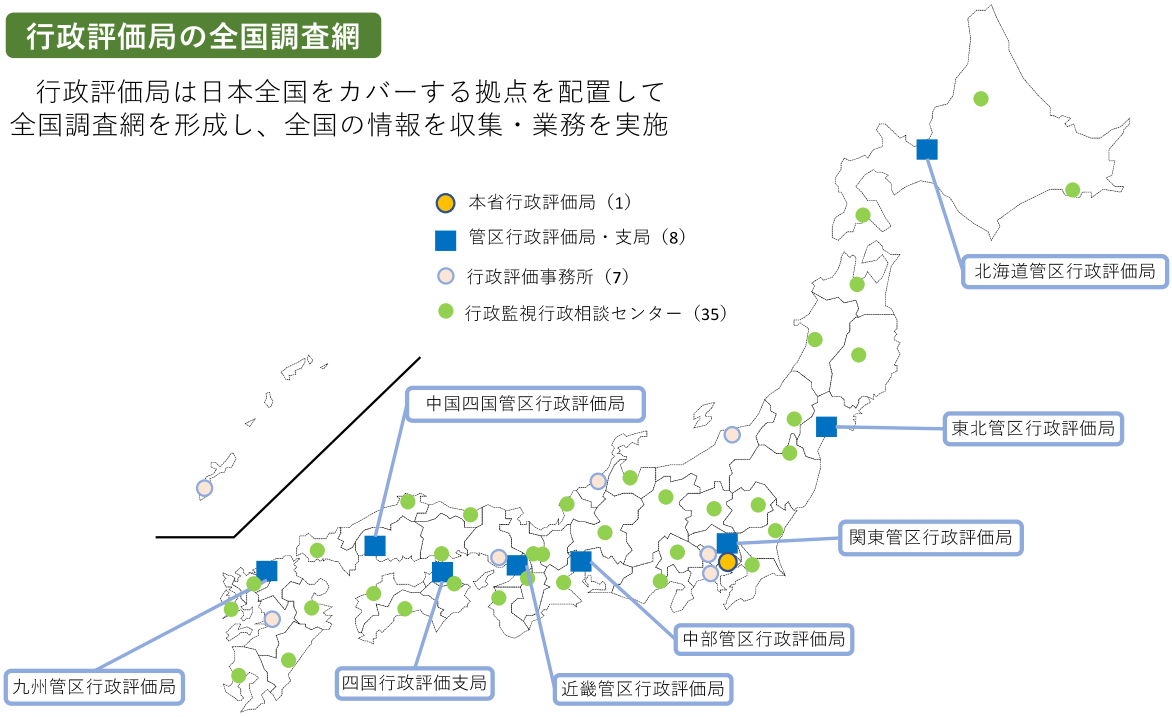

行政評価局の機能と役割

【行政評価局のミッション】
①政策評価制度、②行政運営改善調査、③行政相談の各機能を有機的に連携させ、
政策効果の把握・分析等によって政策設計・運営上のボトルネックを発見し、その解消を図ることで、
各府省が自らの政策の効果を更に高め、政策を前に進める取組に貢献する。
また、これらの取組を通じて国民に対する説明責任を果たし、国民の行政に対する納得や信頼を高める。

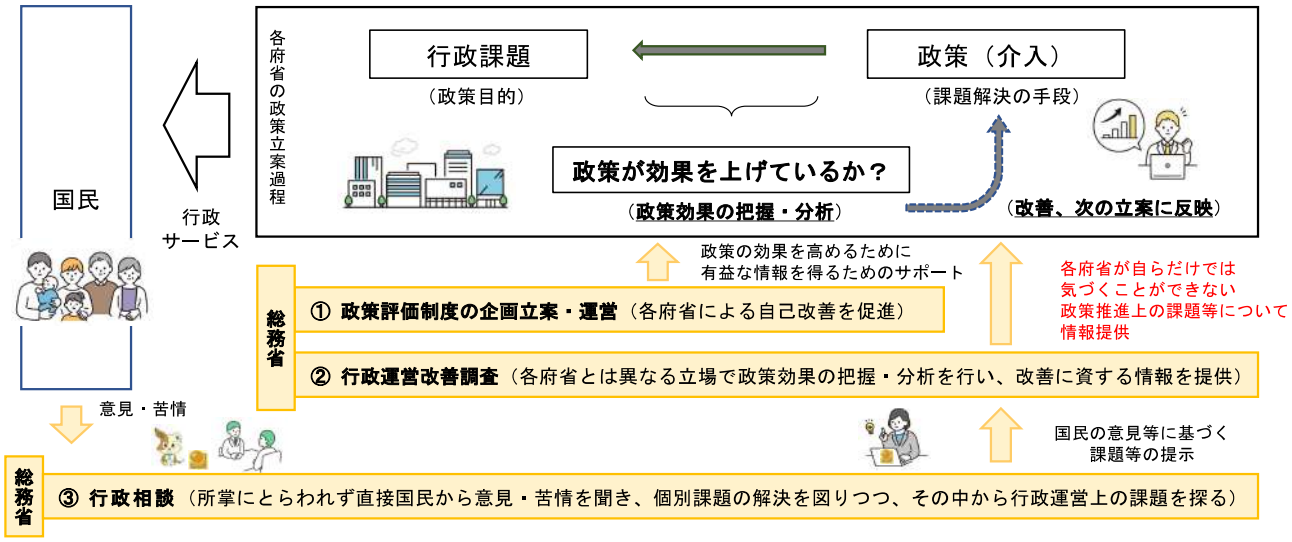

令和７年度行政評価等プログラムについて

総務省

令和７年３月

○　政府の自己改善機能を的確に発揮し、国民の行政に対する納得や信頼を高めていくため、**本省・地方機関を通じ行政評価局全体で認識を共有**するとともに、各府省や地方公共団体等の**関係機関の理解と協力を得る**ことを目的として、令和７年度の業務運営方針を定めるもの（総務大臣決定）

○　行政評価局は、**政策評価、行政運営改善調査、行政相談**の各機能を本省・地方機関を通じて一体的に発揮できるよう積極的に取組を展開し、**各府省の政策立案・改善の取組を後押し**

プログラムの主な内容

【政策評価の推進】

- 各府省が直面する課題・悩みに応じて、**各府省の取組を伴走型で支援**（新たな政策評価の工夫の検討、個別の政策・事業の効果の把握・分析等）
- 各府省のニーズを踏まえた**実証的共同研究の実施**や**学術論文等の収集・提供**等を通じ、EBPMの実践や人材育成を支援
- 各府省担当者の実務に役立つよう、蓄積した知見等を**「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」に反映**

【行政運営改善調査】

- 従来の制度では様々な社会的問題に対応できなくなっている事象を捉えて、制度の検討に役立つ課題を整理することも視野に入れて**調査テーマを選定**
（人口減少や少子高齢化への対応、共生社会の構築、国民の安全・安心の確保などに着目）
- **各府省所管業務のDX**の実現可能性やBPRの前提となる実態把握、課題発掘のための**調査を実施**し、政府全体のDXに貢献
- 現地での実態把握に加えて、政策効果の把握・分析に関する知見を活用するなど、**調査手法を多様化**するとともに、迅速な改善を促進するため、**効率的な調査の実施と迅速な結果の提供**に努め、調査途上での**各府省の前向きな改善も評価**

【行政相談】

- **特別行政相談活動について、**今後の災害における被災者支援に万全を期するため、**平時から地方公共団体との連携を強化**
- 地方公共団体、行政相談委員、郵便局等から**「能動的」に地域の行政課題を把握し、解決に結び付ける取組を全国的に展開**
- 国民の利便性向上、地方公共団体職員の負担軽減に資するよう、**国・地方共通相談チャットボットを拡充**（搭載分野の拡充、FAQの充実、機能の改善等）

政策評価（制度概要）

✓ 政策評価は、効果的かつ効率的な行政の推進と、国民への説明責任を果たすため、各府省が、自らの政策等について評価し、政策の見直し・改善に役立てる取組

✓ 総務省行政評価局は、基本方針等の策定や、政策効果の把握・分析に係る知見の蓄積と各府省への展開、複数府省にまたがる政策評価の実施等により、政策評価の取組を推進

国会　　国民

国会報告　　評価書等の公表

政策評価審議会　　学識経験者

調査審議　　知見の活用

総務省 行政評価局

▶ **政策評価の推進**
- 基本方針等の策定
- 各府省と共同での政策効果の分析（実証的共同研究）
- ガイドラインや研修を通じた知見の提供　等

▶ **複数府省にまたがる政策の評価**

▶ **各府省が自ら行う政策評価の点検**

支援・点検・評価

各府省

▶ **政策評価の基本計画等を策定**

▶ **自らの政策の評価を実施し、政策の見直し・改善に反映**

【政策評価の対象】
- 各府省の主要な行政目的に係る政策（3年～5年に1回）
- 法令で評価の実施が義務づけられた事業5分野
  ①研究開発　②公共事業　③ODA　④規制　⑤租税特別措置等

行政相談（制度概要）

○ 各府省の所掌にとらわれず、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民からの困りごとを様々な窓口で受け付け、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る

○ 相談が来るのをただ待つのではなく、地域課題を「能動的に」把握し、迅速に解決。地域課題の把握、解決のため地方公共団体や郵便局等と連携強化

・相談は無料・秘密厳守
・約14万件の相談受付

国民（相談者）

相談

総務省行政相談センター（愛称 きくみみ）

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターの行政相談窓口（全国50か所）

電話　行政苦情110番 0570－090110

WEB　インターネットなどによる相談

一日合同行政相談所

9～10月の行政相談月間を中心に開設

特別行政相談所

災害時、被災地に臨時開設
災害専用フリーダイヤルによる受付

行政相談委員（全国に約5,000人配置）

- 総務大臣から委嘱された民間有識者
- 全国の市区町村に1人以上配置
- 役場、公民館などで定期的に相談所を開設

国・地方共通相談チャットボット Govbot（ガボット）

- 住民からの問合せニーズが多い行政分野や新しいトピックについて、質問と回答用意

改善の働きかけ

行政機関

行政相談マスコット「キクーン」

総務省行政相談センターきくみみ一覧

局　所	所　　在　　地	電話番号
きくみみ北海道	札幌市北区北8条西2丁目　札幌第1合同庁舎	011(709)1100
きくみみ函館	函館市新川町25-18　函館地方合同庁舎	0138(27)1100
きくみみ旭川	旭川市宮前１条3丁目3番15号　旭川合同庁舎西館	0166(39)1100
きくみみ釧路	釧路市南浜町5-9　釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100
きくみみ宮城	仙台市青葉区本町3-2-23　仙台第2合同庁舎	022(222)1100
きくみみ青森	青森市新町2-4-25　青森合同庁舎	017(735)1100
きくみみ岩手	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第２合同庁舎	019(623)1100
きくみみ秋田	秋田市山王7-1-3　秋田合同庁舎	018(823)1100
きくみみ山形	山形市緑町1-5-48　山形地方合同庁舎	023(623)1100
きくみみ福島	福島市霞町1-46　福島合同庁舎	024(534)1100
きくみみ埼玉	さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100
きくみみ茨城	水戸市北見町1-11　水戸地方合同庁舎	029(253)1100
きくみみ栃木	宇都宮市桜5-1-13　宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100
きくみみ群馬	前橋市大手町2-3-1　前橋地方合同庁舎	027(221)1100
きくみみ千葉	千葉市中央区中央港1-11-3　千葉地方合同庁舎	043(244)1100
きくみみ東京	新宿区百人町3-28-8　新宿地方合同庁舎	03(3363)1100
きくみみ神奈川	横浜市中区山下町37-9　横浜地方合同庁舎	045(681)1100
きくみみ新潟	新潟市中央区美咲町1-1-1　新潟美咲合同庁舎１号館	025(282)1100
きくみみ山梨	甲府市丸の内1－1－18　甲府合同庁舎	055(252)1100
きくみみ長野	長野市旭町1108　長野第１合同庁舎	026(235)1100
きくみみ愛知	名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100
きくみみ富山	富山市丸の内1-5-13　富山丸の内合同庁舎	076(431)1100
きくみみ石川	金沢市西念3-4-1　金沢駅西合同庁舎	076(264)1100
きくみみ岐阜	岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎	058(246)1100

局　所	所　　在　　地	電話番号
きくみみ静岡	静岡市葵区追手町9-50　静岡地方合同庁舎	054(254)1100
きくみみ三重	津市丸之内26-8　津合同庁舎	059(227)1100
きくみみ大阪	大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎	06(6942)1100
きくみみ福井	福井市日之出3-14-15　福井地方合同庁舎	0776(26)1100
きくみみ滋賀	大津市京町3-1-1　大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100
きくみみ京都	京都市中京区西ノ京笠殿町38　京都地方合同庁舎	075(802)1100
きくみみ兵庫	神戸市中央区海岸通29　神戸地方合同庁舎	078(321)1100
きくみみ奈良	奈良市登大路町81　奈良合同庁舎	0742(24)1100
きくみみ和歌山	和歌山市二番丁3　和歌山地方合同庁舎	073(422)1100
きくみみ広島	広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎第4号館	082(222)1100
きくみみ鳥取	鳥取市富安2-89-4　鳥取第１地方合同庁舎	0857(26)1100
きくみみ島根	松江市向島町134-10　松江地方合同庁舎	0852(24)1100
きくみみ岡山	岡山市北区桑田町1-36　岡山地方合同庁舎	086(224)1100
きくみみ山口	山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100
きくみみ香川	高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎	087(826)1100
きくみみ徳島	徳島市徳島町城内6-6　徳島地方合同庁舎	088(652)1100
きくみみ愛媛	松山市若草町4-3　松山若草合同庁舎	089(921)1100
きくみみ高知	高知市本町4-3-41　高知地方合同庁舎	088(873)1100
きくみみ福岡	福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎本館	092(473)1100
きくみみ佐賀	佐賀市城内2-10-20　佐賀合同庁舎	0952(25)1100
きくみみ長崎	長崎市岩川町16-16　長崎合同庁舎	095(849)1100
きくみみ熊本	熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100
きくみみ大分	大分市新川町2-1-36　大分合同庁舎	097(533)1100
きくみみ宮崎	宮崎市橘通東3-1-22　宮崎合同庁舎	0985(24)1100
きくみみ鹿児島	鹿児島市浜町2-5-1　鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100
きくみみ沖縄	那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100

11

行政運営改善調査（制度概要）

○ 行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である行政評価局が政策効果の把握・分析を行い、**各府省自身では気づくことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示、各府省における政策改善、政策推進に資する情報を提供**する取組

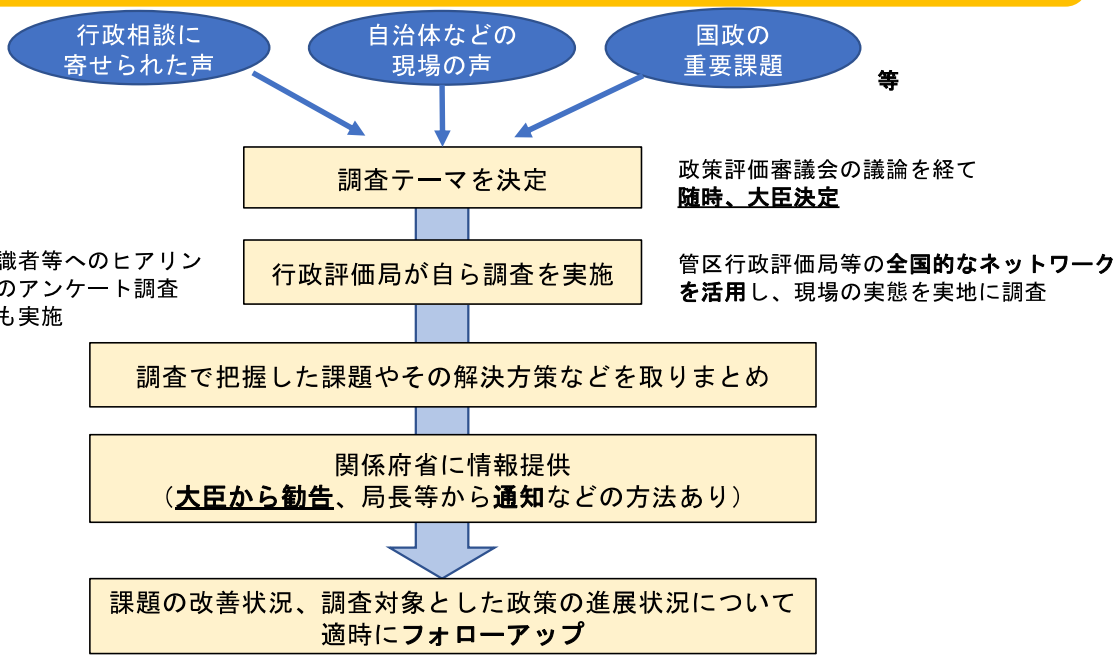

12

令和７年度行政評価等プログラムについて(抄)

プログラムの主な内容

【行政運営改善調査】

- 従来の制度では様々な社会的問題に対応できなくなっている事象を捉えて、制度の検討に役立つ課題を整理することも視野に入れて**調査テーマを選定**（人口減少や少子高齢化への対応、共生社会の構築、国民の安全・安心の確保などに着目）

- **各府省所管業務のDX**の実現可能性やBPRの前提となる実態把握、課題発掘のための**調査を実施**し、政府全体のDXに貢献

- 現地での実態把握に加えて、政策効果の把握・分析に関する知見を活用するなど、**調査手法を多様化**するとともに、迅速な改善を促進するため、**効率的な調査の実施と迅速な結果の提供**に努め、調査途上での**各府省の前向きな改善も評価**

13

行政運営改善調査（テーマ一覧(令和４年度以降)）

（令和７年11月現在）

これまでに実施した調査

【令和４年度】
- ○ 遺留金等
- ○ 外国人の日本語教育（地域における日本語教育）
- ○ 火山防災対策
- ○ 伝統工芸の地域資源としての活用
- ○ 生活困窮者の自立支援対策
- ○ 自衛隊の災害派遣（家畜伝染病への対応）

【令和５年度】
- ○ 太陽光発電設備等の導入
- ○ 医療的ケア児とその家族に対する支援
- ○ 浄化槽行政
- ○ 指定管理者制度
- ○ 墓地行政（公営墓地における無縁墳墓）
- ○ 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進
- ○ 不登校・ひきこもりのこども支援
- ○ 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動
- ○ 河川の陸閘の管理・運用
- ○ 災害時の道路啓開

【令和６年度】
- ○ 地域における住民の防災意識の向上（災害教訓の伝承）
- ○「ごみ屋敷」対策
- ○ ため池の防災減災対策
- ○ 社会的養護（里親委託）
- ○ 民生委員・児童委員による証明事務
- ○ 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採
- ○ 住宅確保要配慮者への居住支援（住宅施策と福祉施策の連携を中心として）

【令和７年度】
- ○ 外国年金受給者の生存証明手続の円滑化
- ○ 生活道路における交通安全対策に関する政策評価
- ○ リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査
- ○ 調査業務に関する実態把握

現在実施中の調査

- ○ 洪水対策に関する調査（ダムの事前放流を中心として）
- ○ 不登校等のこどもの健康診断
- ○ ひとり親家庭等の支援
- ○ 成年後見制度の利用促進
- ○ 盛土等による災害の防止
- ○ 野生動物による被害防止対策（クマの管理施策を中心として）
- ○ 行政手続きのDX推進（農林水産省関係）
- ○ 困難を抱える妊産婦の支援
- ○ 災害時における応急仮設住宅の提供等

防災、減災
少子化、多死社会
弱者対策
社会変化に伴い新たに生じた課題

※講演者の判断によるもの

14

最近の調査終了テーマについて（令和７年11月時点）

通知日	テーマ名（調査実施による効果）
令和７年 ７月７日	**外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査**【通知先： 厚生労働省】 （外国年金運営機関と協議等を要請し、国内在住の日本人の外国年金受給者（外国就労時に外国の公的年金加入者）及び市区町村の負担を軽減）
６月27日	**生活道路における交通安全対策に関する政策評価**【通知先： 国家公安委員会（警察庁）、国土交通省】 （生活道路における交通事故の多いエリアでの対策について、交通事故情報のビッグデータを活用に向けた自治体支援に向け意見を通知、事故発生の潜在的高リスク箇所の解消などの対策を推進）
６月25日	**リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査**【通知先： 経済産業省、環境省】 （製品メーカー等の自主回収対象品目の追加、適切な回収・処分を推進するための市区町村に対する情報提供などを要請し、リチウムイオン電池（LIB）等に起因した火災事故等の減少及びLIB等の再資源化を推進）
６月２日	**調査業務に関する実態把握の取りまとめ結果**（内閣官房と連携調査） （地方自治体を経由して各府省庁が集計・分析する調査業務における各関係機関の業務負担の実態を示し、各府省庁において調査の効率化や負担軽減などを意識した取組を推進）
３月28日	**民生委員・児童委員による証明事務に関する調査**【通知先：こども家庭庁、法務省、厚生労働省】 （証明事務の廃止や運用の見直しの要請及び民生委員に証明を求めずとも事実関係を確認している事例等の情報提供を要請し、民生委員・児童委員の業務負担を軽減）
３月28日	**倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査**【通知先： 経済産業省】 （台風等の倒木による停電を防止する事前伐採の必要性の検討、事務分担及び費用負担の協議の実施を要請し、停電予防の対策を推進）
３月28日	**住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－**【通知先： 国土交通省、厚生労働省】 （居住支援協議会の設立手順の周知徹底、活用できる取組事例の提示等を要請し、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者等）の入居前から退所時までの切れ目ない支援の構築を推進）

15

現在実施中の調査テーマについて（令和７年11月時点）

調査開始 公表年月日	テーマ名（調査の内容）
令和７年 ９月26日	**洪水対策に関する調査－ダムの事前放流を中心として－** （事前放流の円滑な実施に向け、現場の実態や課題を調査し改善方策を検討）
９月19日	**不登校等のこどもの健康診断に関する調査** （学齢期のこどもに対 する学校健康診断の実施状況等とそれらに係る課題を把握・整理）
７月４日	**ひとり親家庭等の支援に関する調査** （地方公共団体における取組とひとり親家庭等の 認識・受け止めとのギャップを明らかにする）
７月４日	**成年後見制度の利用促進に関する調査** （市区町村における利用ニーズや利用実態の把握状況、中核機関の体制や活動内容、市区 町村と家庭裁判所との連携状況等）
７月４日	**盛土等による災害の防止に関する調査** （危険な盛土等の把握・解消に向けて、自治体における宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令の運用実態・課題等）
７月４日	**野生動物による被害防止対策に関する調査－クマの管理施策を中心として－** （クマ 等に対する管理施策の実施状況や行政機関間の連携状況等）
６月20日	**行政手続のDX推進に関する調査－農林水産関係－** （行政手続のデジタル化を進めるための農林水産関係の各種手続に係る負担等の実態等）
６月20日	**困難を抱える妊産婦の支援に関する調査** （自治体等における孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦の把握状況や支援対象者の決定状況等）
５月30日	**災害時における応急仮設住宅の提供等に関する調査** （応急仮設住宅の提供等に関する地方公共団体や民間団体等の取組状況や国の支援等の状況）

16

目 次

01 行政評価局について …… P.4

02 **行政運営改善調査** …… **P.18**

【事例１】介護施策に関する行政評価・監視（平成30年度）
【事例２】農道林道の維持管理に関する行政評価・監視（令和２年度）
【事例３】子育て支援に関する行政評価・監視（令和３年度）

（参考）～従来の制度では対応できなくなっている事象の調査～
・身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査（令和５年度）
・不登校等のこどもの健康診断に関する調査（調査実施中）

03 役割を適切に果たしていくための課題・取組 …… P.27

【事例１】 介護施策に関する行政評価・監視 －高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－

総務省

調査の背景

◆ 高齢化に伴い介護保険制度上の要介護認定者数は、H26年度末現在で約606万人（平成12年度末の2.37倍）に増加

⇒ 国は介護保険法等に基づき地方公共団体による介護保険サービスの整備や介護人材の確保等を推進

◆ 家族の介護・看護を理由とした離職・転職者も多数発生（年間約10万人が離職・転職）（平成24年就業構造基本調査）

⇒ 国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等により介護離職ゼロに向けた取組を推進

（勧告日：平成30年6月19日　勧告先：厚生労働省）

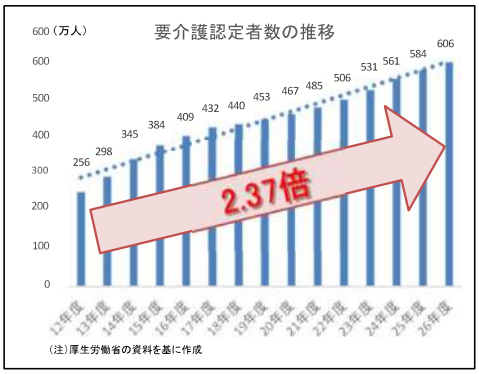

【意識調査】 家族介護者及びケアマネジャーに対して、家族介護者が仕事と介護を両立するに当たって、特にどのようなことを負担に感じているか、どのような支援を必要としているかなどを把握　（対象：家族介護者（介護離職者含む）、ケアマネージャー）

意識調査の主な結果

＜介護保険サービスへの不足感＞

◇ 施設サービスの特別養護老人ホームに不足を感じるケアマネジャーが〈4割以上〉

◇ 在宅サービスの夜間対応や一時引き受けの機能に不足を感じるケアマネジャーが〈約8割〉

＜介護休業制度等の認知不足＞

◇ 介護休業を利用したことがない家族介護者が〈9割以上〉

◇うち、介護休業自体を知らない者が〈6割以上〉

＜介護離職者の再就職の困難性＞

◇介護離職時に仕事の継続希望があり、就職活動を行った家族介護者のうち、再就職できていない者が〈約6割〉

【事例１】 介護施策に関する行政評価・監視 －高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－

総務省

主な調査結果	主な勧告事項	各府省の対応（フォローアップ）
○ 介護保険サービスの整備の的確な推進 ・ 不足を感じるとの声があるサービスでも、計画で利用を見込んでいない、見込んでいても利用実績とかい離する状況あり ⇒ 計画の点検・評価自体が未実施の自治体あり	● 自治体に対し、各年度の計画の達成状況の点検・評価について適切に実施するよう助言等	計画の進捗管理に関するマニュアルを作成。自治体において点検・評価を実施。必要に応じ原因分析を実施
○ 介護人材の確保の着実な推進 ・ 介護人材不足により必要な介護保険サービスの提供に支障発生 ⇒ 人材確保の目標値が未設定、管内介護職員数の把握が不十分な自治体あり	● 都道府県に対し、効果的な目標の設定や点検・評価の方法等を情報提供等	介護人材確保に係る定量的な目標設定や点検・評価の具体を例示。介護保険事業支援計画において目標設定、点検・評価が実施されるよう都道府県に要請
○ 介護休暇制度等の周知促進 ・ 働きながら介護に従事する上で重要な介護休業制度等の情報が十分浸透していない ⇒ 家族介護者や事業所への制度周知のための関係方面への要請が不十分な労働局あり	● 労働局による関係方面への介護休業制度等の周知要請を的確に実施等	都道府県労働局において、地域包括支援センター職員向け研修において、周知の働き掛け、労働局の関係機関・団体へ制度周知
○ 家族介護者の求職・就職実態の把握・分析 ・ 再就職が容易でない家族介護者に重点を置いた就職支援の必要性や方法の検討については、家族介護者の求職・就職実態を統計的に把握していないため、未着手	● システムの機能を活用し、家族介護者の求職・就職実態を把握・分析し、支援検討	ハローワークシステムの統計機能を用いて求職・就職状況を分析。ハローワークに家族介護求職者の支援を担う相談員を増員

19

【事例２】 農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視の結果

総務省

（勧告日：令和２年５月15日　勧告先：農林水産省）

調査の背景

◇ 農道・林道（総延長：約31万km）は、道路ネットワークの構成要素として看過できないインフラ

◇ その管理者は、国、都道府県及び市町村のほか、土地改良区や森林組合等の団体
農山村地域の高齢化や人口減少等に伴い、これらの団体における**維持管理体制の確保が困難となることが懸念**

⇒ 本調査は、農道・林道の維持管理の実態を明らかにし、**より効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立**及びそれを通じた**適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から**実施

【メンテナンスサイクルの確立】

利用者や第三者の安全を確保した上で、**インフラが必要な機能を発揮し続ける**ために、各管理主体において、「メンテナンスサイクル」（①点検、②診断、③修繕・更新、④情報の記録・活用）を**構築し、継続的に発展**させることが必要（インフラ長寿命化基本計画）

【個別施設計画の策定状況】

・**「個別施設計画」**とは、点検・診断の結果得られた施設の状態を記録し、その状態に応じた**長寿命化対策（対策工法、対策時期、対策費用等）等を定める中長期的な計画**

・ 農道・林道における策定対象施設は、橋梁（農道:橋長15m以上、林道:橋長4m以上）、トンネル等

【併用林道等の維持管理】

・ **「併用林道」**とは、市町村等が管理する各種道路について、国有林林道に準じて取り扱うもの又は既存の国有林林道を住民の生活道路等として活用するため、市町村道等として取り扱うもの

・ 併用林道の設定に当たり、**国（森林管理署等）と市町村等は、併用区間、併用期間、維持修繕時の負担割合等を定めた協定（併用林道協定）を締結**

・ 定期点検実施主体や個別施設計画策定主体等については、国と市町村等がその都度協議

【高速道路跨道橋の撤去等】

・ **高速道路施設の維持管理**に関する問題（点検未実施、施設の損傷等）が顕在化したことを受け、平成26年6月、参議院において、高速道路跨道橋の**点検体制の抜本的な見直し**等を行うよう警告決議

・ 国土交通省は、平成27年1月、関係省庁に対し点検促進等を要請。また、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するため、道路橋（道路法の適用を受ける橋梁）については、社会資本整備総合交付金により、撤去を支援

・ 一方、**農林水産省の農山漁村地域整備交付金は、農道橋・林道橋の単純撤去には活用できず**

20

【事例２】 農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視の結果

総務省

主な調査結果	主な勧告事項	各府省の対応（フォローアップ）
○メンテナンスサイクル の確立 ・予算不足や技術力不足により、点検や修繕の実施に苦慮しているとの意見 ・過去の点検・診断結果が十分に参照できない状態となっている例	● 管理者の予算・技術力等の現状を踏まえた支援等の検討・実施 ● 点検等の記録・管理及びその活用の推進	・「農道保全対策の手引き」を改訂、活用を林道管理者に要請 ・農道の点検 や林道改良工事等に向けた予算面を支援
○ 個別施設計画の策定状況 ・個別施設計画の策定漏れや不十分な記載内容の例 ・県が市町村の計画内容を確認・助言している例	● 個別施設計画の内容の適正化を図るための技術的助言の実施	・ 農道管理者に対し、個別施設計画の基礎となる農道台帳の適切な作成を要請 ・ 都道府県において市町村へ職員を派遣し、計画策定に係る指導・助言の実施
○ 併用林道等の維持管理 併用林道上の施設について、国・市町村がそれぞれ点検を実施するも、その結果が共有されていない例	● 複数管理者が関わる農道・林道施設における定期点検等の役割分担の明確化、情報共有の推進	併用林道の点検等の実施主体を協定により定めるよう、森林管理局に通知を発出 （協定締結の円滑化に向け、例文や整理すべき事項を合わせて通知）
○ 高速道路跨道橋の撤去等 施設の維持管理コストが負担となっているが、費用があい路となり、撤去に踏み切れないとの意見	● 農道・林道施設の利用状況の把握 ● 必要性が認められなくなった施設の撤去等に向けた支援等の検討・実施	高速道路跨道橋の利用状況の調査の実施。 廃止・撤去する方針となった7橋について、順次撤去を実施（撤去に際し活用できる事業を手当）

21

【事例3】子育て支援に関する行政評価・監視　－産前・産後の支援を中心として－

総務省

調査の背景

（勧告日：令和4年1月21日　勧告先：厚生労働省）

○ 出産・子育てをめぐる環境変化（女性の社会進出、仕事と家事や育児の両立、核家族化、出産年齢の高齢化など）が進む中、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援につなげていくことが求められている。

○ 産後うつなど支援を必要とする妊産婦のサポートを担う市町村の子育て支援のうち、
- 産婦健康診査事業（産後うつ、新生児への虐待予防等の観点から、健診料の補助を通じ産婦の心身の状態を把握）
- 産後ケア事業（支援を要する産婦に心身のケアや育児サポート）
- 多胎妊産婦支援（産前・産後サポート事業）

を対象として、現場実態を調査し、課題を整理。あわせて、今後の感染症流行時における対応の一助とするため、コロナ禍での支援の実態についても把握、整理

【調査対象機関】厚生労働省、内閣府、都道府県（12）、市町村（61）、関係団体（49）　【実施時期】令和2年12月～4年1月

【調査対象12都道府県内の産婦健康診査事業の実施状況（R2）】

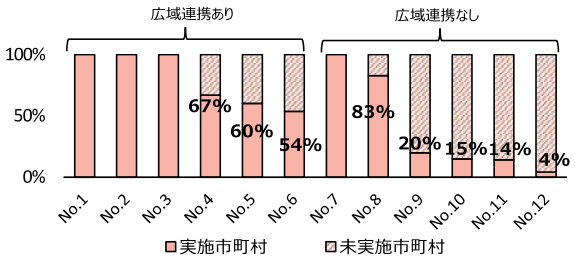

【調査対象市町村（事業実施41市町村）の対象期間延伸への対応状況（R3.10）】

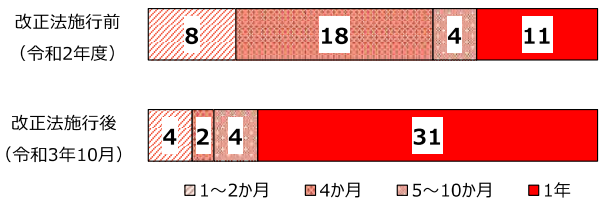

22

【事例3】子育て支援に関する行政評価・監視　－産前・産後の支援を中心として－

総務省

主な調査結果

○ 産婦健康診査事業

・ **産婦は地元の病院で健診を受けるとは限らない**ため、市町村は域内だけでなく、**域外にある病院等（病院、助産所及び診療所）とも個別に調整し委託契約を結ぶ必要に迫られる**など事務負担大。そのために事業実施を見送っている例も存在

・ **都道府県単位での広域連携**（例：都道府県が都道府県医師会等と契約を締結することで都道府県域内の病院等に健診を委託）**により、市町村、医療機関双方の事務負担を解消**し、市町村が事業を開始しやすい環境を整えている地域がある一方で、（事業を実施又は実施予定とする市町村が少ないなどとして）**都道府県が積極的な関与に二の足を踏む地域も存在**

○ 産後ケア事業

市町村の現場では、**委託先の偏在**（地域によって病院・助産所や助産師等が偏在。委託先の確保が課題）、**産婦の移動支援**（支援を要する産婦が遠方に自ら赴くことが必要な場合があるが、移動費用は補助対象外）、**対象期間の延伸対応**（母子保健法の改正により、対象期間を産後4か月から1年に延伸）**に苦慮**

主な勧告事項

● 現場実例を踏まえた都道府県の役割を示し、広域連携など市町村の産婦健康診査事業の実施を支援（厚生労働省）

各府省の対応（フォローアップ）

課題把握のための調査研究の実施を踏まえ、推進に向けた方針を策定。都道府県が設けた協議の場で、病院等への委託内容の統一化に関する調整を実施。令和5年度には26 都道府県で市町村の広域連携への支援を実施（事業実施市町村：令和6年度末時点で 1,445 市町村）

主な勧告事項

● 令和6年度末までの全国展開を図る上で、各地の現場が抱える課題を把握し、都道府県の役割を含め幾つかの選択肢を示し、市町村の産後ケア事業の実施を支援（厚生労働省）

各府省の対応（フォローアップ）

産婦健康診査事業と同様の対応を実施。令和5年度には 16都道府県で市町村の広域連携への支援が実施（事業実施市町村：令和6年度末時点で 1,644 市町村）

（参考）身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査の結果（概要）

総務省

調査の背景

（通知日：令和5年8月7日　通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省）

◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加

◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み

◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題

⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

主な調査結果・課題提起

● 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）

● 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
・契約主体は加齢等により**判断能力が不十分になることも想定される高齢者** ・**死後のサービス**を含み契約期間が長期 ・サービス提供方法、費用体系が**多様** ・**契約金額が高額**で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行 ・契約内容の**履行を確認しにくい** ▼ **消費者保護の必要性が高い**	〔事業者の取組〕 ・契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数 ・預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例 ・利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例 ・契約履行の確認を契約書に規定 ・契約書に解約条項がない例 ・遺言書の内容が本人の意思と異なる例 〔地方公共団体等の取組〕 ・住民への情報提供が低調	・公正な契約手順の確保 ・預託金の管理方法のルール化 ・成年後見制度への円滑な移行 ・契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界 ・解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化 ・寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認 ・啓発資料の充実・周知

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

（参考）

○ 不登校等のこどもの健康診断に関する調査

（令和7年９月19公表）

総務省

○ 不登校等で学校に行けないこどもが健康診断を受けやすくするための方策を検討

- 小中学校における不登校のこども（児童生徒）※1の数は、11年連続で増加しており、平成26年度に12万2,897人であったものが、令和５年度には34万6,482人となっている。
- 学校保健安全法で、学校は毎年度健康診断を行うと規定されており、学齢期のこどもは在籍校で健康診断を受診することが基本。しかしながら、不登校の急増に伴い学校で健康診断を受けないこどもが増加していると考えられ、その中には医療機関での健康診断も含めて健康診断を受診していない者が相当数存在する可能性がある。
- 定期健康診断で検査する口腔（くう）疾患、骨格異常、生活習慣病等は早期発見・早期治療が肝要であり、学齢期の健康診断未受診のため、成長とともに重篤な状況となることがあると指摘されている。くわえて、不登校は、運動不足や生活習慣の乱れ等につながるおそれがある。また、学齢期の健康診断は児童虐待の発見の機会であることにも留意が必要である。

※1　長期欠席者のうち不登校を理由とする者
長期欠席者：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒
不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状態（病気又は経済的理由による場合を除く。）

主要調査事項

- **学齢期のこどもに対する学校健康診断の実施状況**
- **不登校になっている学齢期のこどもの健康診断の受診状況及び健康の状態**

※2　公立小中高等学校、教育支援センター、フリースクール・フリースペース等の民間施設等経由で、現に不登校又は不登校経験があるこども及び保護者へのアンケート調査を実施予定

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和７年10月～８年６月（予定）

25

目 次

01　行政評価局について …… P.4

02　行政運営改善調査 …… P.18
【事例１】介護施策に関する行政評価・監視（平成30年度）
【事例２】農道林道の維持管理に関する行政評価・監視（令和２年度）
【事例３】子育て支援に関する行政評価・監視（令和３年度）
（参考）～従来の制度では対応できなくなっている事象の調査～
・身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査（令和５年度）
・不登校等のこどもの健康診断に関する調査（調査実施中）

03　**役割を適切に果たしていくための課題・取組** …… **P.27**

26

～背景・前提～

○ 社会環境の変化

・少子高齢化の進展による労働力人口の減少

・行政課題の高度化・省庁横断化・複雑化、省庁の対応の迅速化

・データ・エビデンスに基づく政策立案（EBPM)の要請、高まり

○ 行政評価局に求められる役割

・国の行政運営を俯瞰し、制度・運用の改善につながる調査

・国民や自治体のために役に立つ調査、各府省の政策立案・改善の取組を後押し

・・・実効性のある改善提言

・国民や国会及び関係府省に対する説明責任

⇒ 限られた人員で、質の高い調査とアウトプットを継続的に生み出す組織として取り組むことが不可欠

27

【現職職員・若手職員】

○ 現状と課題

・中途採用も含めた戦力確保・拡大（労働力不足、離職者への対応）
の在り方の問題、若手職員には転居を伴う異動の負担感が高い）

○ あるべき姿

・若手職員の参加意識の醸成、達成感や成長の見える化。多様な働き方にも対応できる職場環境

・調査テーマの決定、調査設計・分析、結果のアウトプットの各段階で再現性のあるプロセスの構築

・若手・中堅・シニアが適材適所で役割分担しながら、協働する体制

○ 組織としての取組

・チーム単位での調査運営（振り返りの蓄積、新たな手法の開発、全国の調査ネットワークを活用した行政実態や行政ニーズ把握の推進）

・調査テーマ決定プロセス、調査設計、分析のプロセスの標準化の工夫

・研修の充実（局内・局外、段階別、シニア職員のノウハウの伝承、横のつながりの構築）

・風通しの良い役所（若手職員でも自由に意見を言える環境）という良き文化の再確認

・ライフステージに応じた配置、多様な部局における勤務経験

28

【シニア職員】

○ 現状と課題

・高い経験値・知見（目利き力）の組織としての伝承の方法。有するスキルの活用と適切な配置
・業務分担が「補助的役割」となる者と、従前と同様の業務を担う役割を果たす者と二分
・若手とシニア職員の今後の役割分担のあり方
・モチベーションの維持に差異

○ あるべき姿

・技術を伝承し、調査の質を底上げする、知の基盤としての役割
・各府省の行政運営、制度改変の経緯及びこれまでの調査結果を踏まえた構造的な理解の活用
・若手・中堅を支えるメンター的存在

○ 組織としての取組

・これまで培ったスキルに応じた適切な配置
・シニア職員の役割の明確化（調査の品質確保、知見の伝承）
・振り返りやレビューにおける助言、論点整理への意図的な参画

⇒ 若手職員の柔軟な発想・スキル（新しい視点・デジタルリテラシーの活用）と一体となった質の高いアウトプットを指向

⇒ 社会の変化に応じ、役に立つ調査とするためには、シニア職員が有する過去の政策・制度運用を踏まえた論点の深堀や、若手職員への助言・育成を通じた組織力の底上げに期待

29

総務省

ご清聴いただき ありがとうございました。

行政相談の
マスコット
「キクーン」

30

【パネリスト】

たかつかさ　　ゆうこ
高務　裕子

（鳥取県 代表監査委員）

経　歴

平成	２年	３月	広島大学教育学部　卒業
	４年	４月	鳥取県　採用
	15 年	７月	財政課主計員
	20 年	４月	財政課総括主計員、環境立県推進課課長補佐 交流推進課課長補佐
	27 年	４月	ワールドトレイルカンファレンス室長、砂丘事務所長
	31 年	４月	東京本部副本部長
令和	３年	４月	関西本部長
	６年	４月	代表監査委員 現在に至る

人口最少県における取組と監査

鳥取県代表監査委員　高務（たかつかさ）　裕子（ゆうこ）

令和8年3月6日

鳥取県の現況

鳥取は島根の右側です

どこにあるか分からないといわれる「鳥取県」と「島根県」
ベネッセ「子どもが混同しやすい都道府県ランキング」で堂々一位
政府機関や旅行社ですら間違える

両県が連携してＴシャツを制作・販売してＰＲ

島根は鳥取の左側です！　　鳥取は島根の右側です！

人口（R6）	高齢化率（R6）
53．1万人（全国最少）	33．7%（全国16位） ※全国:29．3%

鳥取県の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計）

○R32(2050)年における本県の将来推計人口は40.6万人（年少人口は10.6%、高齢化率は40.9%）
○R27(2045)年に生産年齢人口(15～64歳)の割合は50%を下回る

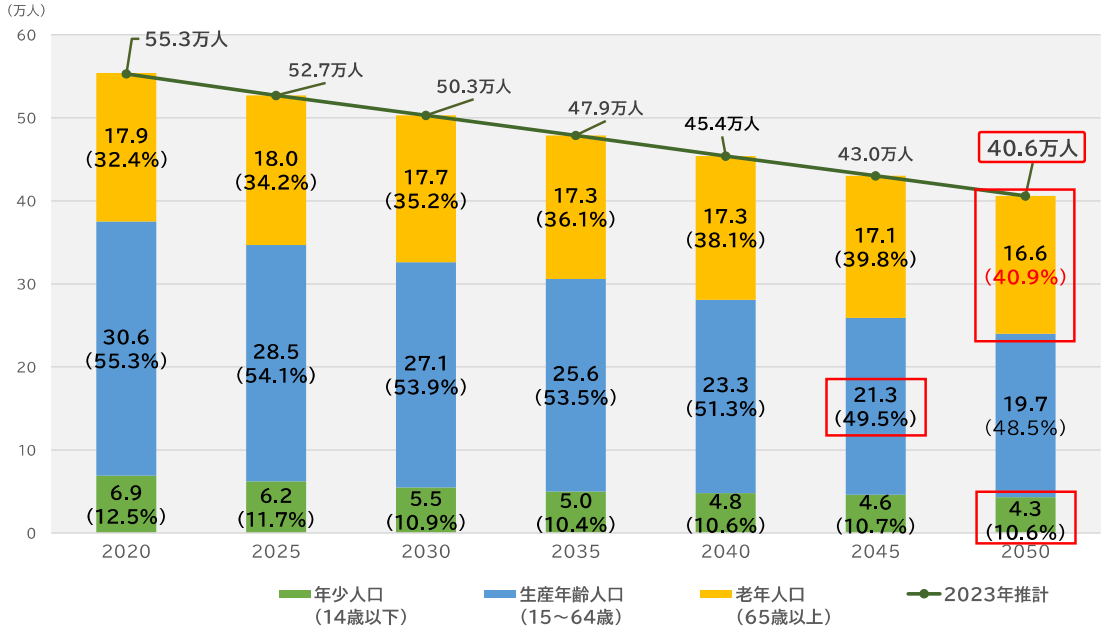

（出典）国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）』

鳥取県の特徴的な取組①

地域の買物環境確保に向けた支援（R5）

➢ **ＪＡ系スーパーが全２０店舗閉店　⇒　買物危機が発生**

✓ **「鳥取県買物環境確保推進交付金」**を創設し、**県・市町村・地域等が一体**となった買物環境の維持・確保策を実施

◆エスマートわかさ店

（株）エスマートが、閉店したトスク若桜（わかさ）店を公設民営方式により承継

◆とくし丸（移動販売車）

事業者が運行便数やルートを拡充

コミュニティ・ドライブ・シェアの推進（R5）

➢ **コロナ禍を経て、ドライバー不足や利用者の減少が一層深刻化**
⇒　交通事業者の撤退やバス路線の縮小が進行

✓ **「コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライドシェア）推進制度」**を創設し、**住民・交通事業者・行政の連携**により住民の移動手段を確保

◆ＡＩ乗合タクシー「のりりん」(智頭（ちづ）町)

民間事業者が運行管理を担いつつ、住民ドライバーによるＡＩオンデマンド型共助交通

鳥取県の特徴的な取組②

副業・兼業プロジェクト鳥取県で週1副社長（R元～）

➢ **都市部の優秀な人材に「移住就職」を勧めるも、正社員雇用は、年収のハードルが高い ⇒ 県内企業人材不足**

✓ **副業・兼業で県内企業の「副社長」**になってもらい、**県内企業の経営課題解決を図る**

延べ約1.8万人の都市部人材が応募し、**1,488**人のマッチングが成立（R7.12月末現在）

6年連続全国第1位を更新中

R元年度の開始以来、応募総数は約18,000人

オンライン投票立会（R6）

➢ **投票立会人の不足による投票所の減少 ⇒ 投票環境の悪化**

✓ 投票立会を**オンライン技術を活用して遠隔地から**行う
⇒ 立会人の柔軟な確保による投票所開設の負担軽減（将来的な人材不足にも対応）

◆**江府（こうふ）町長選（R6）**
◆**衆院選（R6）**

オンライン投票立会を全国初で導入
南部（なんぶ）町のコネクテッドカーを活用した移動式期日前投票所で**国政選挙で初となるオンライン投票立会**を実施

5

鳥取県の監査体制①

監査委員

◆ **鳥取県の監査委員は、地方自治法第195条に基づき4名を選任**

代表監査委員（常勤）：元鳥取県職員

監査委員（非常勤）３名：公認会計士 税理士／公認会計士 税理士／鳥取県議会 議員

識見委員3名
議選委員１名

監査委員事務局

◆ **事務局長のほか11名の職員（2課・12名体制）**

事務局長
- 次長兼監査第一課長 ― 監査主幹（4名）監査主任（1名）
- 次長兼監査第二課長 ― 監査主幹（3名）監査主任（1名）

✓ **職員12名のうち、3名が再任用職員**

年齢構成（R7.4.1）	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	合計
	１名	０名	２名	６名	３名	12名

✓ **平均年齢 57.5歳 （県職員平均年齢 42.7歳）**
✓ **平均在籍年数 2.7年** ※R8.3月末時点 （県職員全体…３年を目安に異動）

6

鳥取県の監査体制②

鳥取県監査委員のミッション

➢「県民一人ひとりの幸せに役立っているか」

➡「県民の視点」でチェック

監査における５つの観点

① 正確性 → 会計処理や決算の金額等は正確か

② 合規性（適法性） → 法令等に準拠し適正に処理されているか

基本的・中心的監査

③ 経済性 Economy → 一定の成果を最少のコストで 獲得しているか

④ 効率性 Efficiency → より少ないコストで最大の効果が得られているか

⑤ 有効性 Effectiveness → 所期の目的を達成し、効果を発揮しているか

3E監査

■定期監査実施機関数（R7）

区　分	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
本　庁	110	110	43	67
地方機関	118	118	28	90
合　計	228	228	71	157

鳥取県の監査事例①

県立高校が保有する海洋練習船について

（令和６年度決算分）

意見

持続可能な航海実習の実現のため、今後、他県との海洋練習船の共有や合同実習の実施など、幅広く船舶の保有方法を検討するとともに、他県との交流、情報収集を早期に実施されたい。

背　景

水産業の振興に必要な人材の育成・確保において、海洋練習船での航海実習は重要な学び場となっている。

■ 多額の建造費用・維持管理費

- 建造費用　約２３億円
- 検査・修繕費用
  数千万～１億円程度（年間）

■ 厳しい財政状況

- 社会保障関連経費、県有施設の長寿命化に要する費用増
- 生産年齢人口の減少等による税収減

鳥取県の監査事例②

県立病院の地域における役割と連携（令和６年度決算分）

意見　地域の人口減少を踏まえ、医療機関間の連携促進と役割分担を進めるため、行政機関と十分連携して各医療圏の中核的役割を果たされたい。

鳥取地区工業用水道事業について（令和５年度決算分）

意見　今後、大規模な施設更新時期の到来も見据えながら、外部の専門家に委託するなどして、上水道代替等の検証を行うとともに、関係市と今後の企業誘致に係る情報を共有しつつ、期限を定めて抜本的に、今後の事業の在り方を検討されたい。

空き家対策について（令和３年度決算分）

意見　不動産業界や福祉分野との連携や、空き家除却を支援する取組の継続、新たな空き家発生抑制に向け、広く意見を求め、空き家問題を好転させるための有効な手段を定期的に検討し、実行されたい。

中小企業の事業承継支援について（令和２年度決算分）

意見　事業承継を検討している中小企業個々のニーズにきめ細かく対応するため、金融機関、市町村、商工会議所、商工会等と連携して支援策や成功事例に関する情報提供を一体的に行い、関係機関が連携して効果的な取組を進められたい。

9

自治体監査における課題と対応

- 監査委員事務局職員のバランス（年齢・経験年数）の考慮
- 3E監査の推進
- デジタル技術の活用による省力化
- 人口減少を見据えた自治体監査は、「多様な主体との連携」の視点が重要

『持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書』（R6.7 総務省公表）より

【人材不足等の課題】

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では専門人材（技術職員、デジタル人材等）等の不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代の退職によって、今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

➡ 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること

10

自治体の今後の方向性①　－ 市町村との連携 －

合同庁舎の共同整備

✓ 県と米子(よなご)市がPFI(※)を導入して「鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糀町(こうじまち)庁舎」を共同整備（県内初の共同整備合同庁舎）

（※）公共施設等の整備に民間の資金、経営能力及び技術能力を活用すること

◆県と市の関係部局が同一階又は上下階で近接して業務を実施
⇒県民・市民へのサービス向上と行政側の業務を効率化

除雪

✓ 道路管理区分に拘わらず効率的な除雪体制を構築（一部路線）

- 市町村道であっても交通量が多く、地域経済を支える幹線道路は県が除雪
- 県道であっても住民生活に密着した生活道路や歩道除雪等は市町村が除雪

✓ 除雪機械運転手、オペレータの育成・支援を共同で実施

税の徴収

✓「鳥取県地方税滞納整理機構」における共同滞納整理

◆県と市町村の共同滞納整理により、事務の効率化と徴収職員の能力向上を図る

鳥取県地方税滞納整理機構の概要

- 設立年月日：平成22年４月１日
- 組織形態：任意組織（法人格なし）
- 参加団体：県内市町村及び鳥取県(20団体)
- 業務内容：県・市町村に共通する滞納者への訪問等による納税交渉の共同実施、連名での文書催告の実施
- 人員体制：各県税事務所と各管内市町村の税務職員が相互に身分を併任し、月５日程度、共同で業務を実施

✓ 個人住民税の徴収困難事案を市町村から引継ぎを受けて県が徴収

11

自治体の今後の方向性②　― 他県との連携 ―

ドクターヘリの運行

■本県の重層的体制
中国5県によるドクヘリ広域連携協定（H29）、3府県ドクヘリ（公立豊岡病院・H22）による重層的カバー体制等

導入効果

医師、看護師が搭乗し、時速約220kmで現場に急行
○早期医療介入、搬送時間短縮
→救命率向上や後遺症の軽減
○へき地医療体制強化や病院間連携（施設間搬送）
→地域の医療体制の充実
○広域連携による災害医療体制の強化

ドクターヘリ運航範囲イメージ

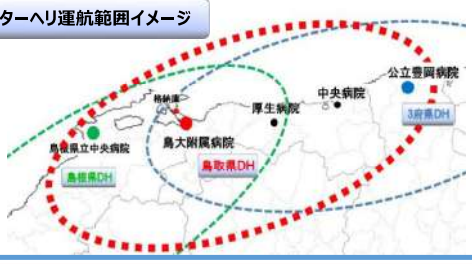

共同アンテナショップの運営

■連携による相乗効果
異なる気候風土や歴史文化で培われた日本海側の鳥取県と瀬戸内海側の岡山県の多種多様な特産品が年間を通して揃う

◆店　　名　とっとり・おかやま新橋館（ニックネーム「ももてなし」）
◆所　在　地　東京都港区新橋
◆目　　的　首都圏における県産品や観光、移住等に関する総合的な情報受発信の拠点
◆オ ー プ ン　H26年

12

自治体の今後の方向性③　－ 多様な主体との連携（デジタルの活用）－

地元住民が日頃から利用する郵便局を活用したオンライン診療を実施

積雪が多い大山町・大山寺地区は医療機関がない「無医地区」で、高齢者は冬場の医療アクセスが困難

- 大山寺郵便局の応接室をオンライン診療会場として利用し、大山診療所にいる医師から診察を受ける
- 処方薬は、郵便局員が患者宅に配達

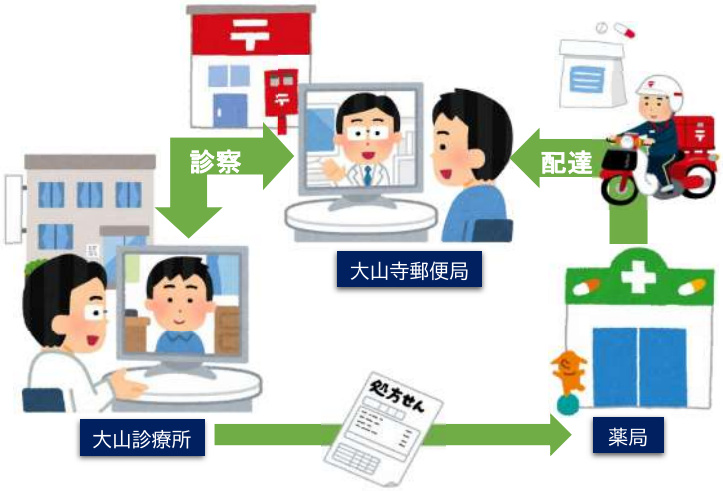

13

ご清聴ありがとうございました

14

【パネリスト】

髙橋（たかはし）　朋江（ともえ）

（国立大学法人北海道大学 監事、
国立大学法人等監事協議会 会長）

経　歴

昭和	59 年	3 月	北海道大学理学部　卒業
	60 年	4 月	北海道事務吏員
平成	25 年	4 月	北海道総務部法人局大学法人室参事
			（北海道公立大学法人札幌医科大学（参事）派遣）
	27 年	6 月	北海道総合政策部政策局参事
	29 年	4 月	北海道石狩振興局副局長
令和	元年	6 月	北海道総務部参与
			（北海道公立大学法人札幌医科大学（事務局長）派遣）
	2 年	9 月	国立大学法人北海道大学監事
			現在に至る

北海道大学
HOKKAIDO UNIVERSITY

国立大学法人における
少子高齢化の影響と監査の状況

（第３５回公会計監査機関意見交換会議資料 2026.3.6）

国立大学法人北海道大学　監事
国立大学法人等監事協議会　会長
髙　橋　朋　江

目　次

HOKKAIDO UNIVERSITY 2

1．国立大学法人の概要
2．少子高齢化がもたらす影響
3．監査事例と課題
4．監事協議会の活動
5．まとめ

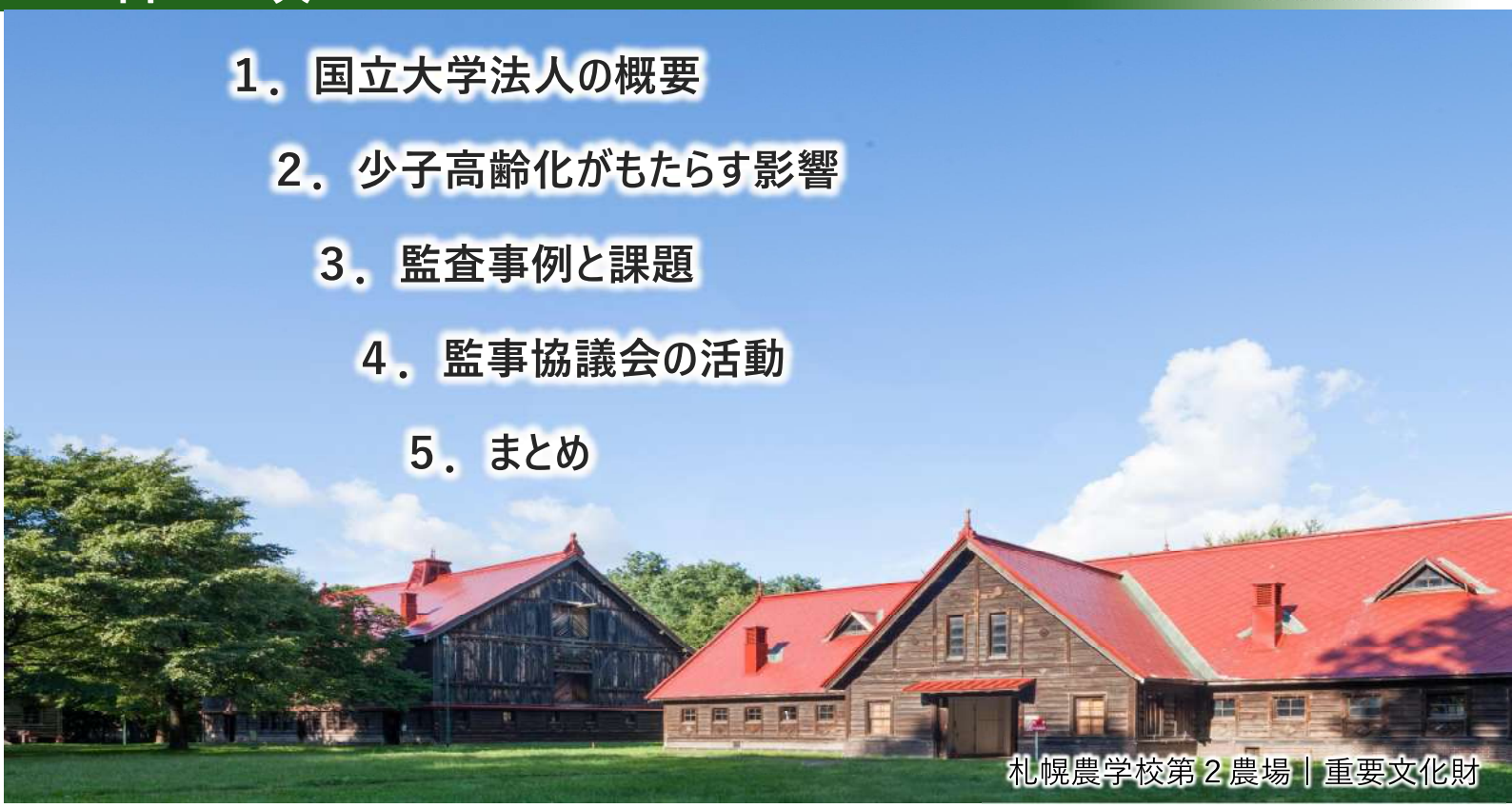

札幌農学校第２農場｜重要文化財

1. 国立大学法人の概要（1）組織

国立大学は、全国に85

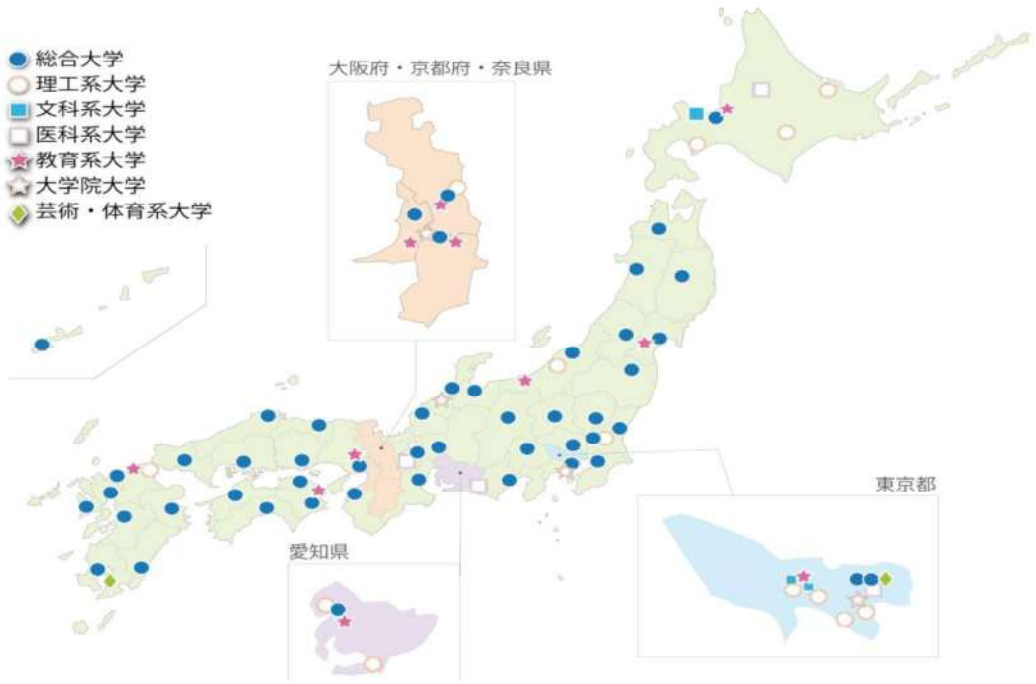

(注)大学の区分は、大学改革支援・学位授与機構編「国立大学法人の財務」の分類を一部改変
(出典)国立大学協会「国立大学法人 基礎資料集」（2025年10月1日）
(元データ)国立大学協会「一般社団法人 国立大学協会 概要`24会員名簿）」（当該年度4月1日時点）、大学改革支援・学位授与機構編「国立大学法人の財務」より国立大学協会事務局作成

1. 国立大学法人の概要（1）組織

HOKKAIDO UNIVERSITY 5

国立大学は、平成16（2004）年に国立大学法人へ

＜国立大学法人化の意義＞

自律的・自主的な環境の下で、国立大学をより活性化し、
優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、
より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

- 大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- 民間的発想のマネジメント手法を導入
- 学外者の参画による運営システムを制度化
- 能力主義人事の徹底• 第三者評価の導入による事後チェック方式への移行

（出典：令和７年１２月５日監事研修会資料）

1. 国立大学法人の概要（２）財務

HOKKAIDO UNIVERSITY 6

国立大学法人の収支状況

○国立大学法人の収入の財源別比率は、公財政（運営費交付金、補助金等の収益の合計）が34.9%、学生納付金が10.2%。
○国立大学法人の経営費用のうち46.9%が人件費、26.3%が診療経費、23.7%が教育研究経費。

国立大学法人の収入状況 （令和３年度）
（経常収益）

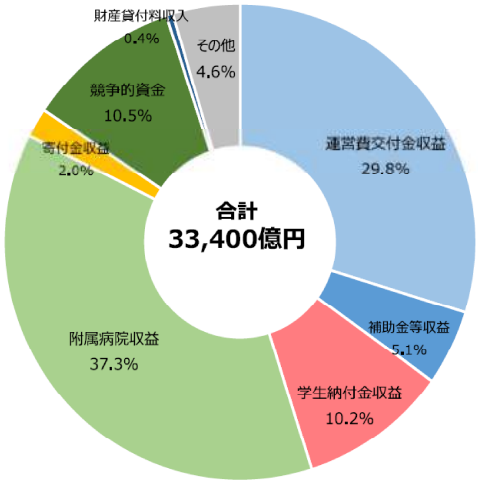

国立大学法人の支出状況 （令和３年度）
（経常費用）

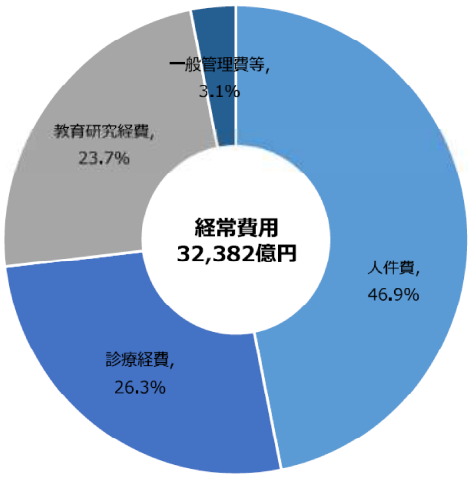

出典：各国立大学法人の令和３年事業年度の財務諸表を基に文部科学省作成

出典：文部科学省　我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）　関係データ集（４）P4

1．国立大学法人の概要（２）財務

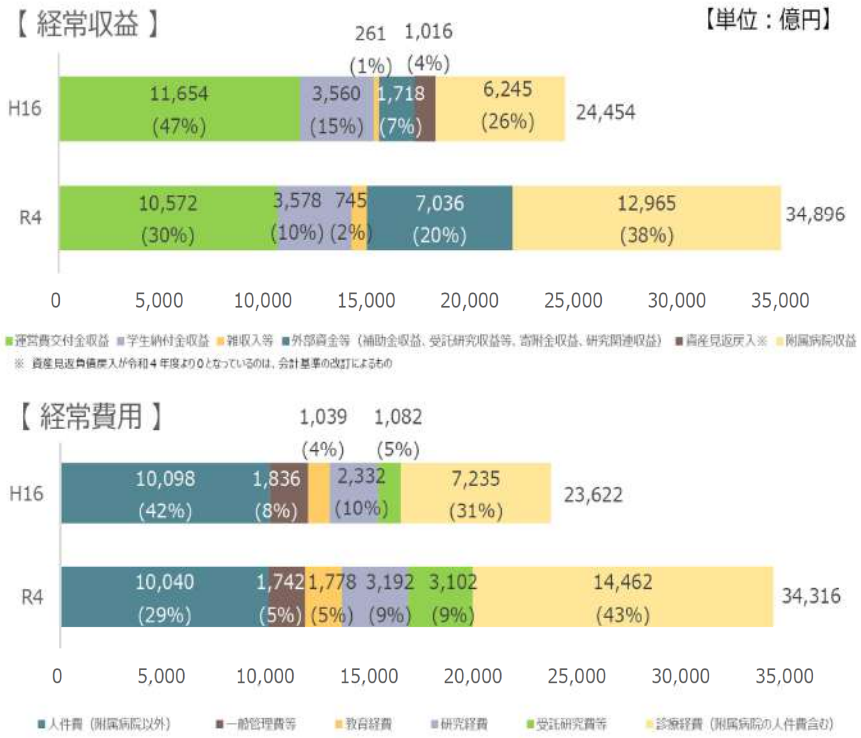

出典：国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第１回）配布資料資料４－１国立大学法人等の現状について（P16）

全体として経常収益・費用は約1.4倍に増加。

＜経常収益＞
・最も大きな増要因は附属病院収益で、約2倍に増加（6,245億円→12,965億円）。

・外部資金等は約4倍に増加（1,718億円→7,036億円）しており、企業等からの受託研究・共同研究など全般的に獲得金額が増加。
・寄附金は受入件数は約2倍、受入額は約1.5倍に増加。

＜経常費用＞
・収益増に比例して、診療経費は約2倍に増加（7,235億円→14,462億円）。
・受託研究費等は約3倍に増加（1,082億円→3,102億円）。また、教育経費や研究経費も増加。
・一方、人件費、一般管理費等は微減となっている。

1. 国立大学法人の概要（２）財務

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

○ 第１期中期目標期間（H16～H21）は、「骨太の方針2006」による、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲１％（年率）とする方針等により、運営費交付金予算額は減少。
○ 第２期中期目標期間（H22～H27）においても、予算額は減少傾向。
○ 第３期中期目標期間（H28～R3）以降、H27と同程度の予算額を維持。

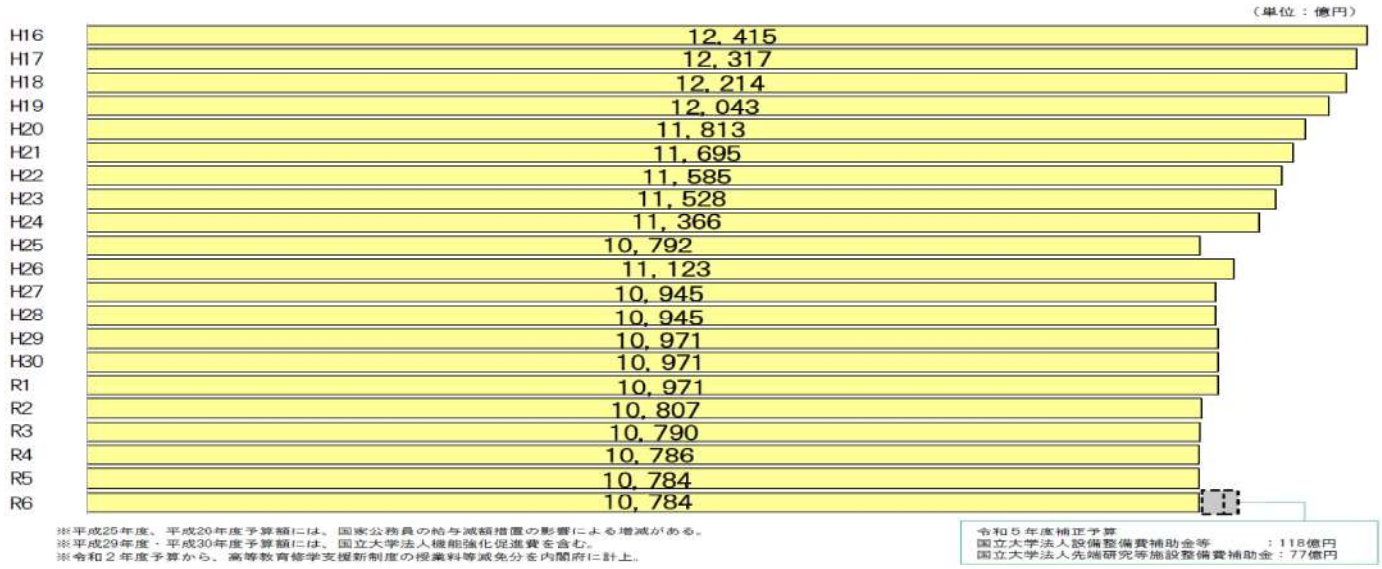

出典：国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第１回）配布資料資料４－１国立大学法人等の現状について（P23）

1．国立大学法人の概要（２）財務

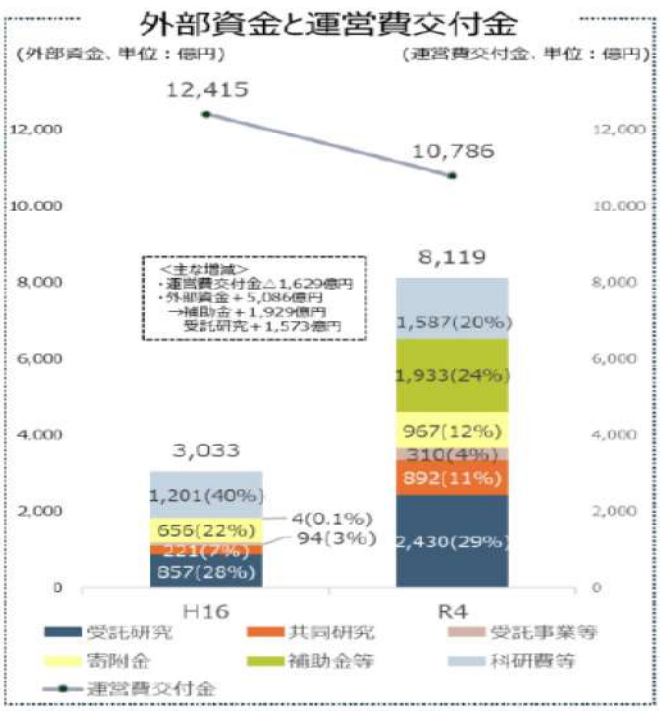

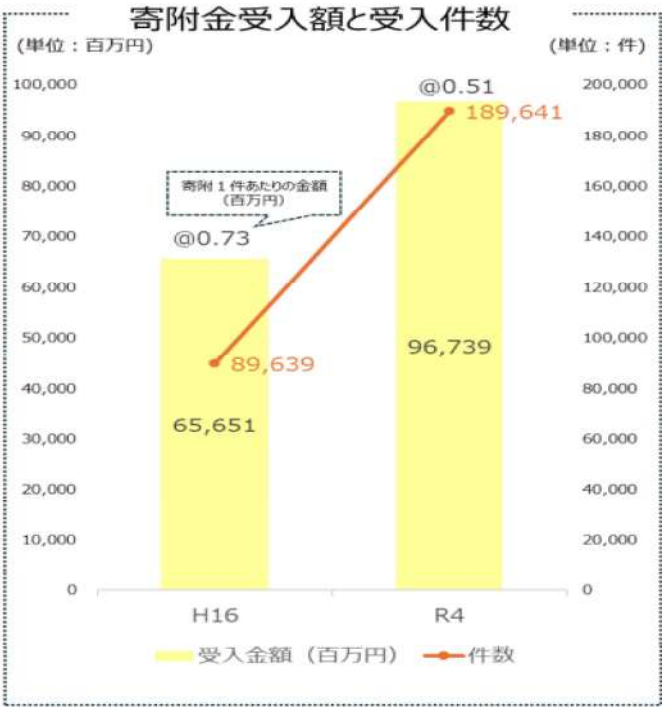

出典：国立大学法人等の機能強化に向けた検討会（第１回）配布資料資料４－１国立大学法人等の現状について（P16）

1. 国立大学法人の概要（３）監査

（令和4年4月以降）

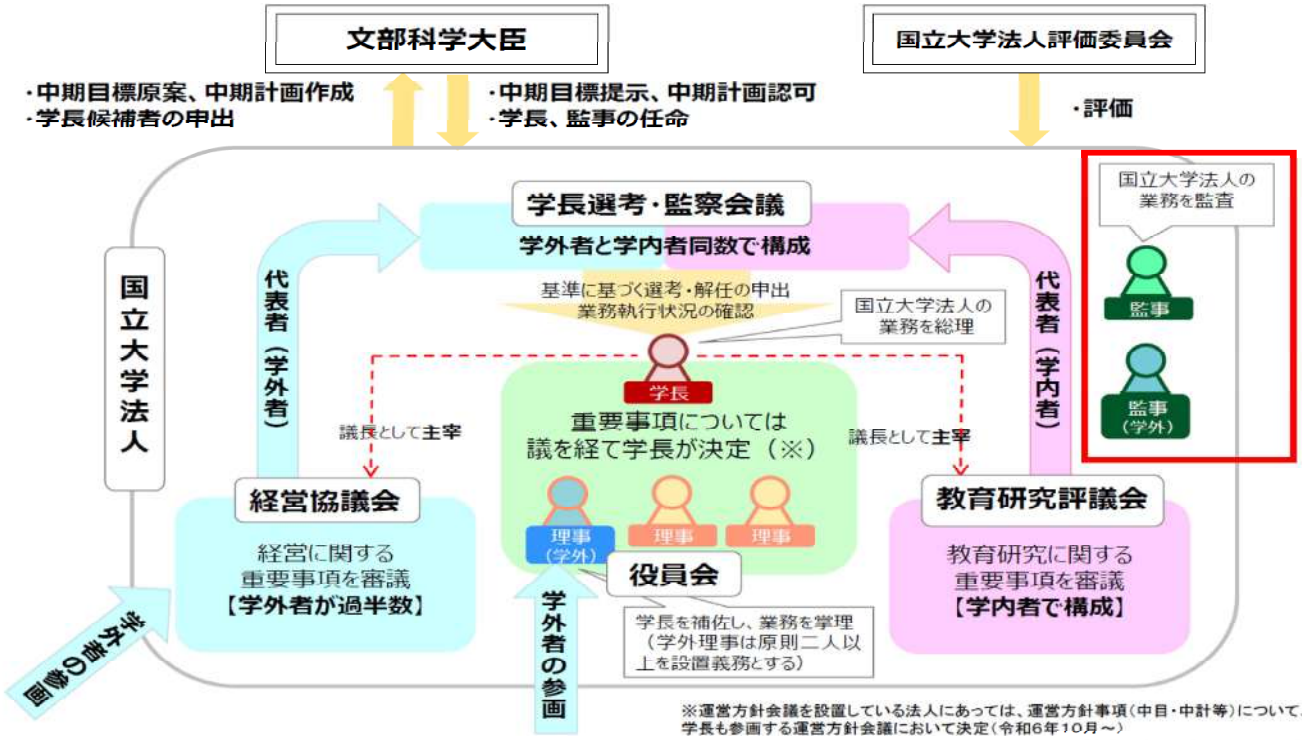

※運営方針会議を設置している法人にあっては、運営方針事項（中目・中計等）について、学長も参画する運営方針会議において決定（令和6年10月～）

（出典：令和７年１２月５日監事研修会資料）

1. 国立大学法人の概要（3）監査

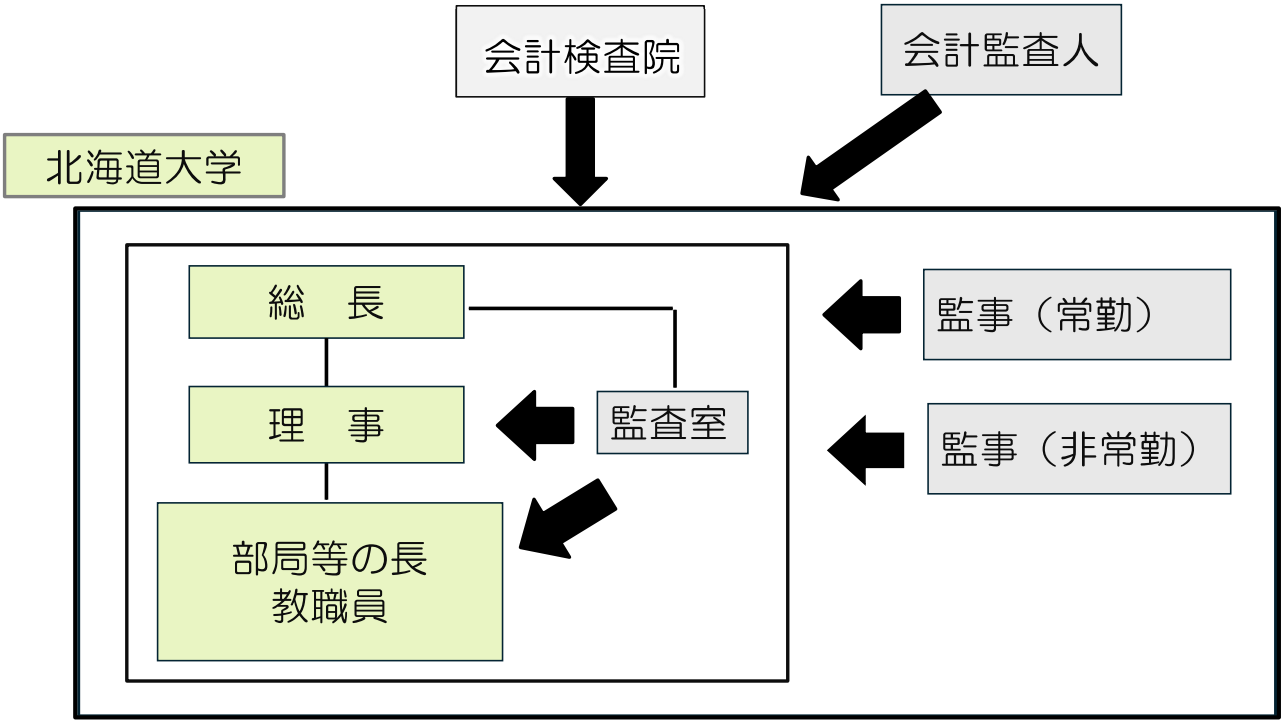

2．少子高齢化がもたらす影響（教育、研究、経営）

総合博物館

2．少子高齢化がもたらす影響（1）教育

○18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される、

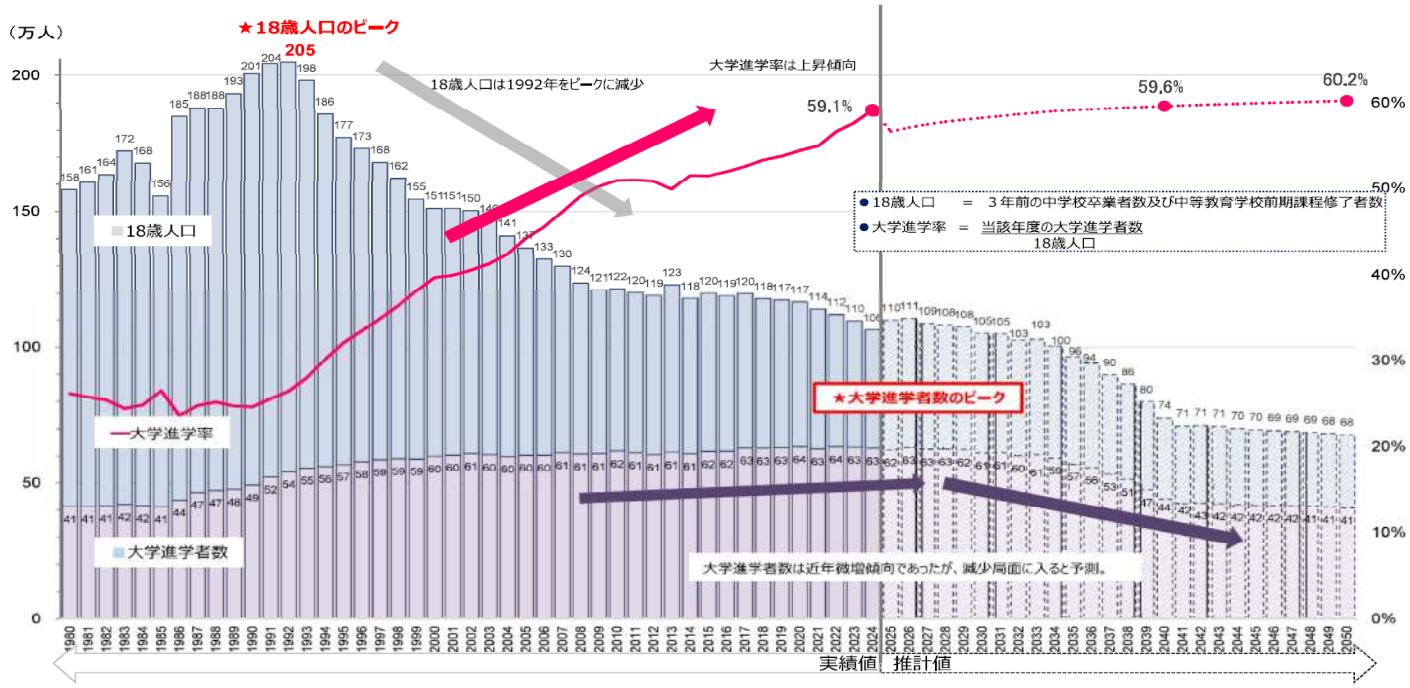

※ 出生低位・死亡低位での推計
※ 18歳人口：３年前の中学校卒業者数及び中等教育学校前期課程修了者数

（出典）推計値：国立社会保障・人口問題研究所

出典：文部科学省　我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）資料データ集（4）P18

2．少子高齢化がもたらす影響（2）研究

○我が国の学校数は813校、学部学生数は263万人

○修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い

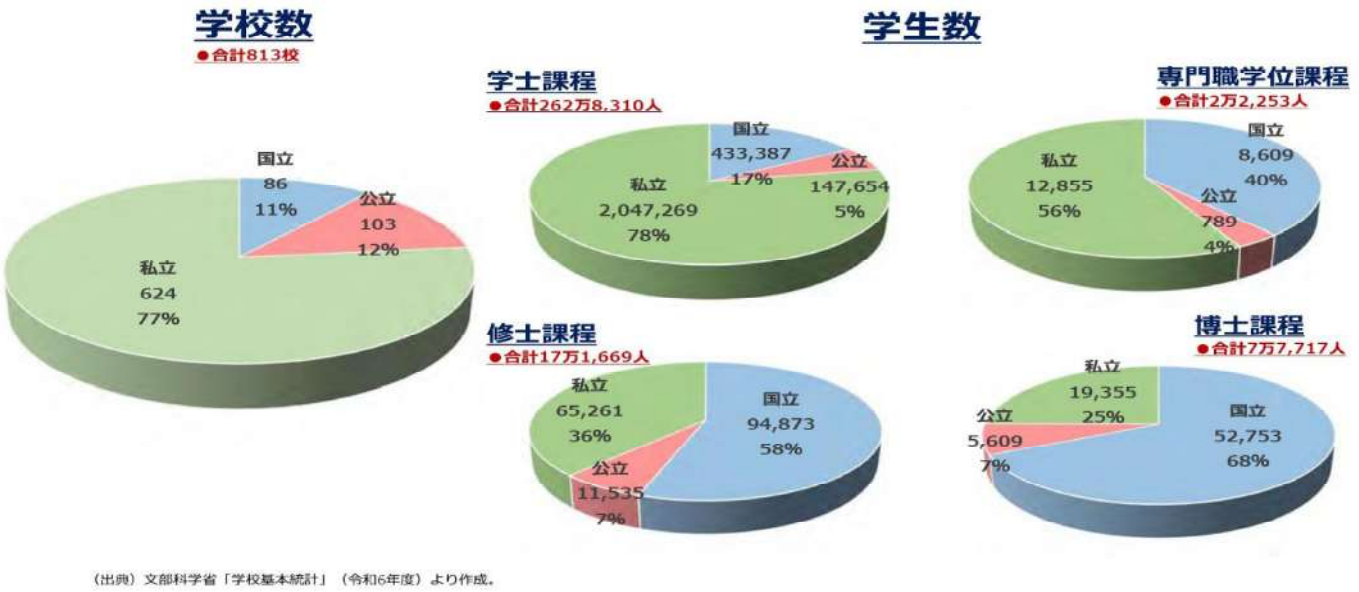

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和6年度）より作成。

出典：文部科学省　我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）　関係データ集（2）P2

2． 少子高齢化がもたらす影響（2）研究

2． 少子高齢化がもたらす影響（2）研究

○本学の施設・フィールドにおける技術職員の活動

生産生物研究農場（余市果樹園）

中川研究林

静内研究牧場

厚岸臨海実験所

2． 少子高齢化がもたらす影響（３）経営

2040年問題ー職業間・学歴間のミスマッチ

団塊ジュニア世代が高齢者となる**2040年**には、
①少子高齢化、②地方の過疎化が一層深刻化、③生産年齢人口の減少による働き手不足（特にAI/ロボット等の理系人材の不足）により、我が国の社会経済構造は新たな局面に。こうした局面を打破するため、**人材育成の強化**により、**社会・経済の持続的な成長を実現**する必要。

全産業

	管理的職業	専門的技術的職業	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械運転	運搬・清掃・包装等
2040年の労働需要（2040年の労働供給 ※現在のトレンドを延長した場合）	124万人（175万人）	1387万人（1338万人）	498万人（172万人）	1166万人（1380万人）	735万人（786万人）	714万人（724万人）	865万人（583万人）	193万人（169万人）	415万人（269万人）
供給とのミスマッチ	51万人	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人	-24万人	-146万人
*2021年現在の就業者	143万人	1281万人	196万人	1420万人	834万人	880万人	885万人	244万人	516万人

全職業

	高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
2040年の労働需要（2040年の労働供給 ※現在のトレンドを延長した場合）	2112万人（2075万人）	1212万人（1160万人）	685万人（625万人）	227万人（181万人）	1545万人（1573万人）	83万人（90万人）
供給とのミスマッチ	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人
*2021年現在の就業者数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人	70万人

※「2040年の産業構造・就業構造推計について」（2025年5月 経済財政諮問会議武藤経済産業大臣提出資料）より引用

（出典：令和７年１２月５日監事研修会資料）

2． 少子高齢化がもたらす影響（３）経営

○事務職員・技術職員の受験申込者数は、2010(H22)年をピークに減少

2004(H16)と比べると4分の1

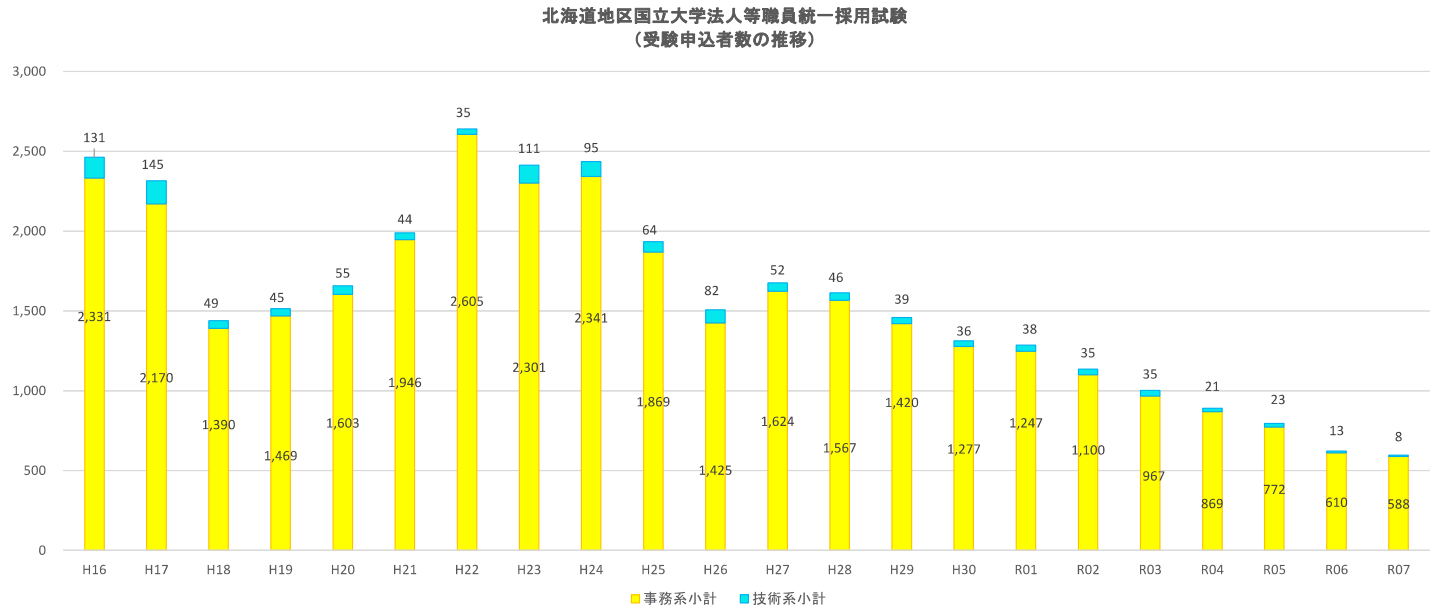

出典：国立大学法人北海道大学事務局

2． 少子高齢化がもたらす影響（3）経営

- 人材の確保
- 財源の確保
- 知識・技術の継承

3． 監査事例と課題（監査上、体制上）

3．監査事例・課題（1）北海道大学（外国人留学生への支援） 2025年度

HOKKAIDO UNIVERSITY 21

本学の外国人留学生：99か国・地域から2057人（2025年5月1日現在）

2025.5.1 現在

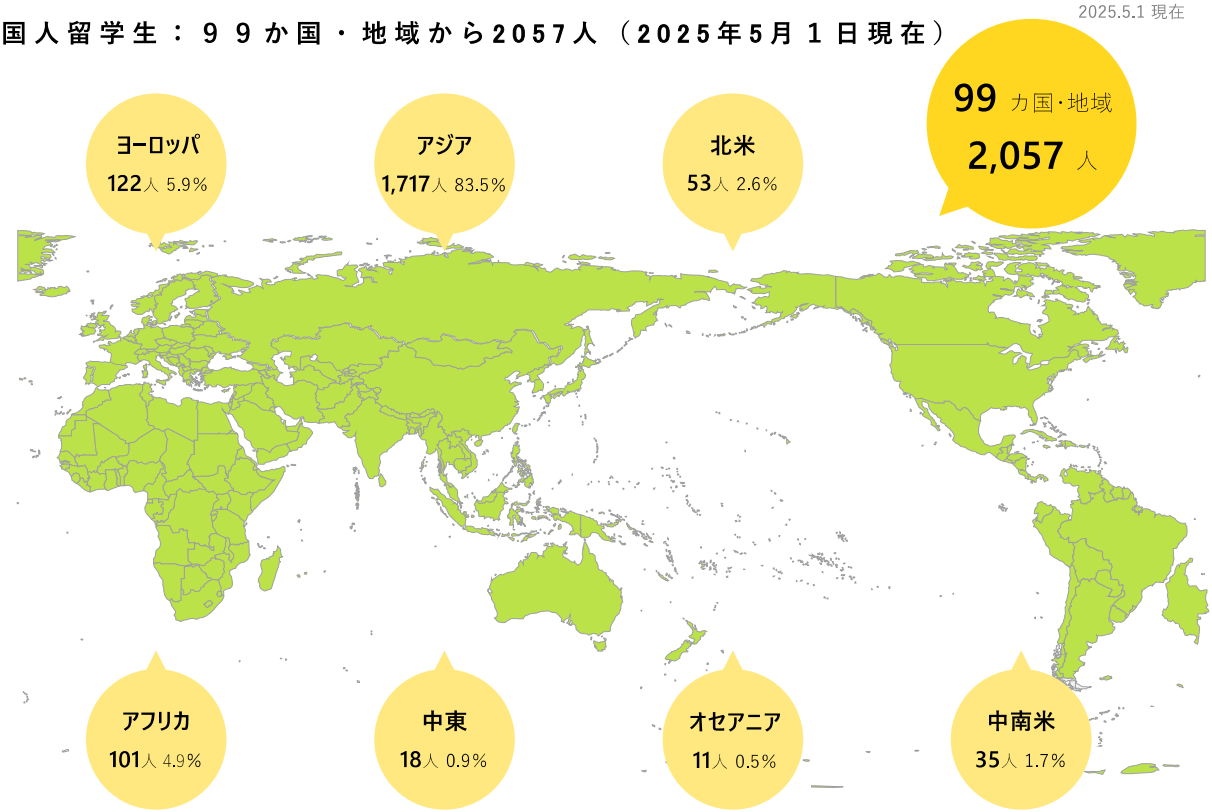

3．監査事例・課題（1）北海道大学（外国人留学生への支援） 2025年度

HOKKAIDO UNIVERSITY 22

外国人留学生に対する支援は、広範かつ多様

→　外国人留学生数の増加に対応した支援体制の検討が必要

渡日前・渡日直後

各種手続き　等

修学（滞在）中

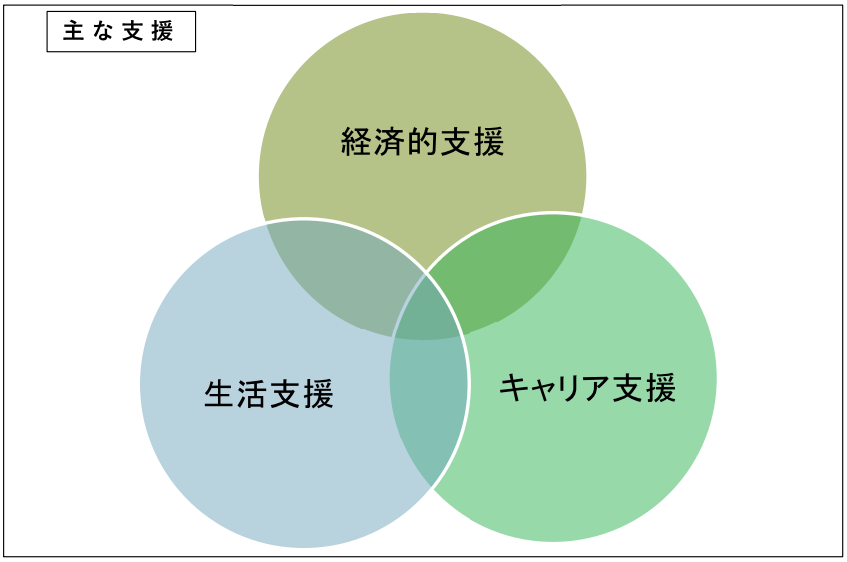

帰国直前・帰国後

各種手続き　等

3．監査事例･課題（1）北海道大学　（女性教員の職場環境）2023年度

「女性研究者が最大限能力を発揮できる研究環境の実現」に向けた取組について、アンケート（女性教員及び部局等の長を対象）も実施して確認。概ね着実に推進されている一方で、女性教員の認知度が低い取組について周知徹底を提言。

【アンケート結果（抜粋）】特別休暇について（女性教員等の回答）（※）】

Q　本学における次の制度のうち、あなたが「知っている」もしくは「聞いたことがある」ものはありますか（複数回答可）

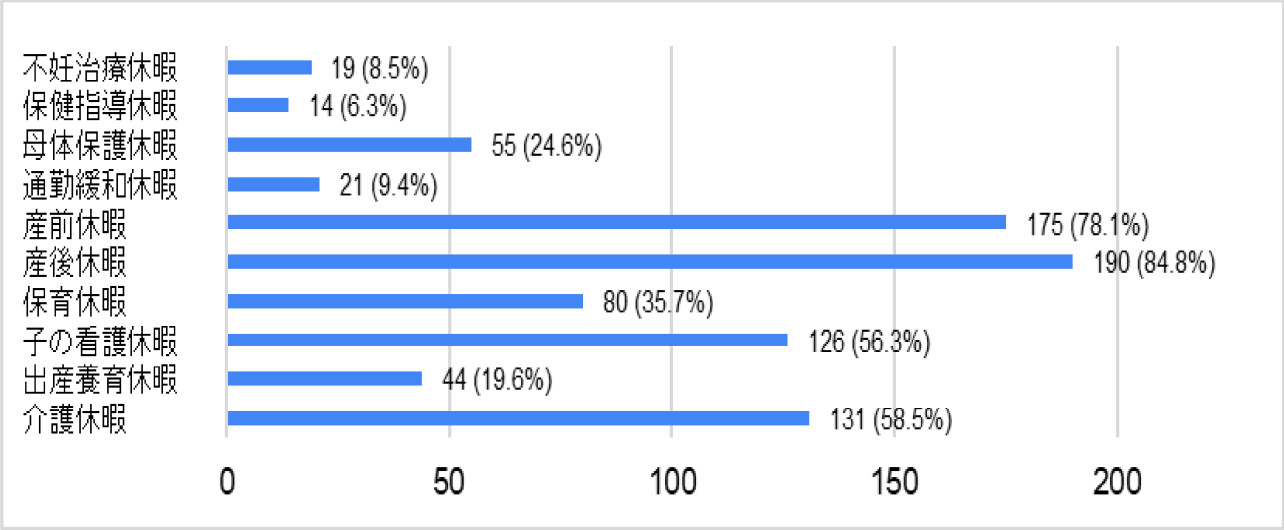

（※）調査対象等
・女性教員等　500名
・回答数：224名
（回答率44.8%）

3．監査事例･課題（1）北海道大学

（体制上の課題とその対応）

令和3（2021）年4月、監事機能強化の一環として、総長直下の「監査室」と別に、「監事支援室」を新設。　監事の認知度向上及び監事監査業務への理解促進に寄与。

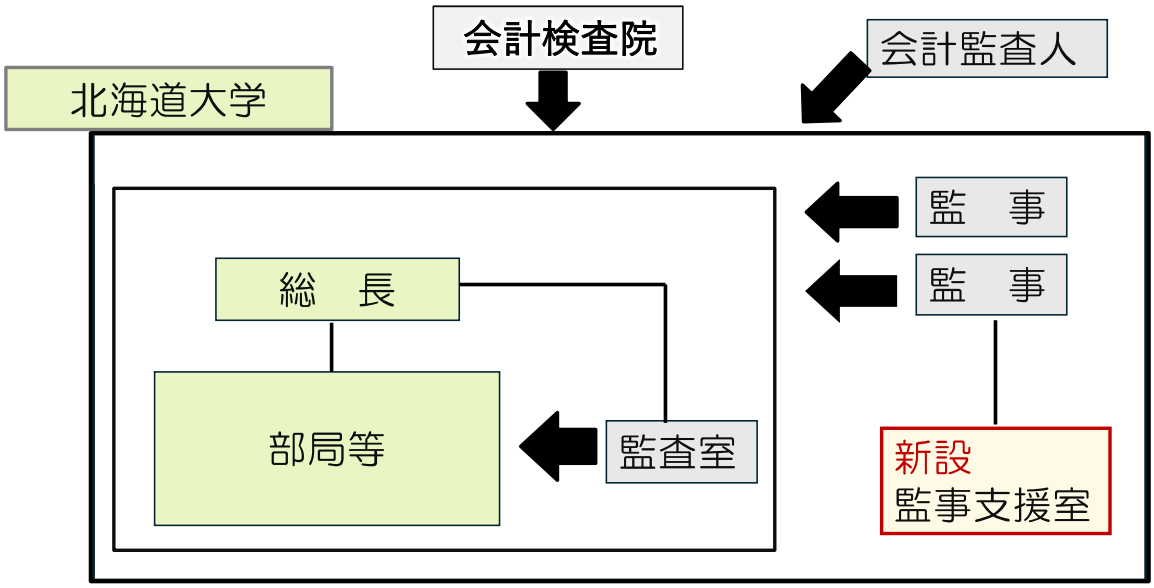

3．監査事例・課題（2）統合法人

法人名	監査事例	備考
東海国立大学機構	（R6(2024)年度、R7（2025）年度） ・構成員のウェルネス向上 ・事務職員の人材育成 ・センター、研究所など組織の定期的な見直し	R2(2020)年4月、 ・岐阜大学 ・名古屋大学 が法人統合し設立
東京科学大学	（R5(2023)年度、R6(2024)年度） ・女性活躍のための対応 ・女性教員限定公募の対応	R6(2024)年10月、 ・東京医科歯科大学 ・東京工業大学 の統合により設立
北海道国立大学機構	（R6(2024)年度） ・法人統合による教育連携効果	R4(2022)年4月、 ・小樽商科大学 ・ 帯広畜産大学 ・ 北見工業大学 が法人統合し設立

3．監査事例・課題（2）統合法人

法人名	監査上の課題	体制上の課題（対応を含む。）
東海国立大学機構	・経営リスクの高まりへ対応 安全保障輸出管理、サイバーセキュリティ対策の継続的な強化 ・業務の効率化への対応 作業の自動化、ペーパーレス化	統合前と比較して、常勤監事の担当範囲は大幅に拡大。可能な限り常勤監事が現場確認を行うことを基本に、重要度に応じて監査室の内部監査、会計監査人による監査、各コンプライアンス責任部署による監査を活用し負担軽減を図っている。
東京科学大学	―――	統合を機に、監査室とは別に監事支援室を置き、正式に監事の支援を行う事務職員を配置。常勤監事での業務分担は行わず、各人が自由に監査を行うこととしている。
北海道国立大学機構	・DX推進による業務の効率化 ・3大学のシステム統合とサイバーセキュリティの強化 ・リスクマネジメントのあり方	機構本部（帯広畜産大学内）と小樽商科大学、北見工業大学は著しく遠隔（200km前後）のため、常勤監事と教職員の日常的なコミュニケーションが難しい。 また、非常勤監事（遠隔地在住）と常勤監事との対面による情報共有・意見交換にも腐心。 監事を支援する監査室員は、各大学に専任職員がいた統合前に比べて、体制が縮小されている。

4．監査協議会の活動

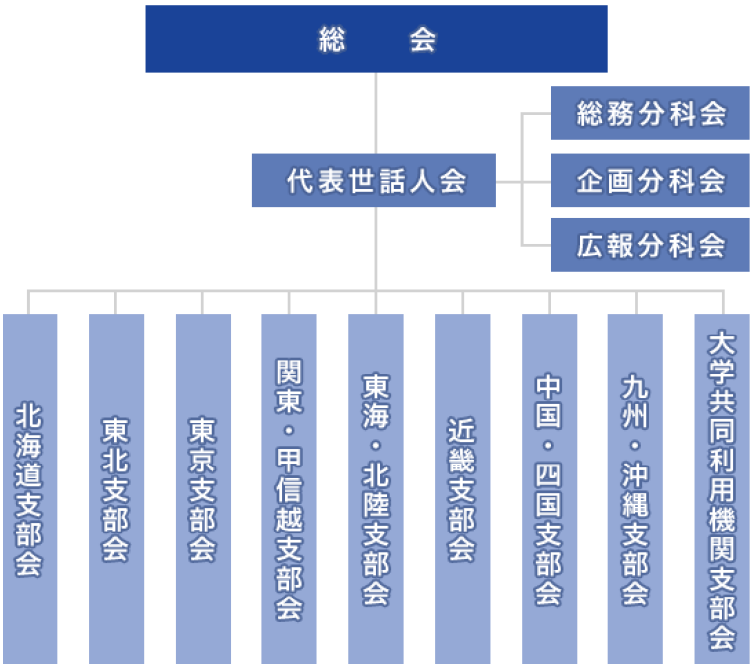

研究会
- 附属病院監査研究会
- 附属学校監査研究会
- 今日的課題に対応した学生支援のあり方研究会
- 国立大学法人等の財務をめぐる課題研究会

監事談話会（随時）

監事協議会URL　https://www.kanji-kyougikai.jp/

5. まとめ

改革の方針（R7(2025)年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）

・2040年を見据えた機能強化の視点の明確化

これからの20年がこれまでの20年と同じような環境には全くないということを念頭に、社会の大きな転換点にあるとの認識を持つことが必要

・ガバナンスの抜本的強化

・機能強化の方向性に沿った組織の見直し

少子高齢化を含め、大学を取り巻く環境の変化及び
今後、大学に求められる改革の状況にも着目

【パネリスト】

長村（おさむら）　彌角（やかく）

（日本公認会計士協会 公会計委員会 前委員長）

経　歴

平成	２年	10 月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
	18 年	５月	パートナー（現職）
	29 年	10 月	パブリックセクター・ヘルスケア事業部長
			現在に至る

歴　任

- 日本公認会計士協会公会計委員会委員長
- 独立行政法人評価制度委員会委員（会計基準等部会長）
- 独立行政法人評価制度委員会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会による共同ワーキングチーム座長
- 国土交通省下水道政策研究委員会委員
- 会計検査院契約監視委員会委員
- 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員
- 秋田市包括外部監査人、さいたま市包括外部監査人補助者　等

主な著書等として

「国の会計と関連制度」（「会計情報（月刊誌）」有限責任監査法人トーマツ　令和５年５月より連載）

「詳細社会福祉法人会計」（有限責任監査法人トーマツ編　令和元年　清文社）

「学校法人の内部統制 Q&A」（有限責任監査法人トーマツ編　令和２年　第一法規）　等

少子高齢化における包括外部監査の傾向分析と課題及びjicpaの取組について

2026年３月６日

日本公認会計士協会　公会計委員会 前委員長
長村（おさむら）　彌角（やかく）

信頼の力を未来へ
jicpa
日本公認会計士協会

１．包括外部監査について
1-1．包括外部監査の概要①目的等

総務省 地方自治制度に関する調査資料等 を参考に作成

開始

- 1999年（平成11）4月に導入義務付け（2026年（令和8年）で、制度化27年目）

目的

- 監査機能の独立性と専門性を高め、地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について、外部の目からチェックし、行政の効率性や適正性を確保すること

内容

- 外部監査の一つ。外部監査人が自ら特定の事件（テーマ）を決めて監査を行う
- 47都道府県、指定都市(20市)、中核市(62市)は毎会計年度の契約が義務付けられており、その他の市町村は条例により導入可能

包括外部監査人資格

- 弁護士、公認会計士、税理士、地方公共団体において監査等の行政事務に従事した者など監査の実務に精通している者が、各地方公共団体との外部監査契約を締結可能（地方自治法252条の28）
- 近年は、80%前後の割合で、公認会計士が包括外部監査人に就任している

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

1．包括外部監査について
1-1．包括外部監査の概要②根拠法 地方自治法(抜粋)

根拠法 ⇔ 地方自治法

- **第252条の27：**この法律において「包括外部監査契約」とは、第252条の36第1項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第2項の条例を定めた同条第1項第2号に掲げる市以外の市又は町村が、**第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため**、（以下、略）。
- **第252条の37**：包括外部監査人は、**包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査する**ものとする。

２　包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が**第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。**

- **第2条第14項：**地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。
- **第2条第15項：**地方公共団体は、常にその組織及び**運営の合理化に努める**とともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

1．包括外部監査について
1-1．包括外部監査の概要③結果報告の区分（指摘と意見）

出典：公会計委員会研究報告第26号 「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びＱ＆Ａ」（2020年２月20日 公表）

Q27　包括外部監査の結果に関する報告書の「監査の結果（指摘）」に、指摘事項と して記載する際の判断基準は、どのようなものか。

Ａ (1) 監査テーマの対象が一般会計及び、公営事業会計を除く特別会計の場合

「財務に関する事務の執行」に関する**合規性（適法性と正当性）の次のような指摘事項は「監査の結果（指摘）」に記載する。**

① **「適法性」については、軽微なもの以外を違法行為として記載**

② **「正当性」については、法令等の実質的な違反とは言えないが、行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである場合等を記載**

３－２－１ 外部監査人は、外部監査の結果に関し必要と認めるときは、外部監査の結果報告に添えて、その意見を提出するものとする（地方自治法第252条の38第２項）。

包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該**包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、「監査の結果（意見）」を提出する**ことができる。

　包括外部監査人は財務に関する事務の執行を監査するのであるが、**３Ｅの観点から見 て、監査の過程で、問題のある事項を発見したときは、組織及び運営の合理化に資す るために、指導的機能を発揮しそれを意見として提出できる。**

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

２．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-１①包括外部監査テーマ別分類グラフ～過去５年間分～

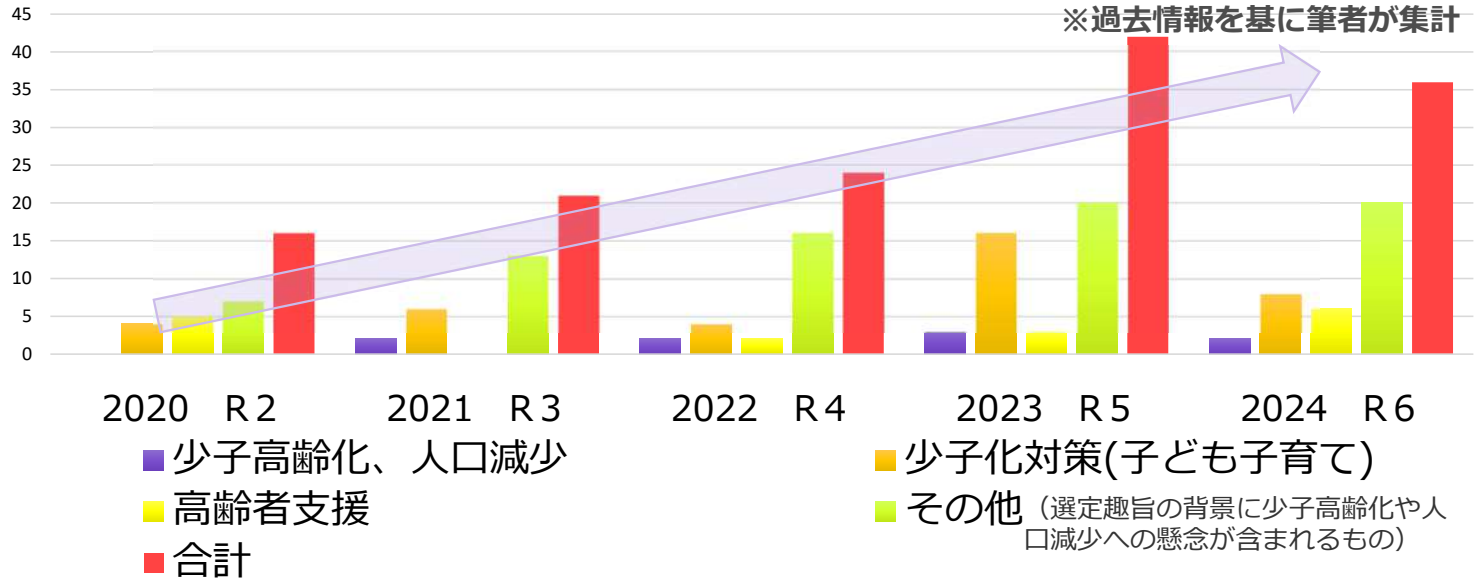

少子化・高齢化に関連する監査テーマは増加傾向にあり、
包括外部監査人の関心は高まっている。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

２．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-1②地域における人口減少傾向と包括外部監査テーマについて

〈令和２年度～令和６年度〉少子高齢化・人口減少・少子化対策・高齢者支援等をテーマとした包括外部監査報告書の地域別件数

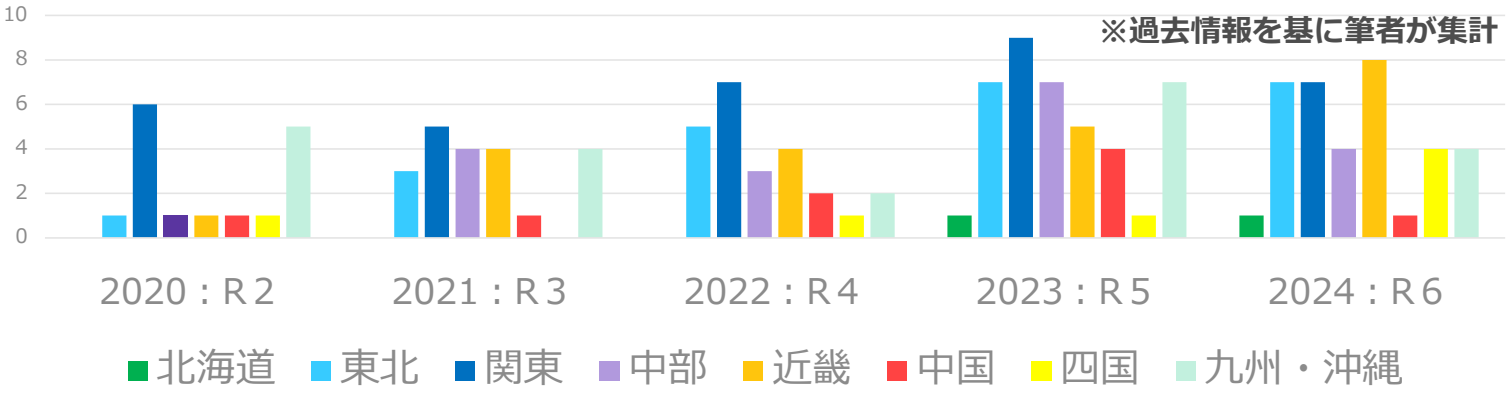

・各地域の都道府県・政令市・中核市数によるが、全国で少子化・高齢化に関するテーマが取り上げられている。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-1③「人口減少」に関するテーマ～過去５年間分～(例)

年度	自治体	テーマ	テーマ選定趣旨
2024 R６	佐賀県	**人口減少対策事業及び地方創生事業に関する財務事務執行及び事業管理について**	人口減少は、**中長期的には様々な情勢の悪化が懸念され**重要性が高い
2024 R６	秋田市	**秋田市の人口減少対策にかかる計画、事業の実施および評価に関する事務について**	**人口減少対策に関する**計画や事業の財務事務とその執行及び評価について、**様々な視点で監査することは有意義**である
2023 R５	秋田県	**「新秋田元気創造プラン」における人口減少対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について**	**「人口減少問題の克服」に向けた取組が有効に実施されることが、**秋田県の今後の活性化にもつながる
2023 R５	久留米市	**少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について**	少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について**有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか**
2023 R５	長崎市	**長崎市の人口流出対策・少子化対策について**	長崎市の**人口流出対策・少子化対策について**法令等に対する合規性はもとより、**経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有意義**
2023 R５	新潟県	**労働力人口減少対策に関係する事務の執行及び事業の管理について**	存続危機の可能性がある自治体があるなかで、**人口減少問題は本県にとって解決すべき重要課題**であり、この問題に関する事業を監査することは、**本県の将来に関わる事業が適切に行われているかを考えていくうえで有用**

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-1④「人口減少」に関するテーマ～過去５年間分～(例)

年度	自治体	テーマ	テーマ選定趣旨
2022 R４	富山県	**人口減少・高齢化した社会における雇用の促進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について**	県は全国より約10年早く人口減少に転じ、全国を上回るスピードで高齢化が進行しており、**従来の施策・事業だけでは経済活力の減退などの経済的な影響が懸念される**
2022 R４	高知県	**少子化・子育て支援対策事業について**	少子化が進行しており対策が喫緊の課題。少子化・子育て支援対策**事業が効率的かつ適正に実施され有効かは県民すべてに関わる重要な関心事**である
2021 R３	鹿児島市	**少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について**	高齢化問題に対する対策、取組に関する事業等の執行状況及び財務事務について、**３Ｅの観点から監査することにより、今後の円滑な行政事務推進の一助とすることは外部監査人の責務**
2021 R３	福井県	**「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策及び事業に関する事務の執行について**	「ふくい創成・人口減少対策戦略（第１期）」が終了し、第２期戦略を策定したタイミングで、**第１期の施策・事業を振り返り、第２期戦略の実行状況を検討することは有意義**
2021 R３	那覇市	**人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について**	少子高齢化の進展、**市民の関心が高く、市長の重要政策**である

都市部以外（人口減少傾向の強い東北、北陸、四国、九州）で「人口減少」を直接のテーマとしているケースが目立つ。・また、施策の有効性など３Ｅへの包括外部監査人の関心が高いことが伺える。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-2.「子ども・子育て」に関するテーマ～過去５年間分～(例)

年度	自治体	テーマ
2024　R６	山形市	子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について
	八尾市	子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について
2023　R５	島根県/長崎県	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
	函館市	子ども・子育て支援に関する事務の執行について
	盛岡市	子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について
	川口市	子ども・子育て支援事業（補助金等交付事業を除く。）及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について
	佐世保市	子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行
2022　R４	横須賀市	子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について
2021　R３	新潟県	子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況
	堺市	子ども・子育て支援事業に関する事務
	川越市	子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について
2020　R２	北九州市	子ども・子育てに関する支援事業（保育事業含む）の事務の執行について

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-3.「高齢者支援」に関する包括外部監査テーマ～過去５年間分～ (例)

年度	自治体	テーマ
2024　R６	高知県	高齢者支援事業に関する事務の執行状況及び管理について
	堺市	健康福祉局における事務の執行について～各種高齢者福祉事業、介護保険を中心として～
	福島市	福島市の国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業に係る財務事務の執行について
	西宮市	高齢者福祉及び障害福祉に関する事務事業について
2023　R５	高崎市	高齢者福祉事業に関する事務の執行について
	川越市	高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について
	一宮市	高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について
2022　R４	さいたま市	高齢者福祉事業の財務事務の執行について
2020　R２	柏市	介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について
	豊中市	高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について
	群馬県	高齢者施策の実施状況について
	埼玉県	高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-4．その他 関係するテーマ～過去５年間分～(例)

年度	自治体	テーマ	テーマ選定趣旨
2024 R６	長崎市	**長崎市の空き家に関連する政策について**	**人口・世帯の減少、空き家増加が見込まれる一方、インバウンドの外国人観光客向けなど民泊需要への対応**として空き家活用が期待される
2024 R６	高知市	**遊休資産等の財務事務の執行について**	**人口減少により低未利用地増加が進み**、高度成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化、維持管理など限られた財政での不動産管理が重要な課題であり、**遊休不動産を取扱うことは歳入歳出の改善として市民にとり有意義**
2022 R４	旭川市	**空き地空き家対策事業の事務の執行について**	**空き家が増加し損傷・不衛生、景観上の問題が顕在化**しつつある
2022 R５	富山県	**公共施設等（土地及び建物）の管理状況について**	**人口減少・少子高齢化に伴い、住民が求める公共施設等のあり方が大きく変化**していくなか、過年度監査の改善状況を確認する
2022 R５	八戸市	**市営住宅に関する財務事務の執行について**	**人口減少・高齢化の進行**による地域経済規模の縮小や、近年の物価高騰等による厳しい経済状況から**セーフティネットとしての市営住宅の役割**が高まっていることから選定。

・このほか、インフラ維持や活用・老朽化、施設利用料、自治体病院経営など、包括外部監査テーマの多くが「人口減少」という点に関連している。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-5．自治体の総合計画および戦略の整合性への言及（例）

課題	「指摘」または「意見」の例（概要）
総合計画と個別の戦略との整合、一体化	**総合計画と総合戦略が別個に両立し**、それぞれで進捗管理が実施されており、**不効率**。総合戦略を総合計画の中に位置づけるなど**一体化することで施策・事業の管理（PDCA）が容易となり、事務効率化にもつながる**。
	一体化により総合計画と総合戦略の関係性が明瞭となり、人口減少という重要な課題への方向性や取組み方針が説明しやすくなる。
	総合戦略に、人口減少・少子高齢化関連事業が網羅的に含まれていない。総合戦略の**成果指標（KPI）評価が適切に実施できない**可能性がある。
	総合戦略が総合計画の抜粋版になるのであれば、**2つを作る意味はない。**
総合戦略と事業との関連性	総合戦略と各事業の**関連性が不明確なため、各事業の成果が目標自体にどのように貢献するのか不明瞭**である。
	総合戦略内の**施策の成果・効果の客観的検証が不明瞭な点**がある。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-6．ロジックモデル、PDCAの重要性への言及（例）

課題	「指摘」または「意見」の概要
ロジックモデルの採用	各事業の**アウトプット（実施結果）が、どのようなアウトカム（事業成果）に帰結するかの関係性をロジカルに説明でき、指標をモニタリングすることがマネジメントになる。**
	ロジックモデルの導入により、アウトプットの内容や想定される成果内容が明確となり、合理的な活動指標や成果指標の設定が可能となる。**これにより、EBPMに基づいた事業評価も可能となる。**

政策・施策体系と個別組織のロジックモデルの関係（概念図）

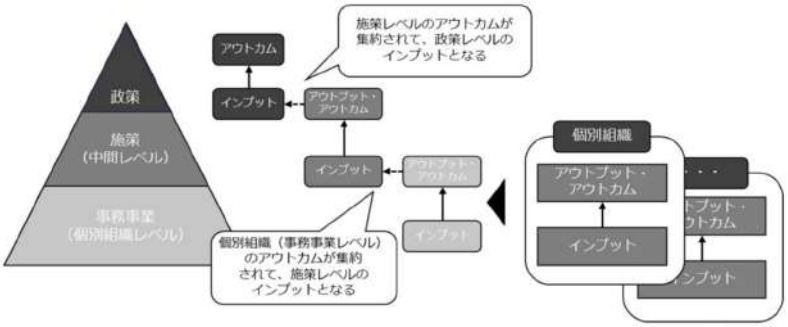

出典：日本公認会計士協会 公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方検討プロジェクトチームは報告書「公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方について 」

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-6．ロジックモデル、PDCAの重要性への言及（例）

課題	「指摘」または「意見」の概要
PDCAを回す	**事業の評価が適切に実施されない場合、**KPIの達成度検証や事業実施上の課題、改善点把握ができず、**事業の継続的な改善につなげられない。**
	事業の定量的な目標設定がなく、年度ごとのPDCAが回っていない。
	各事業の成果指標が設定されていない事業が多く、事業の有効性に関するPDCAを回している事業はさらに少ない。時勢に合ったタイムリーな事業の見直し検討が必要。
	PDCAを回し、KPIの適時見直しを積極的に行うべき。**評価時点で実績が入手できないような指標はKPIとすることに問題がある。**
	既に達成しているKPIなどについては、更なる効果を期待して上方修正したり、投下予算を削減するなど、**効果的・効率的な目標達成へ計画を見直す必要がある。**

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-7．KPIの重要性への言及（例）

課題	「指摘」または「意見」の概要
KPIの設定・見直し	「施策」の**事業内容が多岐にわたっているが、設定されたKPIが１つのみで一面的**。施策の実施状況を評価できない。
	KPI達成に向け10を超える事業が紐付けられているが、各事業独自のKPIもなく、**各事業の寄与度分析が困難**である。
	個別具体的に定量的なKPI設定がないため、事後的に事業の必要性や効果を定量的に評価できず、**事業見直し検討や説明責任も全うできない。**
	事業計画のKPIと実績報告の指標が不一致。実績評価が実態的になされていない可能性がある。
	KPI達成への寄与が不明瞭な事業がある。PDCAサイクルを回せるようなKPI設定をするべき。
	担当者によっては総合戦略のKPIを知らないケースがある。**KPIの共有を徹底**すべき。
	外的要因の影響が大きなKPIについては、事業成果の評価が困難である。
	KPIが達成されたとしても、**KPIに反映されない課題はあるため、新たに目標設定し検証を行い、よりよい行政運営を期待**したい。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-8. EBPMの導入への言及（例）

課題	「指摘」または「意見」の概要
データ活用・EBPMの考え方の導入	**EBPMを導入することで、客観的なエビデンスに基づいた事業実施上の判断を可能とし、より説得力を持った事業検証などが期待できる。**
	EBPMの遂行にはデータ収集や分析力が重要。まずは、データを収集し、簡単なモデルで因果関係の検証をすべき。
	事業成果を測定するにあたり、**必要なデータが十分に収集されているとは言い難い**。

経済財政諮問会議が「EBPMアクションプラン2024」を発表し、そのなかで社会保障等の重要政策・計画についてEBPM強化が掲げられている。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

2．包括外部監査のテーマにおける少子高齢化の傾向について
2-9.（参考）「EBPMアクションプラン2024」におけるKPI素案

（出典：「EBPMアクションプラン2024（令和6年12月26日経済財政諮問会議）」より抜粋）

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

3．自治体の少子高齢化施策に対するガバナンス機能（インフラ）としての包括外部監査

公認会計士は、企業監査などを通じて理解している目標達成のために重要なロジカルな戦略・戦術、測定指標の設定とモニタリング、ＰＤＣＡ、データ活用などを、包括外部監査においても、指摘・意見として言及している。

各自治体の少子高齢化に対する計画や事業への包括外部監査人の次のチェックは、

「指摘」→合規性（適法性と正当性）

「意見」→３Ｅ（経済性、効率性、有効性）

翌年度以降に自治体により「措置」（アクション）が講じられ、公表される。

包括外部監査は、これからも自治体の持続可能性を支える重要な**ガバナンス機能（インフラ）**＜「有効性」が非常に重要＞

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

4．公会計領域における日本公認会計士協会の取組み
4-1．公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方検討PT報告書の概要①

① 公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方検討プロジェクトチームによる報告

◆ 2025年５月22日、日本公認会計士協会 公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方検討プロジェクトチームは報告書「公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方について 」を公表した。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250527ieg.html

◆ プロジェクトチーム構成員　※肩書は公表当時のもの

◎土居 丈朗（慶應義塾大学経済学部 教授）
稲垣 正人（jicpa常務理事）
梶川 融（jicpa会長特別補佐／太陽有限責任監査法人）
菅田 裕之（EY新日本有限責任監査法人）
〈専門研究員〉
髙橋 宏延（EY新日本有限責任監査法人）
秋山修一郎（jicpa副会長/EY新日本有限責任監査法人）
長村 彌角（有限責任監査法人トーマツ）
金子 靖（jicpa常務理事/有限責任 あずさ監査法人）
小林 麻理（早稲田大学常勤監事）
水野 泰武（太陽有限責任監査法人）

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

4．公会計領域における日本公認会計士協会の取組み
4-1．公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方検討PT報告書の概要②

② 報告全体の流れ（ストーリー）

- ガバナンスの機能不全（Ⅰ）
  - なぜ機能不全に陥るのか
- 分析（ガバナンスの前提の確認）
  - 公共サービスの特徴と公共サービス提供組織の組織特性（Ⅱ）
- 公共サービス提供組織のガバナンスの課題
  - サービスの特徴に起因するガバナンスに関する課題（Ⅲ1）
  - 組織特性に起因するガバナンスに関する課題（Ⅲ2）
  - ガバナンス・コードに関する課題（Ⅲ3）
  - 成果情報に関する課題（個別論点）（Ⅳ）
- 公共サービス提供組織のガバナンスの在り方(課題に対する解決策の提示)(Ⅴ)
- 今後の検討課題(解決策を提示できなかった課題)（Ⅵ）

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

4．公会計領域における日本公認会計士協会の取組み
4-2．非財務情報開示検討専門委員会での検討について

◆2025年８月、公会計における非財務情報の開示の在り方等について調査研究を行うべく、日本公認会計士協会 **公会計委員会の下に非財務情報開示検討専門委員会**を組成した。

◆独立行政法人の**持続可能性の観点から、サステナビリティ情報開示について**、想定利用者及び情報開示の目的等に関する調査研究を行っている。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

5．日本公認会計士協会における包括外部監査に対する取組み
5-1．地方公共団体外部監査人意見交換会について

目的
- 地方公共団体の外部監査や監査委員監査の実施に当たり、役立つ知識や情報等を提供する
- **外部監査人や監査委員同士の意見交換、情報共有を促進する**

対象
日本公認会計士協会会員・準会員(公会計業務従事者向け)

登壇者
地方公共団体首長、総務省職員、地方公共団体職員、包括外部監査人、監査委員等

	過去テーマ（３年分）	内　容
2025年度	**包括外部監査人と監査委員の連携について**	包括外部監査人と監査委員の連携をテーマに、港区長から基調講演をいただき、さらに包括外部監査の各プロセスにおいて随時連携ができている事例を紹介する形でパネルディスカッションを行った。
2024年度	**包括外部監査の現場の状況と課題**	包括外部監査人に就任している複数の会員から、現場の状況を紹介してもらい課題と対処法について、登壇者間でパネルディスカッションを行った。
2023年度	**地方公共団体における内部統制制度に関する総務省の取組や地方公共団体の実際の取組事例**	地方公共団体における内部統制制度の総務省の取組や地方公共団体の実際の取組事例について、総務省から取組の紹介をいただいたあと監査委員や包括外部監査人から内部統制制度等に対する事例紹介及び意見交換を行った。

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

5. 日本公認会計士協会における包括外部監査に対する取組み
5-2. 公会計協議会（地方公共団体会計・監査部会）への登録

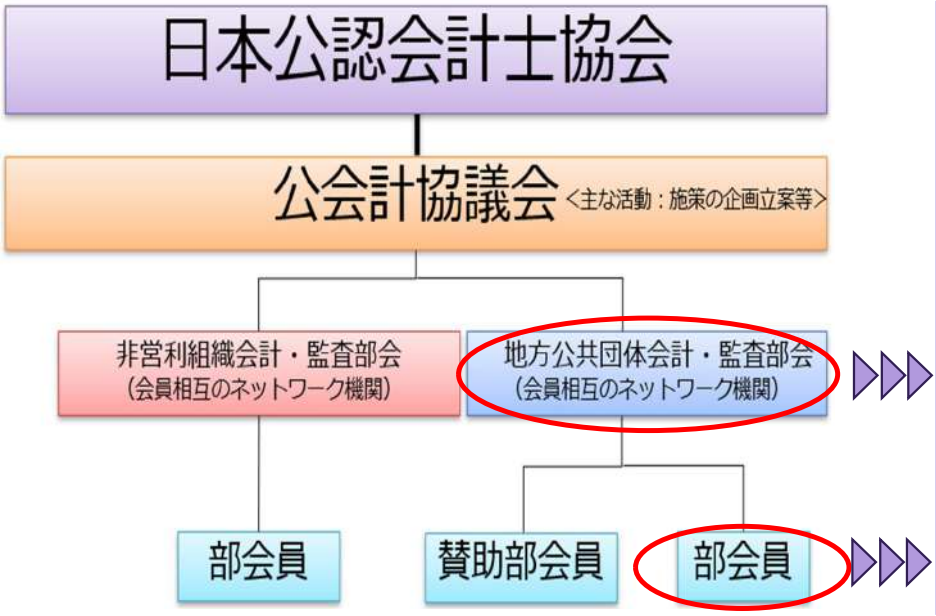

◆公会計協議会 地方公共団体会計・監査部会の部会員とは

・専門分野に関する初期研修を修了した者
・専門分野に関する十分な実務経験（※）があると協議会が認める者

（※）十分な実務経験とは、包括・個別外部監査人（補助者を除く。）又は監査委員の実務経験を指す。

名簿の開示を行っており…
⇒**「部会員検索システム」で包括外部監査人の実務経験や希望、補助者就任希望の有無が地域別に検索可能**

（参考）公会計協議会 部会員検索システム

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

ご清聴ありがとうございました

信頼の力を未来へ

jicpa

日本公認会計士協会

【パネリスト】

たかのはし　ひろし
鷹箸　博史

（会計検査院 事務総長官房 総括審議官）

経　歴

平成	５年	３月	東京大学経済学部卒業
		４月	会計検査院 採用
	23 年	１月	事務総長官房総務課企画官（事務総長官房担当）
		４月	事務総長官房総務課企画調整室長
	25 年	４月	事務総長官房総務課渉外広報室長
	26 年	４月	第２局防衛検査第２課長
	28 年	１月	第２局厚生労働検査第３課長
	30 年	１月	第５局上席調査官（特別検査担当）
	31 年	１月	第２局防衛検査第１課長
令和	２年	12 月	事務総長官房総務課長
	４年	１月	事務総長官房審議官（第２局担当）
	７年	４月	事務総長官房総括審議官
			現在に至る

少子高齢化と会計検査

会計検査院　事務総長官房総括審議官
鷹箸（たかのはし）　博史

目　次

1 イントロダクション
2 国の財政の検査／社会保障の検査
3 高齢化問題に対応する検査報告事例
4 少子化問題に対応する検査報告事例
5 その他の検査報告事例
6 会計検査の実施体制上の課題
7 今後の課題及び展望

Copyright © Board of Audit of Japan

1 イントロダクション

Copyright © Board of Audit of Japan

1-1 会計検査院に求められる検査

日本国憲法

国の収入支出の決算は、**すべて毎年会計検査院がこれを検査**し、内閣は、次の年度に、その**検査報告**とともに、これを国会に提出しなければならない。

第90条

会計検査院法

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、**法律に定める会計の検査**を行う。

第20条第1項

会計検査院は、**常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し**、且つ、**是正を図る。**

第20条第2項

※その他会計検査に関し必要な規則を独自に定めている。

会計検査院の検査は憲法及び会計検査院法等に基づき実施される。

Copyright © Board of Audit of Japan

1-2 会計検査院の使命と検査の基本方針

令和8年次会計検査の基本方針（抜粋）

1　会計検査院の使命

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

2　社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、**本格的な少子高齢化・人口減少の進行**、継続する物価高、厳しく複雑な安全保障環境、自然災害の頻発化・激甚化、行政のデジタル化の遅れなどへの対応が課題となっている。

一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどり、7年度末には約1129兆円に達すると見込まれており、7年度一般会計予算における公債償還等に要する国債費約28兆2千億円は、一般会計歳出の約24％を占めていて、**財政健全化**が課題となっている。

3　会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、**以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たす**ために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。また、検査結果について、適時に公表し、国民に分かりやすく説明するように努める。

Copyright © Board of Audit of Japan

1-3 少子高齢化問題と会計検査

本院の検査

- 国の財政についての検査
- 社会保障についての検査
- 社会保障以外の検査

本日のプレゼンテーション

- 国の財政の検査／社会保障の検査

≪個別の検査報告事例≫

- 高齢化問題に対応する検査報告事例
- 少子化問題に対応する検査報告事例
- その他の検査報告事例

Copyright © Board of Audit of Japan

1-4 会計検査の実施体制上の課題

少子高齢化は会計検査の実施体制や組織にも影響を与える

○　生産年齢人口の減少や若年層の意識の変化を背景に、就職希望者の減、若年層の離職の増大（少子化）

☞ **就職先として選ばれ定着する職場にするには？**

○　定年延長等により年齢構成が変化（高齢化）

☞ **シニア職員の活用を如何に進めるか？**

Copyright © Board of Audit of Japan

2 国の財政の検査／社会保障の検査

Copyright © Board of Audit of Japan

2-1 財政や社会保障関係費の全体像の提示・問題提起

- 会計検査院は、決算額で見た国の財政の状況を検査し現状を示している
- 政策的経費のうち最も大きな割合を占める社会保障関係費の現状も提示

・国の財政の状況（毎年度の決算検査報告）

- 上記とは別に、「特定検査対象に関する検査状況」として、社会保障関係費に焦点を当てた国の財政状況に関する報告を２年連続で掲記している

・社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について
（平成29・30年度決算検査報告）

Copyright © Board of Audit of Japan

検査報告事例1:「国の財政の状況」【R6:歳入歳出決算その他検査対象の概要】

社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移

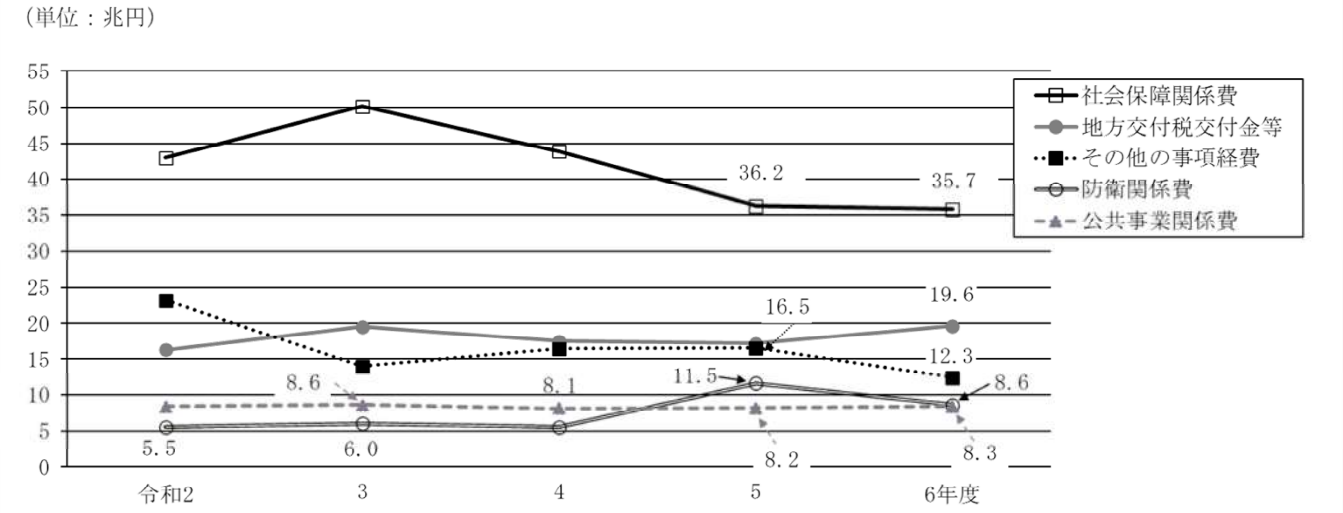

（注）「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。　出典：令和6年度決算検査報告　P718

Copyright © Board of Audit of Japan

社会保障関係費及び高齢化率の推移

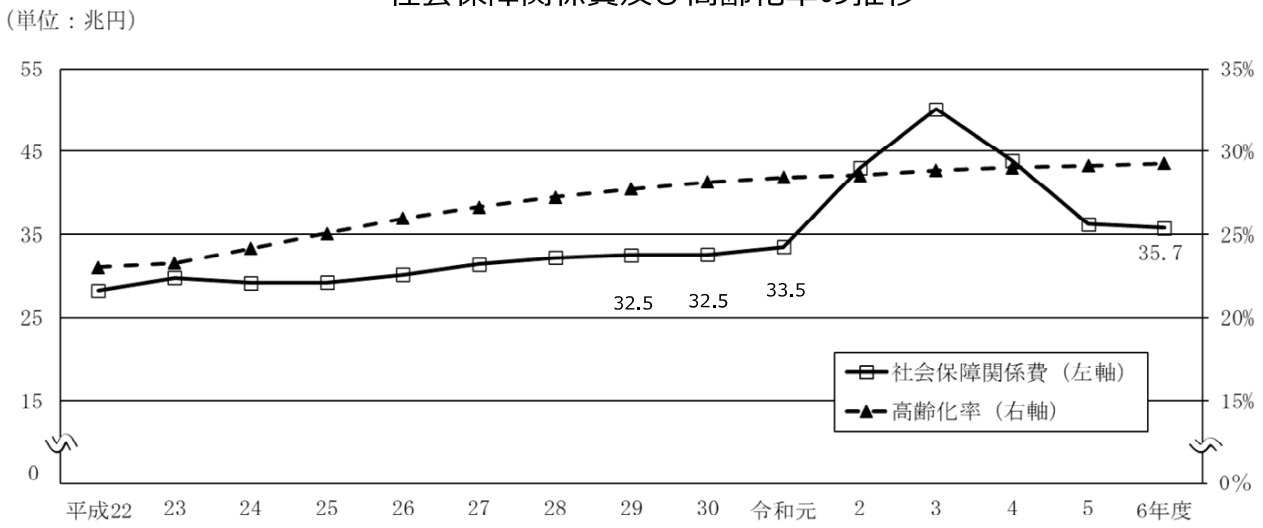

（注1）高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。
（注2）社会保障関係費の数値については、令和6年度報告の表記に追記している。

出典：令和6年度決算検査報告　P719

検査報告事例2： 社会保障関係費の決算額の制度別の状況

【H29：特定検査対象に関する検査状況】「社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について」

制度別の決算額の主な増加要因

年金

- 老齢基礎年金受給者数
  ９年度814万人→28年度3055万人
- 基礎年金国庫負担割合
  15年度まで1/3→（段階的に引上げ）→21年度から1/2

医療保険

後期高齢者医療制度について
- 被保険者数の増加→医療費の増加
- 国庫負担割合の段階的引上げ
- 一人当たり国庫負担が高額（28年度 34.8万円）
  → 前期高齢者の4.5倍、64歳以下の13.6倍

介護保険

- 年間受給者数の増加（特に、80歳以上）
  13年度219万人→29年度503万人
  （80歳以上：137万人→377万人）

生活保護

- 被保護世帯数（特に、高齢者世帯数）の増加
- 65歳以上の高齢者の診療件数の増加

少子化対策

- 児童手当の制度の拡充、保育所等の利用児童数の増加等

検査報告事例3：医療保険及び介護保険における社会保障給付費等の状況

【H30：特定検査対象に関する検査状況】「社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について」

社会保障給付費及び社会保障関係費の状況

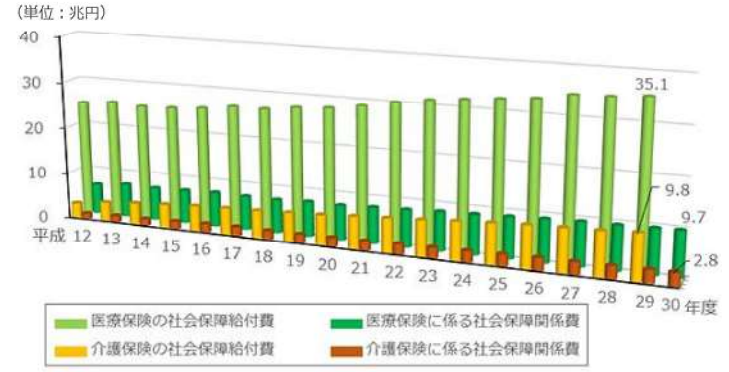

「将来見通し」(注)における医療給付費及び介護給付費

（単位：兆円、%）

区分	平成30年度（2018年度）	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
医療給付費	39.2	47.4 又は 47.8	66.7 又は 68.5
対ＧＤＰ比	7.0	7.3 又は 7.4	8.4 又は 8.7
介護給付費	10.7	15.3	25.8
対ＧＤＰ比	1.9	2.4	3.3
（参考）名目ＧＤＰ	564.3	645.6	790.6

医療保険に係る社会保障関係費

- ◆ 高齢者人口の増加に伴い、増加
- ◆ 一人当たり医科診療医療費に占める入院の比率が、年齢階層の上昇とともに高くなる傾向

介護保険に係る社会保障関係費

- ◆ 受給者数（特に80歳以上）の増加に伴い、増加
- ◆ 一人当たり介護給付費が多額な居住系、施設両サービスの比率が、年齢階層の上昇ともに高くなる傾向

「将来見通し」(注)によれば、令和22年度は平成30年度に対して
【医療給付費】 1.7倍
【介護給付費】 2.4倍

（注）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」
（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省　平成30年5月）

Copyright © Board of Audit of Japan

2-2 社会保障に関する検査の状況

各制度や個々の会計経理について点検
社会保障関係の制度や事業等の改善・問題提起

- ➢ 事業費に不適切なものが含まれていないか点検し、不適切なものがあればこれを指摘する（不当事項）
- ➢ 制度や仕組みに問題があれば対応を求める。この中には、国費の節減を求めるものも含まれる（処置要求・意見表示事項、処置済事項）
- ➢社会保障に係る主要な政策分野の施策の実施状況や課題を明らかにする（随時報告、国会要請、特定）

Copyright © Board of Audit of Japan

社会保障に係る指摘事項等の項目別内訳（直近5か年度分）

年度	不当事項		処置要求事項 意見表示事項		処置済事項		合　計		随時報告	国会からの検査要請事項	特定検査状況
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	件数	件数
令和2	56	19億8518万円	7	3億2241万円	1	2087万円	64	23億2846万円	0	0	2
3	155	85億6821万円	5	5億3117万円	1	4300万円	161	91億4238万円	0	0	0
4	149	38億5156万円	6	21億3179万円	5	11億4886万円	160	71億3221万円	2	0	0
5	137	56億9067万円	4	20億3889万円	5	3億5140万円	146	80億8096万円	0	0	1
6	93	35億8094万円	4	1億7824万円	1	－	98	37億5918万円	0	0	0

Copyright © Board of Audit of Japan

社会保障の検査の体制

制度の種別	主な給付事由	主な給付の種類	担当課
医療保険 （健康保険、国民健康保険等）	傷病・出産	医療保障	厚生３課
年金保険 （国民年金、厚生年金等）	老齢・障害・死亡	所得保障	厚生４課
介護保険	要介護状態	福祉サービス保障	厚生３課
雇用保険	失業・雇用継続困難	所得保障	厚生２課
労災保険	業務上又は通勤による傷病等	所得保障、医療保障	
児童福祉	障害等のため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態	福祉サービス保障	厚生１課
障害者福祉			
老人福祉			厚生３課
児童手当	児童養育	所得保障	厚生１課
児童扶養手当			
生活保護	生活困窮	所得保障、医療保障、福祉サービス	
独法等の病院による医療等の提供	疾病等	医療の実施	上席医療

（注）　上席医療においては、新型コロナウイルス感染症対策のための医療等に係る補助金等も検査している。

Copyright © Board of Audit of Japan

3 高齢化問題に対応する検査報告事例

Copyright © Board of Audit of Japan

3-1 事例1：高齢者保健事業について

○「後期高齢者医療広域連合による高齢者保健事業の実施に対して交付された補助金等の効果及び高齢者保健事業における**診療情報の活用**について」 【R4：意見表示】

《診療情報の活用に関する部分》

健康診査等の概要

- ✓ 後期高齢者医療広域連合（広域連合）は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である後期高齢者に対して、**健康診査**等の高齢者保健事業を行う努力義務あり。厚生労働省は、後期高齢者医療制度事業費補助金等により広域連合が行う健康診査に要する経費の一部を補助
- ✓ **健康診査**は、疾病予防等を目的として、受診勧奨（医療機関での受診を奨めること）や保健指導の対象者を**抽出**するために行うものであり、高齢者保健事業の中核的事業の一つ
- ✓ 市区町村国保が実施する**特定健康診査**では、診療情報を特定健康診査の結果として活用することが認められている

Copyright © Board of Audit of Japan

診療情報の活用が行われていない事態　⇒　国費の節減に向けて意見

後期高齢者には、生活習慣病の治療のために医療機関で診療を受けている者も多いと考えられる

特定健康診査の場合と同様に
診療情報の活用の余地がある

健康診査の全受診者について、診療情報と健康診査の情報を突合した結果

① 2年度の健康診査に係る補助金等の対象者	② ①のうち元年度に同じ検査項目の検査を受けていた人数	③ ②のうち2年度も同じ検査項目の検査を受けていた人数
4,195,246人	791,516人 （①の18.9%）	472,548人 （①の11.3%）

広域連合が医療機関から診療情報の提供を受けることで、被保険者に健康診査を受診させる必要がなくなる
⇒・被保険者：健康診査と診療との間で検査項目の重複を避けることが可能
・国：健康診査を受診しない結果となる被保険者に係る**補助金等の交付額の削減が可能**

表示した意見　広域連合が診療情報を活用することができるための**具体的な方策**を検討すること

Copyright © Board of Audit of Japan

3-2　事例２：国民健康保険について

○「国民健康保険の療養給付費負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めるよう周知することによって、同負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの」
【R5：処置済事項】

本事例の趣旨

- ✓ 厚生労働省は、国民健康保険法に基づき、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化を図るために、都道府県に対して**療養給付費負担金**（以下「負担金」）を交付
  → 都道府県は、負担金を他の公費等と合わせて、療養の給付等に必要な費用に充てるための財源として、市町村に対して交付
- ✓ 平成30年度の制度改正以降も、負担金が過大に交付されていた事態を繰り返し指摘

  「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの（不当事項）」
  ・R３　6件（110,075,926円）　　・R４　8件（331,211,605円）
- ✓ 負担金の交付額の算定は適正に行われているか、負担金の交付額の算定誤りを防止する方策は十分なものになっているかなどについて検査

Copyright © Board of Audit of Japan

図1　交付額基礎医療給付費用額の算出過程（イメージ）

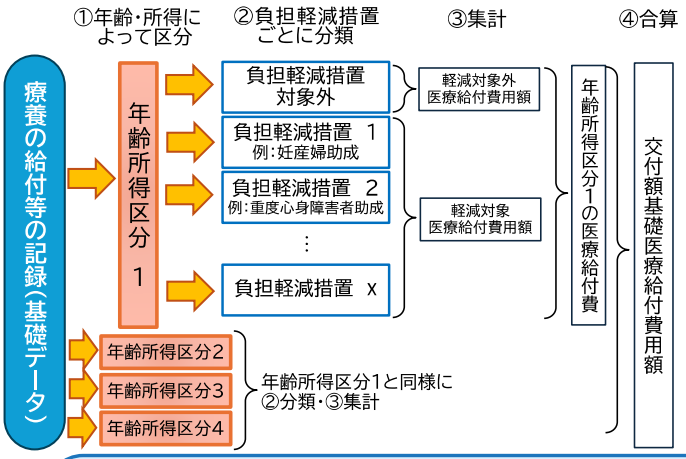

図2　事業年報の医療給付費の算出過程（イメージ）

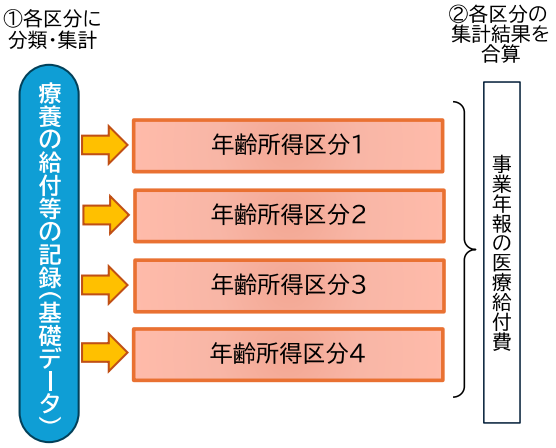

- 交付額基礎医療給付費用額（以下「費用額」）の算出過程は、負担軽減措置に伴う減額調整を行うために細分化されており、作業の工程が多くなっているために、算定誤りが発生しやすい
- 事業年報の医療給付費は、費用額と同じ基礎データを集計して算出したもの。減額調整を考慮する必要がないため、算出過程が比較的単純で、算定誤りが生じにくい
- 費用額と医療給付費を突合することにより、費用額の算出誤りが発見できる

負担金の算定ミスを自治体自らがチェックすることで、（増こう傾向にある）国費を節減

Copyright © Board of Audit of Japan

4　少子化問題に対応する検査報告事例

Copyright © Board of Audit of Japan

4-1　事例1：公立小中学校の統廃合について

○「廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの」【H21：処置要求】

検査の結果

- 廃校1,139校、休校194校を対象に検査
- 廃校で35.9%、休校で74.7%が未活用
- 未活用となっている施設の活用の検討状況は、廃校で82.3%、休校で56.3%
  ただし、教育委員会以外の他部局を含めた検討を行っているものは、それぞれ65.5%、34.4%にとどまる
- 活用事例としては、老人福祉施設、保育施設、その他の社会福祉施設があった

廃校・休校となっている校舎の有効活用について処置を要求

Copyright © Board of Audit of Japan

4-2　事例2：子ども・子育て支援について

○「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について」
【R1：国会からの検査要請事項に関する報告】

《待機児童解消施策による効果の発現状況に係る部分》

検査の結果

- 保育施設等の整備が進捗したことなどにより申込児童数の増加に対応できるだけの利用定員数が確保されているものの、活用されていない利用定員数が余裕定員数となる一方で、一定数の待機児童等が発生している状況となっている
- 一定数の市町村で余裕定員が生じているのに、待機児童が発生しているのは、保育施設等の整備が、地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況等を十分踏まえないで実施されていることによる

効果の発現状況について検査し、不十分となっている原因を分析

Copyright © Board of Audit of Japan

5 その他の検査報告事例

Copyright © Board of Audit of Japan

事例：ノンステップバスの導入及びその活用について

○「国とバス事業者等関係者がより緊密に連携することなどにより、地域公共交通確保維持改善事業においてノンステップバスの導入が促進されるとともに、導入されたノンステップバスが既存のバスターミナルの移動等円滑化の促進等により、その特性をいかして有効に活用されるよう意見を表示したもの」【H26：意見表示】

事業の目的

高齢者等の移動に当たっての様々な障害の解消等を図る

- ✓ ノンステップバスの普及
- ✓ バスターミナルでの移動等円滑化の確保
- ✓ 高齢者等に対する分かりやすい運行情報の提供や乗務員等に対する教育訓練　など

検査の結果

補助事業者は

- ✓ 保有するバス全体に占めるノンステップバスの割合を考慮した導入目標等を定めていなかった
- ✓ 既存のバスターミナルの移動等円滑化（誘導ブロックの整備、段差の解消等）が進展していなかった
- ✓ ノンステップバスの運行情報の提供や乗務員に対する計画的な研修（例：車椅子用スロープ板等の操作要領）等、高齢者等のための取組が行われていなかった

表示した意見　**ノンステップバスの導入促進・有効活用のための意見を表示**

Copyright © Board of Audit of Japan

6 会計検査の実施体制上の課題

Copyright © Board of Audit of Japan

6-1 就職希望者の減・若年層の離職の増大（少子化）

就職先として選ばれ定着する職場にするには？

会計検査院での対策

- 新採用職員の検査課在籍期間確保
- 業務の効率化による単純作業からの解放
- ＯＪＴの見直し
- 業務時間の一部につき、検査能力等を向上させるための自主的な活動に充てられるようにする

【参考】生産年齢人口の減少、若年層のキャリア意識の変化などを主な背景に、採用試験申込者数の減少や、若年層職員の離職が増大しており、「国家公務員の人材確保は危機的な状況」（R6・人事院・人事行政諮問会議中間報告）

Copyright © Board of Audit of Japan

6-2 定年延長等により年齢構成が変化（高齢化）

シニア職員の活用を如何に進めるか？

- シニア職員の意欲の醸成 → これまでの経験が活かせる配置
- シニア職員の待遇 → 給与面は以前より改善（国家公務員全体）
- 組織としてシニア職員に何を求めるか？

  → 調査官としての働きか？
  それともアドバイザーか？

Copyright © Board of Audit of Japan

7 今後の課題及び展望

Copyright © Board of Audit of Japan

今後の課題及び展望

少子高齢化の進展を受けて、社会保障の受益と負担についての国民の関心は引き続き高く、さらに、財源を含む制度の持続可能性についての関心が高まっている。

これを踏まえ

- 中立的な第三者的な立場から、財政や社会保障の問題を、如何に切り取り発信していくか。
- 膨大・複雑な検査対象から、改善効果が大きい問題を如何に抽出していくか。
- 給付等の適正性の確保と、現場（地方自治体・事業者等）における事務負担の兼ね合いをどのように図っていくか。
- 年齢構成等の検査の実施体制が変わる中、如何に検査内容の充実を図っていくか。（例：新たな検査手法の開拓やテクノロジー導入の検討）

Copyright © Board of Audit of Japan

ご清聴ありがとうございました

会計検査院公式キャラクター
だめだゾウ

会計検査院公式キャラクター
りぼんちゃん

Copyright © Board of Audit of Japan